

## 令和8年度 建設リサイクル認定資材の募集のご案内 〈申請の手引〉

神奈川県県土整備局では、廃棄物を有効な資源として積極的に利用した建設リサイクル資材の利用拡大を図り、循環型社会づくりの形成に資するため、「県土整備局公共工事グリーン調達基準」等に基づき、認定対象品目の資材について次のとおり期間を定めて募集し、評価基準等に適合した資材を認定します。

### ■ 認定対象品目 16品目

- 再生加熱アスファルト混合物
- 再生コンクリート二次製品
- 再生木質ボード
- 再生セラミックタイル
- 再生人造鉱物繊維断熱材  
(グラスウール断熱材  
・ロックウール断熱材)
- 再生改良土
- 再生集成材・合板
- 再生流動性埋戻材
- 再生骨材等
- 再生舗装用ブロック  
(平板、インターロッキングブロック)
- 排水・通気用再生硬質塩化ビニル管
- 再生ビニル系床材
- 再生骨材コンクリート
- 再生バーク堆肥
- 再生モルタル
- 再生生コンクリート

### ■ 申請方法

- 認定対象品目の資材として認定を受けるにあたっては、次頁以降の制度概要や実施要領等を参照の上、申請書を作成し提出してください。
- 申請書の様式は、神奈川県ホームページ内の「建設リサイクル資材の募集・認定・率先利用」からダウンロードできます。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m2t/cnt/f7309/shizai/index.html>

### ■ 今回の募集期間（通年）

- 申請にあたっては、郵送いただくか、あらかじめご希望の日時をご連絡の上、書類を持参するようお願いいたします。（事前相談をご希望される場合は、電話等でご連絡をお願いいたします。）（認定品目「再生骨材等」においては、製造工場が県外にある場合は更新のみ取扱い、新規申請は停止しています。）

### ■ 受付場所（問合せ先、送付先）

- 神奈川県県土整備局都市部技術管理課建設リサイクルグループ  
〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 新庁舎12階  
電話番号 045-285-3203  
電子メール con-recycle.296@pref.kanagawa.lg.jp

### 〈目次〉

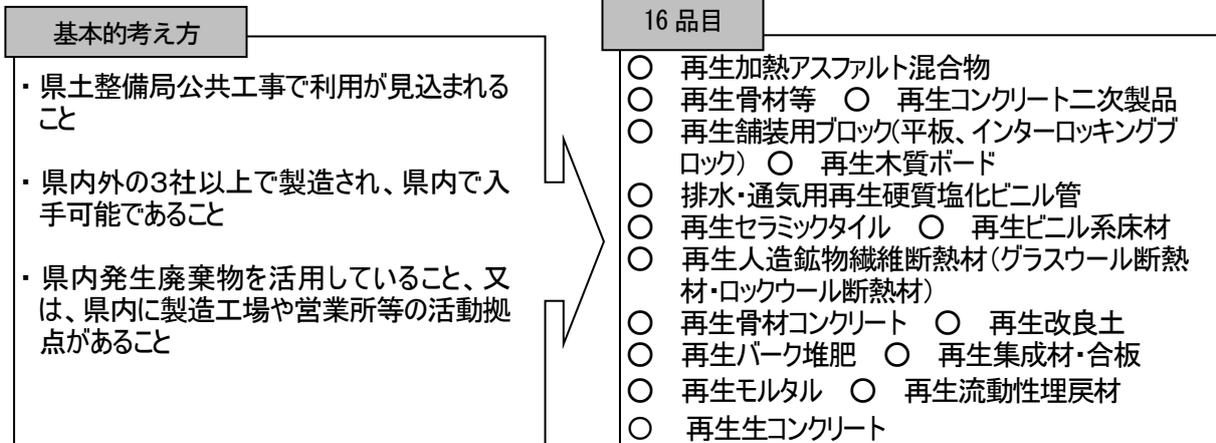
1	制度の概要	P 1-1
2	制度の概要図	P 2-1
3	県土整備局公共工事グリーン調達基準別表第8（認定対象品目の評価基準）	P 3-1 ~27
4	神奈川県県土整備局建設リサイクル資材評価実施要領	P 4-1 ~20
	申請書の記載例	P 4-21 ~214
5	コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領	P 5-1 ~26
	申請書の記載例	P 5-27 ~40
6	Q&A	P 6-1 ~5



# 1 制度の概要

## 1 募集資材の対象

- 募集資材は、県土整備局公共工事グリーン調達基準(以下「グリーン調達基準」という。)に定める「認定対象品目」の中から、期間を定めて募集します。
- 「認定対象品目」は、グリーン調達基準に定める特定調達品目(国の基準に準じたもの。以下「特定調達品目」という。)の中から、次の「基本的考え方」を勘案して該当するものについて、「神奈川県県土整備局建設リサイクル資材評価委員会(以下「評価委員会」という。)」に意見を聞いた上で、移行して位置付けています。



- なお、「認定対象品目」は、今後、「特定調達品目」の中から基本的考え方を勘案して該当するものを移行して位置付けていく予定です。

## 2 資材の募集・認定

- 「認定対象品目」の資材の募集・認定は、それぞれ次の区分により行います。

神奈川県県土整備局建設リサイクル資材評価実施要領	コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 再生加熱アスファルト混合物</li> <li>○ 再生コンクリート二次製品</li> <li>○ 再生舗装用ブロック(平板、インターロッキングブロック)</li> <li>○ 再生木質ボード</li> <li>○ 排水・通気用再生硬質塩化ビニル管</li> <li>○ 再生セラミックタイル ○ 再生ビニル系床材</li> <li>○ 再生人造鉱物繊維断熱材(グラスウール断熱材・ロックウール断熱材)</li> <li>○ 再生骨材コンクリート ○ 再生改良土</li> <li>○ 再生パーク堆肥 ○ 再生集成材・合板</li> <li>○ 再生モルタル ○ 再生流動性埋戻材 ○ 再生生コンクリート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 再生骨材等</li> </ul>

## 3 資材の認定方法等

- 申請された資材は、2の各規定に基づき、グリーン調達基準に定める「認定対象品目」の評価基準(以下「評価基準」という。P3-1～27参照)に適合しているかどうか等について審査した上で認定を行い公表します。

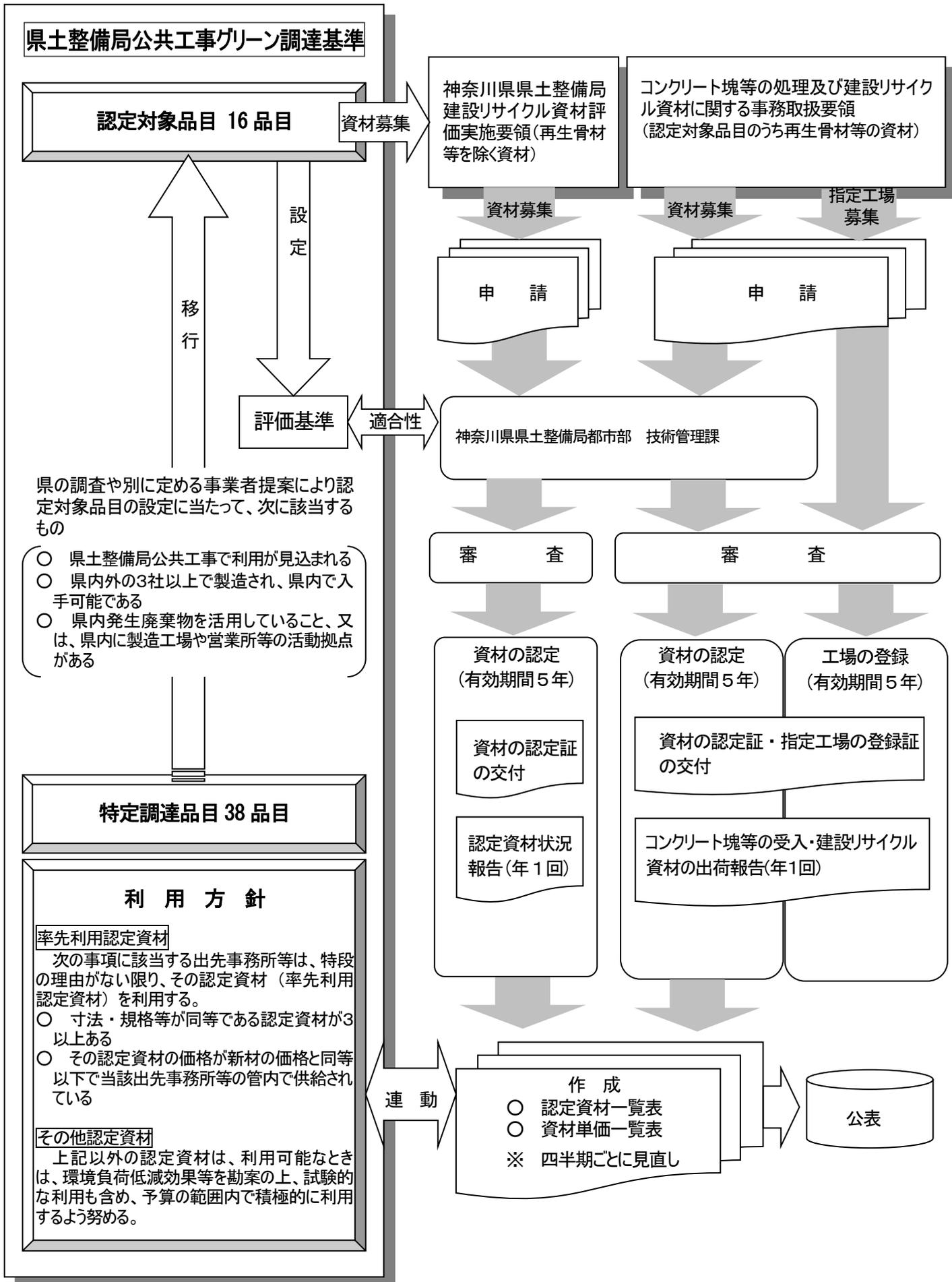
## 4 資材の利用

- 県土整備局は、認定資材の単価設定等を行った上で、グリーン調達基準に定める利用方針に基づき、次の区分のとおり分類して利用します。

率先利用認定資材	その他認定資材
<p>次の事項に該当する出先事務所等は、特段の理由がない限り、その認定資材(率先利用認定資材)を利用します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 寸法・規格等が同等である認定資材が3以上ある</li> <li>○ その認定資材の価格※が新材の価格※と同等以下で当該出先事務所等の管内で供給されている</li> </ul>	<p>左記以外の認定資材は、利用可能なときは、環境負荷低減効果等を勘案の上、試験的な利用も含め、予算の範囲内で積極的に利用するよう努めます。</p>

※「価格」とは、県の価格調査等で設定した価格をいいます。以下同じです。

## 2 制度の概要図



### 3 県土整備局公共工事グリーン調達基準の認定対象品目の評価基準

品目名：再生加熱アスファルト混合物

#### ①評価対象資材

表1-1から表1-3までに掲げる製品の規格であって表1-4に掲げる再生資源を含有した道路等で使用する再生加熱アスファルト混合物を対象とする。

表1-1 マーシャル安定度試験基準値

混合物の種類	突き固め回数		空隙率%	飽和度%	安定度 kN	フロー値 (1/100cm)			
	1,000≦T	T<1,000							
再生粗粒度アスファルト混合物 (20)	75	50	3~7	65~85	4.90以上	20~40			
再生密粒度アスファルト混合物 (20)			3~6	70~85	4.90 (7.35) 以上				
再生密粒度アスファルト混合物 (13)					3~7		65~85	4.90以上	
再生細粒度アスファルト混合物 (13)			50	75~85					3.43以上
再生密粒度ギャップアスファルト混合物 (13)									
再生密粒度アスファルト混合物 (20F)	2~5	75~90			3.43以上				
再生密粒度アスファルト混合物 (13F)						3~5	75~85	4.90以上	
再生細粒度ギャップアスファルト混合物 (13F)	75	50	-	-	3.43以上				20~80
再生細粒度アスファルト混合物 (13F)						3~5	75~85	4.90以上	
再生密粒度ギャップアスファルト混合物 (13F)	75	50	-	-	3.43以上				20~40
再生開粒度アスファルト混合物 (13)						50	-	-	
再生加熱アスファルト安定処理路盤材	50	-	3~12	-	3.43以上				10~40

[注1] T：舗装計画交通量（台/日・方向）

[注2] ( ) 内は、舗装計画交通量 T≧1,000 で突固め回数が両面 75 回の場合とする。

[注3] 積雪寒冷地域の場合など、1,000≦舗装計画交通量 T≦3,000 であっても流動によるわだち掘れのおそれが少ないところでは突固め回数を 50 回とする。

[注4] 積雪寒冷地域の舗装の表層に適用する場合には、再生加熱アスファルト混合物の摩擦抵抗性などを十分調査して使用することが望ましい。

[注5] 水の影響を受けやすいと思われる再生加熱アスファルト混合物又はそのような箇所に舗設される再生加熱アスファルト混合物の場合は、次式で求めた残留安定度が75%以上であることが望ましい。

$$\text{残留安定度 (\%)} = (60^\circ\text{C, 48 時間水浸後の安定度} / \text{安定度}) \times 100$$

また、必要に応じて消石灰、セメントまたは離防止剤を使用するなどの対策を行うことが望ましい。

表1-2 粒度範囲とアスファルト量

混合物の種類	仕上がり厚cm	最大粒度	通過質量百分率 %									再生アスファルト量%
			26.5	19	13.2	4.75	2.36	0.600	0.300	0.150	0.075	
再生粗粒度アスファルト混合物 (20)	4~6	20	100	95~100	70~90	35~55	20~35	11~23	5~16	4~12	2~7	4.5~6
再生密粒度アスファルト混合物 (20)	4~6	20	100	95~100	75~90	45~65	35~50	18~30	10~21	6~16	4~8	5~7
再生密粒度アスファルト混合物 (13)	3~5	13	-	100	95~100	55~70	35~50	18~30	10~21	6~16	4~8	5~7
再生細粒度アスファルト混合物 (13)	3~5	13	-	100	95~100	65~80	50~65	25~40	12~27	8~20	4~10	6~8
再生密粒度ギャップアスファルト混合物 (13)	3~5	13	-	100	95~100	35~55	30~45	20~40	15~30	5~15	4~10	4.5~6.5
再生密粒度アスファルト混合物 (20F)	4~6	20	100	95~100	75~95	52~72	40~60	25~45	16~33	8~21	6~11	6~8
再生密粒度アスファルト混合物 (13F)	3~5	13	-	100	95~100	52~72	40~60	25~45	16~33	8~21	6~11	6~8
再生細粒度ギャップアスファルト混合物 (13F)	3~5	13	-	100	95~100	60~80	45~65	40~60	20~45	10~25	8~13	6~8
再生細粒度アスファルト混合物 (13F)	3~4	13	-	100	95~100	75~90	65~80	40~65	20~45	15~30	8~15	7.5~9.5
再生密粒度ギャップアスファルト混合物 (13F)	3~5	13	-	100	95~100	45~65	30~45	25~40	20~40	10~25	8~12	5.5~7.5
再生開粒度アスファルト混合物 (13)	3~4	13	-	100	95~100	23~45	15~30	8~20	4~15	4~10	2~7	3.5~5.5

[注1] 再生アスファルトとは、旧アスファルトに新アスファルトのみもしくは再生用添加剤と組み合わせで添加し調整したアスファルトのことをいう。

表1-3 再生アスファルトの規格

種 類	40~60	60~80	80~100
項 目			
針入度(25°C) 1/10mm	40 を超え 60 以下	60 を超え 80 以下	80 を超え 100 以下
軟化点°C	47.0~55.0	44.0~52.0	42.0~50.0
伸度(15°C)cm	10 以上	100 以上	100 以上
トルエン可溶分 %	99.0 以上	99.0 以上	99.0 以上
引火点°C	260 以上	260 以上	260 以上
薄膜加熱質量変化率 %	0.6 以下	0.6 以下	0.6 以下
薄膜加熱針入度残留率 %	58 以上	55 以上	50 以上
蒸発後の針入度比 %	110 以下	110 以下	110 以下
密度 (15°C) g/cm <sup>2</sup>	1.000 以上	1.000 以上	1.000 以上

〔注〕 製造時に組み合わせる新アスファルトの基準は神奈川県土木工事共通仕様書 第2編 材料編 表 2-2-16 舗装用石油アスファルトの規格による。

表1-4 再生加熱アスファルト混合物の再生資源の種類及び品質・性能

再生資源	再生資源の種類及び品質・性能																
アスファルトコンクリート 再生骨材	<p>表1-4-1 針入度を適用するアスファルトコンクリートの再生骨材の品質</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧アスファルトの含有量(%)</td> <td>3.8以上</td> </tr> <tr> <td>旧アスファルトの針入度 (25°C)1/10mm</td> <td>20以上</td> </tr> <tr> <td>骨材の微粒分量(%)</td> <td>5以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔注1〕 アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いるアスファルトを新アスファルトと称する。</p> <p>〔注2〕 アスファルトコンクリート再生骨材の旧アスファルトの含有量、針入度および骨材の微粒分量は、実際の製造に用いる13~0mmの粒度に適用する。なお、13mm以下が2種類に分類されている場合には、それぞれの粒度区分を別々に試験して合成比率に応じて計算により13~0mm相当分を求めてもよい。</p> <p>〔注3〕 旧アスファルトの含有量および骨材の微粒分量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。</p> <p>〔注4〕 骨材の微粒分量は「JIS A 1103:2014 骨材の微粒分量試験方法」により求める。</p> <p>〔注5〕 アスファルト混合物層の切断材は、アスファルトコンクリート再生骨材の品質に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。</p> <p>表1-4-2 圧裂係数を適用するアスファルトコンクリート再生骨材の品質</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧アスファルトの含有量(%)</td> <td>3.8以上</td> </tr> <tr> <td>アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂係数 (25°C)MPa/mm</td> <td>1.70以下</td> </tr> <tr> <td>骨材の微粒分量(%)</td> <td>5以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔注1〕 アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いるアスファルトを新アスファルトと称する。</p> <p>〔注2〕 アスファルトコンクリート再生骨材の旧アスファルトの含有量、針入度および骨材の微粒分量は、実際の製造に用いる13~0mmの粒度に適用する。なお、13mm以下が2種類に分類されている場合には、それぞれの粒度区分を別々に試験して合成比率に応じて計算により13~0mm相当分を求めてもよい。</p> <p>〔注3〕 旧アスファルトの含有量および骨材の微粒分量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。</p>	項目	目標値	旧アスファルトの含有量(%)	3.8以上	旧アスファルトの針入度 (25°C)1/10mm	20以上	骨材の微粒分量(%)	5以下	項目	目標値	旧アスファルトの含有量(%)	3.8以上	アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂係数 (25°C)MPa/mm	1.70以下	骨材の微粒分量(%)	5以下
項目	目標値																
旧アスファルトの含有量(%)	3.8以上																
旧アスファルトの針入度 (25°C)1/10mm	20以上																
骨材の微粒分量(%)	5以下																
項目	目標値																
旧アスファルトの含有量(%)	3.8以上																
アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂係数 (25°C)MPa/mm	1.70以下																
骨材の微粒分量(%)	5以下																

	<p>[注4] アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂係数を求める場合は、13～5mmと5～0mmに分級し、これらを質量比1：1に調整したうえで、最大密度の測定と供試体の作製に供する。作製した供試体の厚さは50.0±1.0mmとし、供試体が所定の空隙率（ノギスを用いる場合は9%、水中の見掛け質量を用いる場合は7%）を超えた場合、圧裂試験に供することはできない。</p> <p>[注5] 骨材の微粒分量は「JIS A 1103:2014 骨材の微粒分量試験方法」により求める。</p> <p>[注6] アスファルト混合物層の切削材は、アスファルトコンクリート再生骨材の品質に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がばらつきやすいので他アスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。</p>
道路用鉄鋼スラグ	JIS A 5015（道路用鉄鋼スラグ）に適合していること
一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグ	JIS A 5032（一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグ）に適合していること

## ②環境に対する安全性

- a. 特別管理（一般・産業）廃棄物を使用していないこと。
- b. 石綿を原料としていないこと。

## ③再生資源の含有率

①評価対象資材に定める再生資源を骨材に対する質量比で45%以上含有し、これ以外の再生資源を含有していないこと。

ただし、①評価対象資材に定める再生資源（JIS A 5032 一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグに限る。）を骨材に用いる場合は、骨材に対する質量比で10%程度含有していること。

## ④品質・性能

製品は、①評価対象資材に定める以下の規格に適合していること。

マーシャル安定度試験に対する基準値

粒度範囲とアスファルト量

舗装用石油アスファルトの規格

## ⑤品質管理

公的規格等取得工場で製造がなされ、当該規格に適合した品質管理がなされること。

## 品目名：再生骨材等

### ①評価対象資材

表2-1に掲げる再生資源を含有し、コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領第7条第2項の規定に基づく登録・認定証の交付を受けた工場から調達される路盤材、裏込材、埋戻材、基礎材等に使用する再生骨材等（再生砂 RC-10 を除く。）を対象とする。

表2-1 再生骨材等の原料となる再生資源

1	コンクリート塊
2	アスファルトコンクリート塊
3	路盤廃材
4	JIS A 5015 道路用鉄鋼スラグ
5	JIS A 5032 一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグ。

### ②環境に対する安全性

- a. 特別管理（一般・産業）廃棄物を使用していないこと。
- b. 石綿を原料としていないこと。

### ③再生資源の含有率

①評価対象資材に定める再生資源を100%使用していること。

ただし、①評価対象資材で定める再生資源（JIS A 5032 一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグに限る。）を用いる場合は、出荷時の質量比で5%程度含有していること。

### ④品質・性能

①評価対象資材で定める再生資源（JIS A 5015 道路用鉄鋼スラグ及びJIS A 5032 一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグを除く）を用いる場合は、①評価対象資材で定める再生資源の種別ごとの基準は、表2-3、表2-4に適合していること。

①評価対象資材で定める再生資源（JIS A 5015 道路用鉄鋼スラグ及びJIS A 5032 一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグに限る）を用いる場合の種類と主な用途は、表2-2によるものとし、①評価対象資材で定める再生資源の種別ごとの基準は、表2-3、表2-4に適合していること。

ただし、①評価対象資材に定める再生資源（JIS A 5032 一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグに限る。）を用いる場合は、JIS A 5032「一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグ」の規定に適合していること。

表2-2 道路用鉄鋼スラグと道路用溶融スラグの種類と主な用途

種類	名称	呼び名	主な用途
再生粒度調整碎石	粒度調整鉄鋼スラグ	MS	上層路盤材
	水硬性粒度調整鉄鋼スラグ	HMS	上層路盤材
	粒度調整溶融スラグ	MM	上層路盤材
再生クラッシュラン	クラッシュラン鉄鋼スラグ	CS	下層路盤材
	クラッシュラン溶融スラグ	CM	下層路盤材

表 2-3 ふるい分け試験の粒度範囲の品質規格

ふるい目の開き	粒度範囲 (呼び名)	40~0 (RC-40 CS-40 CM-40)	40~0 (RM-40 MM-40)	30~0 (RM-30 MM-30)	25~0 HMS-25	25~0 MS-25
	通過百分率 (%)					
	53mm	100	100			
	37.5mm	95~100	95~100	100		
	31.5mm	—	—	95~100	100	100
	26.5mm	—	—	—	95~100	95~100
	19mm	50~80	60~90	60~90	—	—
	13.2mm	—	—	—	60~80	55~85
	4.75mm	15~40	30~65	30~65	35~60	30~65
	2.36mm	5~25	20~50	20~50	25~45	20~50
	425 μm		10~30	10~30	10~25	10~30
	75 μm		2~10	2~10	3~10	2~10

注) ① 再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含んだ解砕されたままの見かけの骨材粒度を使用する。  
 ② 試験方法は (JIS A 1102) による。

表 2-4 品質規格 (ふるい分け試験の粒度範囲の品質規格を除く)

種 類		試験項目	規格値
呼び名	材 料		
再生粒度調整碎石 ①			
RM-40 RM-30	コンクリート塊 アスファルトコンクリート塊 路盤廃材	修正CBR試験 ② 塑性指数試験 (PI) ③ すりへり試験 ④	90%以上 4 以下 50%以下
MS-25 HMS-25	粒度調整鉄鋼スラグ 水硬性粒度調整鉄鋼スラグ	修正CBR試験 ② 呈色判定試験 ⑤⑨ 水浸膨張比 ⑥⑩ エージング期間⑩ 単位容積質量 ⑦ 一軸圧縮強さ (水硬性粒度調整鉄鋼スラグの み対象) ⑧	80%以上 呈色なし⑨ 1.0%以下⑩ 6 カ月以上⑩ 1.5kg/ℓ以上 1.2MPa 以上 (12MPa 以上)
MM-40 MM-30	粒度調整熔融スラグ	修正CBR試験 ② すりへり試験 ④	80%以上 50%以下
再生クラッシュラン ①			
RC-40	コンクリート塊 アスファルトコンクリート塊 路盤廃材	修正CBR試験 ② 塑性指数試験 (PI) ③ すりへり試験 ④	30%以上 6 以下 50%以下
CS-40	クラッシュラン鉄鋼スラグ	修正CBR試験 ② 呈色判定試験 ⑤⑨ 水浸膨張比 ⑥⑩ エージング期間⑩	30%以上 呈色なし⑨ 1.0%以下⑩ 6 カ月以上⑩
CM-40	クラッシュラン熔融スラグ	修正CBR試験 ②	20%以上

- 注) ① 再生資源を100%用いたクラッシュランを「再生クラッシュラン」、粒度調整碎石を「再生粒度調整碎石」として定義した。
- ② 試験方法は、「舗装調査・試験法便覧 E001」を参照する。特に指示されない限り最大乾燥密度の95%に相当するCBRを修正CBRとする。
- ③ 試験方法は、「舗装調査・試験法便覧 F005」を参照する。
- ④ 試験方法は、JIS A 1121 を参照する。
- ⑤ 試験方法は、「舗装調査・試験法便覧 E002」を参照する。
- ⑥ 試験方法は、「舗装調査・試験法便覧 B014」を参照する。
- ⑦ 試験方法は、「舗装調査・試験法便覧 A023」を参照する。
- ⑧ 試験方法は、「舗装調査・試験法便覧 E003」を参照する。
- ⑨ 試験項目及び規格値は高炉徐冷スラグを用いた道路用鉄鋼スラグに適用する。
- ⑩ 試験項目及び規格値は製鋼スラグを用いた道路用鉄鋼スラグに適用する。

#### ⑤品質管理

コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領第7条第2項の規定に基づく登録・認定証の交付を受けた工場から調達された製品であること。

品目名：再生コンクリート二次製品

①評価対象資材

表3-1に掲げる製品の規格及び種類であって表3-2に掲げる再生資源を含有したJISでI類又はII類に区分される再生コンクリート二次製品を対象とする。

表3-1 再生コンクリート二次製品の規格及び種類

JIS A 5371 プレキャスト無筋コンクリート製品 I類

大分類	小分類	寸法・規格等	
舗装・境界ブロック類	境界ブロック	地先境界ブロック	A B C
		片面歩車道境界ブロック	A B C
		両面歩車道境界ブロック	A B C
ブロック式擁壁類	積みブロック	コンクリート用積みブロック（滑面、粗面）	A 長方形 250×400×350 mm A 長方形 300×450×350 mm

JIS A 5372 プレキャスト鉄筋コンクリート製品 I類

大分類	小分類	寸法・規格等					
暗きよ類	鉄筋コンクリートブロックパース	(単位：mm)					
		600×600	700×700	800×800	900×600	900×900	
		1000×800	1000×1000	1000×1500	1100×1100		
		1200×800	1200×1000	1200×1200	1200×1500		
		1300×1300	1400×1400	1500×1000	1500×1200		
		1500×1500	1800×1200	1800×1500	1800×1800		
		2000×1500	2000×1800	2000×2000	2200×1800		
		2200×2200	2300×1500	2300×1800	2300×2000		
		2300×2300	2400×2000	2400×2400	2500×1500		
		2500×1800	2500×2000	2500×2500	2800×1500		
		2800×2000	2800×2500	2800×2800	3000×1500		
		3000×2000	3000×2500	3000×3000	3500×2000		
		3500×2500					
マンホール類	マンホール側塊	マンホール側塊 斜壁	600A 900	600B 1200	600C 1200	600D 1200	
		マンホール側塊 直壁	900A 1500A	900B 1500B	1200A 1500B	1200B 1500B	
路面排水溝類	U形側溝 (旧 JIS A 5345)	上ぶた式U形側溝(本体)	1種	150 300B 360B	180 300C 450	240 360A 600	300A
		上ぶた式U形側溝(ふた)	1種	150 360	180 450	240 600	300
			2種	150 360	180 450	240 600	300
	L形側溝	L形側溝	1種	250A	250B	300	350

注) JIS A 5371 で、舗装・境界ブロックに属する平板及びインターロッキングブロックは、再生舗装用ブロックの評価基準により審査する。

JIS A 5372 プレキャスト鉄筋コンクリート製品 II類

大分類	小分類	寸法・規格等				
暗きよ類	鉄筋コンクリート台付管	標準	ゴム輪装着タイプ	(単位：mm)		
				150×1000	150×2000	200×1000
				200×2000	250×2000	300×1000
				300×2000	350×1000	350×2000
				400×2000	400×2500	450×2000
				450×2500	500×2000	500×2500
		2種	耐震性高性能ゴムジョイント埋込タイプ	600×1250	600×2000	600×2500
				700×2000	700×2500	800×2000
				800×2500	900×2000	900×2500
				1000×2000	1000×2500	1100×2000
				1100×2500	1200×2000	1200×2500
				1350×2500	1500×2500	1800×2500
				3種		

表3-2 再生コンクリート二次製品の再生資源

骨材	1 コンクリート用スラグ骨材（高炉スラグ骨材） 2 コンクリート用スラグ骨材（フェロニッケルスラグ骨材） 3 コンクリート用スラグ骨材（銅スラグ骨材） 4 コンクリート用スラグ骨材（電気炉酸化スラグ骨材） 5 コンクリート用再生骨材H 6 コンクリート用再生骨材M 7 コンクリート用再生骨材L 8 一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化したコンクリート用溶融スラグ骨材
混和材	1 コンクリート用フライアッシュ 2 コンクリート用高炉スラグ微粉末 3 乾燥スラッジ微粉末
セメント	1 高炉セメント 2 フライアッシュセメント 3 エコセメント

- 注) ・エコセメントを用いた場合は、その全質量を含有率の算定に含めることができる。
- ・高炉セメントを用いた場合は、JIS R 5211 高炉セメントで示される種類ごとの高炉スラグの分量範囲内で使用する高炉セメントに含まれている高炉スラグの分量を含有率の算定に含めることができる。
  - ・フライアッシュセメントを用いた場合は、JIS R 5213 フライアッシュセメントで示される種類ごとのフライアッシュの分量範囲内で使用するフライアッシュセメントに含まれているフライアッシュの分量を含有率の算定に含めることができる。

**②環境に対する安全性**

- a. 特別管理（一般・産業）廃棄物を使用していないこと。
- b. 石綿を原料としていないこと。

**③再生資源の含有率**

以下のいずれかの含有率に適合していること。

- a. 評価対象資材に定める再生資源の「骨材」を用いる場合は、以下の式で算出した再生資源の含有率 $\alpha$ が15%以上であること。

$$\text{再生資源の含有率 } \alpha \text{ (\%)} = \frac{r_G G + r_S S}{G + S}$$

G :粗骨材の単位数 (kg/m<sup>3</sup>)

S :細骨材の単位数 (kg/m<sup>3</sup>)

r<sub>G</sub> :単位数あたりの粗骨材に対する再生粗骨材の質量比 (%)

r<sub>S</sub> :単位数あたりの細骨材に対する再生細骨材の質量比 (%)

- b. 評価対象資材に定める再生資源の「混和材」又は「セメント」を用いる場合は、結合材の全使用量に対する質量比で20%以上を使用していること。
- c. 評価対象資材に定める再生資源の「骨材」、「混和材」及び「セメント」のいずれかを組合わせて用いる場合は、製品に対する質量比で10%以上含有していること。

**④品質・性能**

製品は、「神奈川県土木工事共通仕様書」の第2編第2章第7節の「2-2-7-1 一般事項」及び以下のいずれかの規格に適合していること。

JIS A 5371 プレキャスト無筋コンクリート製品

JIS A 5372 プレキャスト鉄筋コンクリート製品

**⑤品質管理**

公的規格等取得工場で製造がなされ、当該規格に適合した品質管理がなされること。

品目名：再生舗装用ブロック（平板、インターロッキングブロック）

①評価対象資材

表4-1に掲げる製品の規格及び種類であって表4-2に掲げる再生資源を含有したJISでI類に区分される舗装用ブロックを対象とする。

表4-1 再生舗装用ブロックの規格及び種類

大分類	小分類	寸法・規格等	
舗装・境界 ブロック類	平板	普通	300 300×300×60 mm
	インターロッキング ブロック	普通	ブロック厚 60 mm ブロック厚 80 mm
		透水性	ブロック厚 60 mm ブロック厚 80 mm

表4-2 再生舗装用ブロックの再生資源

骨材	1 コンクリート用スラグ骨材（高炉スラグ骨材） 2 コンクリート用スラグ骨材（フェロニッケルスラグ骨材） 3 コンクリート用スラグ骨材（銅スラグ骨材） 4 コンクリート用スラグ骨材（電気炉酸化スラグ骨材） 5 コンクリート用再生骨材H 6 コンクリート用再生骨材M 7 コンクリート用再生骨材L 8 一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化したコンクリート用溶融スラグ骨材
混和材	1 コンクリート用フライアッシュ 2 コンクリート用高炉スラグ微粉末
セメント	1 高炉セメント 2 フライアッシュセメント 3 エコセメント

注) ・エコセメントを用いた場合は、その全質量を含有率の算定に含めることができる。  
 ・高炉セメントを用いた場合は、JIS R 5211 高炉セメントで示される種類ごとの高炉スラグの分量範囲内で使用する高炉セメントに含まれている高炉スラグの分量を含有率の算定に含めることができる。  
 ・フライアッシュセメントを用いた場合は、JIS R 5213 フライアッシュセメントで示される種類ごとのフライアッシュの分量範囲内で使用するフライアッシュセメントに含まれているフライアッシュの分量を含有率の算定に含めることができる。

②環境に対する安全性

- 特別管理（一般・産業）廃棄物を使用していないこと。
- 石綿を原料としていないこと。

③再生資源の含有率

①評価対象資材に定める再生資源を製品に対する質量比で20%以上含有していること。

④品質・性能

製品は、「神奈川県土木工事共通仕様書」の第2編第2章第7節の「2-2-7-1 一般事項」及び以下の規格に適合していること。

JIS A 5371 プレキャスト無筋コンクリート製品（舗装・境界ブロック類）

⑤品質管理

公的規格等取得工場で製造がなされ、当該規格に適合した品質管理がなされること。

品目名：再生木質ボード

①評価対象資材

表5-1に掲げる製品の規格及び種類であって、原則として合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材、かん木、小径木（間伐材を含む。）等（以下「木質再生資源」という。）又はJIS R 5214 エコセメントを含有したボードを対象とする。

表5-1 再生木質ボードの規格及び種類

JIS A 5905 繊維板

MDF

表裏面の状態による区分		厚さmm	接着剤の種類	曲げ強さ	
素地MDF	研磨板 (RS)	2.5 3	Mタイプ Pタイプ	30タイプ 25タイプ 15タイプ 5タイプ	
	化粧MDF	単板オーバーレイ (DV)			7 9 12
プラスチックオーバーレイ (DO)		15 18 21			
		塗装 (DC)			24 30

表記例 MDF DV-9-P25

インシュレーションボード

用途による区分	厚さmm	
タタミボード (T-IB)	10 15 20	
	A級インシュレーションボード (A-IB)	9 12
		シージングボード (S-IB)

表記例 インシュレーションボード S-IB-15

ハードボード

油、樹脂などの特殊処理及び表面の状態による区分		厚さmm	曲げ強さ	
油、樹脂などの特殊処理による区分	表面の状態による区分			
スタンダードボード (無処理) (S)	素地ハードボード	未研磨板 (RN)	2.5 3.5 5 7	35タイプ 25タイプ
		研磨板 (RS)		
	内装用化粧ハードボード (DI)	20タイプ		
テンパードボード (処理) (T)	素地ハードボード	未研磨板 (RN)		5 7
		研磨板 (RS)		
	外装用化粧ハードボード (DE)	7		

表記例 ハードボード T-RS-5-20

JIS A 5908 パーティクルボード

表裏面の状態による区分		厚さmm	接着剤の種類	曲げ強さ	
素地	無研磨板 (RN)	9	Mタイプ Pタイプ	18タイプ	
	研磨板 (RS)	10 12		13タイプ 8タイプ	
単板張り	無研磨板 (VN)	15		30-15タイプ	
	研磨板 (VS)	18			
化粧	単板オーバーレイ (DV)	20			
	プラスチックオーバーレイ (DO)	25			
	塗装 (DC)	30			18タイプ
		35			13タイプ
	40	8タイプ			

表記例 パーティクルボード RN-12-M18

JIS A 5404 木質系セメント板

種類		厚さmm					
木毛セメント板	硬質 (HW)	15	20	25	30	40	50
	普通 (NW)						
木片セメント板	硬質 (HF)	12	15	18	21	25	
	普通 (NF)	25	30	50			

表記例 木毛セメント板 HW-30

② 環境に対する安全性

- 特別管理（一般・産業）廃棄物を使用していないこと。
- 製品又は原料（再生資源）について、「土壌含有量調査に係る測定方法を定める件」（平成15年環境省告示第19号）の方法により試験を行い、「六価クロム化合物」及び「砒素及びその化合物」の含有量が、土壌汚染対策法施行規則第31条第2項の基準値に適合していること。  
また、木質再生資源以外の再生資源を用いる場合は、製品又は当該再生資源について、「土壌含有量調査に係る測定方法を定める件」（平成15年環境省告示第19号）の試験方法により測定し、土壌汚染対策法施行規則第31条第2項の基準値に適合していること。
- 石綿を原料としていないこと。
- 建物の内装材にあっては、建築基準法施行令第20条の7の技術基準で使用制限を受けない材料であること。

③ 再生資源の含有率

合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材、かん木、小径木（間伐材を含む。）等の再生資源である木質材料又は植物繊維を木質部の原料として概ね100%使用していること。

ただし、木質系セメント板にエコセメントを使用した場合は、この限りでない。

④ 品質・性能

製品は、以下のいずれかの規格に適合していること。

- JIS A 5905 繊維板
- JIS A 5908 パーティクルボード
- JIS A 5404 木質系セメント板

⑤ 品質管理

公的規格等取得工場で製造がなされ、当該規格に適合した品質管理がなされること。

⑥ その他

合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材、かん木、小径木（間伐材を含む。）等の再生資源以外の木質材料にあっては、原料として使用される原木は、その伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らし合法的な木材であり、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。

**品目名：排水・通気用再生硬質塩化ビニル管**

**①評価対象資材**

表6-1に掲げる製品の規格及び種類であって廃棄された硬質塩化ビニル管・継手を再生資源として含有した硬質塩化ビニル管を対象とする。

表6-1 排水・通気用再生硬質塩化ビニル管の規格及び種類

区分	径mm	仕様
RF-VP (JIS K 9798)	40, 50, 65, 75, 100, 125, 150	プレーンエンド直管
RS-VU (JIS K 9797)	100, 150, 200, 300	プレーンエンド直管
RS-VU (AS62)	100, 150, 200, 300	プレーンエンド直管 ゴム輪受け口片受け直管 ゴム輪受け口両受け直管
REP-VU (AS58)	40, 50, 65, 75, 100, 125, 150	プレーンエンド直管
VP, VM, VU, HIVP, IDVP, ISVP, IWVP (JIS K 6741)	13, 16, 20, 25, 30, 40, 50, 65, 75, 100, 125, 150, 200, 250, 300, 350, 400, 450, 500, 600, 700	プレーンエンド直管 ゴム輪受け口片受け直管 ゴム輪受け口両受け直管 接着受口片受直管

**②環境に対する安全性**

- a. 特別管理（一般・産業）廃棄物を使用していないこと。
- b. 石綿を原料としていないこと。

**③再生資源の含有率**

再生硬質塩化ビニルを製品に対する質量比で80%以上含有していること。

ただし、製品が、JIS K 9797 リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管又はJIS K 9798 リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管の規格に適合するものは、再生硬質塩化ビニルを製品に対する質量比で30%以上含有していること。

**④品質・性能**

製品は、以下のいずれかの規格に適合していること。

塩化ビニル管・継手協会 排水用リサイクル硬質塩化ビニル管 (REP) AS58

塩化ビニル管・継手協会 下水道用リサイクル三層硬質塩化ビニル管 (RS-VU) AS62

JIS K 9797 リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管

JIS K 9798 リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管

JIS K 6741 硬質ポリ塩化ビニル管

**⑤品質管理**

公的規格等取得工場で製造がなされ、当該規格に適合した品質管理がなされること。

品目名：再生セラミックタイル

①評価対象資材

表7-1に掲げる製品の規格であって表7-2に掲げる再生資源を含有した陶磁器質タイルを対象とする。

表7-1 再生陶磁器質タイルの規格

区分	種類
1 床タイル (I類)	1 M100mm×100mm 無ゆう
	2 M150mm×150mm 無ゆう
	3 M200mm×200mm 無ゆう
	4 M300mm×300mm 無ゆう
	5 M600mm×300mm 無ゆう
	6 M600mm×600mm 無ゆう
2 床モザイクタイル (I類)	1 M 25mm×25mm 施ゆう・無ゆう
	2 M 50mm×50mm 施ゆう・無ゆう
3 床階段用タイル (I類)	1 M100mm×100mm 垂れ付き 無ゆう
	2 M150mm×150mm 垂れ付き 無ゆう
4 内装壁タイル (Ⅲ類)	1 M100mm×100mm 施ゆう
5 内装壁モザイクタイル (I類)	1 M 50mm×50mm 45mm×45mm 平物 施ゆう
	2 M100mm×50mm 95mm×45mm 平物 施ゆう
	3 M 25mm×25mm 施ゆう・無ゆう
	4 (45mm+45mm)×45mm 役物 施ゆう
	5 (95mm+45mm)×45mm 役物 施ゆう
	6 (45mm+45mm)×95mm 役物 施ゆう
6 外装壁タイル (I類)	1 108mm×60mm 平物 施ゆう・無ゆう
	2 227mm×60mm 平物 施ゆう・無ゆう
	3 (108mm+50mm)×60mm 役物 施ゆう・無ゆう
	4 (168mm+50mm)×60mm 役物 施ゆう・無ゆう
	5 (60mm+50mm)×108mm 役物 施ゆう・無ゆう
	6 (60mm+50mm)×227mm 役物 施ゆう・無ゆう
	7 M 50mm×50mm 45mm×45mm 平物 施ゆう
	8 M100mm×50mm 95mm×45mm 平物 施ゆう
	9 (45mm+45mm)×45mm 役物 施ゆう
	10 (95mm+45mm)×45mm 役物 施ゆう
	11 (45mm+45mm)×95mm 役物 施ゆう
7 外装壁タイル (Ⅱ類)	1 108mm×60mm 平物 無ゆう
	2 227mm×60mm 平物 無ゆう
	3 (108mm+50mm)×60mm 役物 無ゆう
	4 (168mm+50mm)×60mm 役物 無ゆう
	5 (60mm+50mm)×108mm 役物 無ゆう
	6 (60mm+50mm)×227mm 役物 無ゆう

注) 評価対象資材は、「種類」欄に掲げる種類ごとに、それぞれ製造者が使いやすい形状や色合いの再生陶磁器質タイルをスタンダードとして常時在庫している標準品の一の製品とする。また、「区分」欄の5及び6は、同一の製品群のものとする。

表7-2 再生陶磁器質タイルの原料となる再生資源

- 1 採石及び窯業廃土
- 2 珪砂水簸時の微小珪砂（キラ）
- 3 鉄鋼スラグ
- 4 鋳物砂
- 5 陶磁器くず
- 6 石炭灰（フライアッシュ）
- 7 廃ガラス
- 8 製紙スラッジ
- 9 アルミスラッジ
- 10 磨き砂汚泥
- 11 石材くず
- 12 都市ごみ焼却灰溶融スラグ
- 13 下水道汚泥焼却灰
- 14 下水道汚泥溶融スラグ
- 15 上水道汚泥

注)・溶融品に少量の着色剤を添加する製品は、含有率の算定に用いる全原料の質量に着色剤の質量を含まない。

・再生軽量骨材（絶乾密度：粗骨材 2.0g/cm<sup>3</sup>未満、細骨材 2.3g/cm<sup>3</sup>未満）を用いる製品は、次式で算出した値が20%以上であればよい。

$$\text{含有率(\%)} = \left( \frac{\text{再生軽量骨材の} 1.7/\text{単位容積質量} \times \text{再生軽量骨材の質量} + \text{他の再生資源の質量}}{\text{製品質量}} \right) \times 100$$

有効数字：小数点以下2桁（3桁目を四捨五入） 1.7：普通骨材の単位容積質量

## ②環境に対する安全性

- a. 特別管理（一般・産業）廃棄物を使用していないこと。
- b. ①評価対象資材に定める再生資源（都市ごみ焼却灰溶融スラグ及び下水道汚泥溶融スラグを除く。）を用いる場合は、製品又は原料（再生資源）について、「土壤溶出量調査に係る測定方法を定める件」（平成15年環境省告示第18号）の方法により試験を行い、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素の溶出量が、土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準値に適合していること。ただし、これら以外の有害物質の溶出が懸念される場合は、当該有害物質に係る基準に適合していること。  
①評価対象資材に定める再生資源（都市ごみ焼却灰溶融スラグ及び下水道汚泥溶融スラグに限る。）を用いる場合は、JIS A 5031 一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化したコンクリート用溶融スラグ骨材の5.1（一般事項）及び5.7（環境安全品質基準）に適合していること。
- c. 石綿を原料としていないこと。

## ③再生資源の含有率

- ①評価対象資材に定める再生資源を製品に対する質量比で20%以上含有していること。

## ④品質・性能

製品は、以下の規格に適合していること。

JIS A 5209 セラミックタイル

## ⑤品質管理

公的規格等取得工場で製造がなされ、当該規格に適合した品質管理がなされること。

品目名：再生ビニル系床材

①評価対象資材

表8-1に掲げる製品の規格であって再生ビニル樹脂系材料を含有したビニル系床材を対象とする。

表8-1 再生ビニル系床材の規格

区分	種類
ビニル床シート	1 発泡層がなく複層のもの F S 2.0mm 無地
	2 発泡層がなく複層のもの F S 2.0mm 柄物
	3 発泡層がなく複層のもの F S 2.5mm 無地
	4 発泡層がなく複層のもの F S 2.5mm 柄物
コンポジションビニル床タイル	K T 2.0mm

注) 評価対象資材は、「種類」欄に掲げる種類ごとに、それぞれ製造者が使いやすい形状や色合いの再生ビニル系床材をスタンダードとして常時在庫している標準品の一の製品とする。

②環境に対する安全性

- a. 特別管理（一般・産業）廃棄物を使用していないこと。
- b. 工場内副産物以外の再生資源を用いる場合は、製品又は原料（再生資源）について、「土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件」（平成15年環境省告示第18号）の方法により試験を行い、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素の溶出量が、土壌汚染対策法施行規則第31条第1項の基準値に適合していること。ただし、これら以外の有害物質の溶出が懸念される場合は、当該有害物質に係る基準に適合していること。
- c. 建物の内装材にあつては、建築基準法施行令第20条の7の技術基準で使用制限を受けない材料であること。
- d. 石綿を原料としていないこと。

③再生資源の含有率

再生ビニル樹脂系材料が製品に対する質量比で15%以上含有していること。

④品質・性能

製品は、以下の規格に適合していること。

JIS A 5705 ビニル系床材

⑤品質管理

公的規格等取得工場で製造がなされ、当該規格に適合した品質管理がなされること。

品目名：再生人造鉱物繊維断熱材（グラスウール断熱材・ロックウール断熱材）

①評価対象資材

表9-1に掲げる製品の規格であって廃ガラス（ガラスカレットを含む。以下「廃ガラス等」という。）を含有したグラスウール断熱材又は鉄鋼スラグ（工場内副産物を含む。以下「鉄鋼スラグ」という。）若しくはロックウール製品（保温・断熱材、天井材又は農材用ロックウールに限る。）の廃材を破碎・溶融処理したもの（以下「ロックウール製品廃材」という。）を含有したロックウール断熱材を対象とする。

表9-1 再生人造鉱物繊維断熱材の規格  
グラスウール断熱材

区分	呼び方		内径 (mm)	厚さ (mm)					密度	表面仕上げ
保温筒	15A	1/2B	22	20	25	30	—	—	45~90 kg/m <sup>3</sup>	被覆されていないもの又はアルミガラスクロスにより被覆されているものとする。
	20A	3/4B	27	20	25	30	—	—		
	25A	1B	34	20	25	30	—	—		
	32A	11/4B	43	20	—	30	40	—		
	40A	11/2B	49	20	—	30	40	—		
	50A	2B	61	20	—	30	40	—		
	65A	21/2B	76	20	—	—	40	—		
	80A	3B	89	20	—	—	40	—		
	100A	4B	114	—	25	—	40	—		
	125A	5B	140	—	25	—	40	—		
	150A	6B	165	—	25	—	40	—		
	200A	8B	216	—	—	—	40	50		
	250A	10B	267	—	—	—	40	50		
	300A	12B	319	—	—	—	40	50		
保温帯	—	—	—	25					40kg/m <sup>3</sup>	寒冷紗又はアルミガラスクロスにより被覆されているものとする。
	—	—	—	50						
保温板	—	—	—	25					40kg/m <sup>3</sup>	被覆されていないもの又はガラスクロス若しくはアルミガラスクロスにより被覆されているものとする。
	—	—	—	50						

注)・保温筒の評価対象資材は、「呼び方」欄に掲げる呼び方又は「厚さ」欄に掲げる厚さごとに、それぞれ製造者が使いやすい形状や色合いの再生人造鉱物繊維断熱材をスタンダードとして常時在庫している標準品の一の製品（表面仕上げが異なる場合は、それぞれ異なる一の製品とする。）とする。

・保温帯及び保温板の評価対象資材は、「厚さ」欄に掲げる厚さごとに、それぞれ製造者が使いやすい形状や色合いの再生人造鉱物繊維断熱材をスタンダードとして常時在庫している標準品の一の製品（表面仕上げが異なる場合は、それぞれ異なる一の製品とする。）とする。

ロックウール断熱材									
区分	呼び方		内径 (mm)	厚さ (mm)				密度	表面仕上げ
保温筒	15A	1/2B	22	15A	1/2B	22	20	40~200 kg/m <sup>3</sup>	被覆されていないもの又はアルミガラスクロスにより被覆されているものとする。
	20A	3/4B	27	20A	3/4B	27	20		
	25A	1B	34	25A	1B	34	20		
	32A	11/4B	43	32A	11/4B	43	20		
	40A	11/2B	49	40A	11/2B	49	20		
	50A	2B	61	50A	2B	61	20		
	65A	21/2B	76	65A	21/2B	76	20		
	80A	3B	89	80A	3B	89	20		
	100A	4B	114	100A	4B	114	—		
	125A	5B	140	125A	5B	140	—		
	150A	6B	165	150A	6B	165	—		
	200A	8B	216	200A	8B	216	—		
	250A	10B	267	250A	10B	267	—		
	300A	12B	319	300A	12B	319	—		
保温帯	—	—	—	25				1号(40~100kg/m <sup>3</sup> )	寒冷紗又はアルミガラスクロスにより被覆されているものとする。
	—	—	—	50					
保温板	—	—	—	25				1号(40~100kg/m <sup>3</sup> )	被覆されていないもの又はガラスクロス若しくはアルミガラスクロスにより被覆されているものとする。
	—	—	—	50					

注)・保温筒の評価対象資材は、「呼び方」欄に掲げる呼び方又は「厚さ」欄に掲げる厚さごとに、それぞれ製造者が使いやすい形状や色合いの再生人造鉱物繊維断熱材をスタンダードとして常時在庫している標準品の一の製品（表面仕上げが異なる場合は、それぞれ異なる一の製品とする。）とする。

・保温帯及び保温板の評価対象資材は、「厚さ」欄に掲げる厚さごとに、それぞれ製造者が使いやすい形状や色合いの再生人造鉱物繊維断熱材をスタンダードとして常時在庫している標準品の一の製品（表面仕上げが異なる場合は、それぞれ異なる一の製品とする。）とする。

#### ②環境に対する安全性

- 特別管理（一般・産業）廃棄物を使用していないこと。
- 製品又は原料（再生資源）について、「土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件」（平成15年環境省告示第18号）の方法により試験を行い、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素の溶出量が、土壌汚染対策法施行規則第31条第1項の基準値に適合していること。ただし、これら以外の有害物質の溶出が懸念される場合は、当該有害物質に係る基準に適合していること。
- 建物の内装材にあつては、建築基準法施行令第20条の7の技術基準で使用制限を受けない材料であること。
- 石綿を原料としていないこと。

#### ③再生資源の含有率

グラスウール断熱材については、廃ガラス等を製品の基材部分に対する質量比で80%以上含有していること。

ロックウール断熱材については、鉄鋼スラグ又はロックウール製品廃材を製品の基材部分に対する質量比で85%以上含有していること。

#### ④品質・性能

製品は、以下の規格に適合していること。

JIS A 9504 人造鉱物繊維保温材

#### ⑤品質管理

公的規格等取得工場で製造がなされ、当該規格に適合した品質管理がなされること。

品目名：再生骨材コンクリート

①評価対象資材

表 10-1 に掲げる製品の規格であって、表 10-2 に掲げる再生資源を配合したコンクリートを対象とする。ただし、使用する再生資源によって表 10-3 に掲げる部材及び部位のみの使用に制限する。

表 10-1 再生骨材コンクリートの規格及び種類

種類	呼び強度 (N/mm <sup>2</sup> )	スランプ (cm)	粗骨材の最大寸法 (mm)
再生骨材コンクリートH	18, 21, 24, 27,	8, 10, 12, 15,	20, 25
再生骨材コンクリートML	30	18	

注) 再生骨材コンクリートMLには建築基準法第 37 条第 2 号に規定する国土交通大臣の認定を受けたコンクリートを含む。

表 10-2 再生骨材コンクリートの再生資源

種類	再生資源	用途	品質・性能
再生骨材コンクリートH	コンクリート用再生骨材H	骨材	「JIS A 5021 コンクリート用再生骨材H」に適合すること。
再生骨材コンクリートML	コンクリート用再生骨材M		「JIS A 5022 附属書A コンクリート用再生骨材M」に適合すること。
	コンクリート用再生骨材L		「JIS A 5023 附属書A コンクリート用再生骨材L」に適合すること。
	建築基準法第 37 条第 2 号に規定する国土交通大臣の認定を受けたコンクリートにおける再生骨材		建築基準法第 37 条第 2 号に規定する国土交通大臣の認定に係る性能評価基準に適合すること。

表 10-3 再生骨材コンクリートの種類に応じた使用部材及び部位の制限

種類	使用部材及び部位の制限
再生骨材コンクリートH	制限なし
再生骨材コンクリートML	裏込めコンクリート、間詰めコンクリート、均しコンクリート、捨てコンクリート等、高い強度・高い耐久性が要求されない、または、乾燥収縮・凍結融解の影響を受けにくい部材及び部位。 ただし、建築基準法上の建築物の基礎、主要構造部その他安全上、防火上又は衛生上重要である建築基準法施行令第144条の3で定める部分には使用しない。

②環境に対する安全性

- a. 特別管理（一般・産業）廃棄物を使用していないこと。
- b. 石綿を原料としていないこと。

③再生資源の含有率

評価対象資材に定める再生資源を用い、以下の式で算出した再生資源の含有率 $\alpha$ が15%以上であること。

$$\text{再生資源の含有率 } \alpha (\%) = \frac{r_G G + r_S S}{G + S}$$

G : 粗骨材の単位量 (kg/m<sup>3</sup>)

S : 細骨材の単位量 (kg/m<sup>3</sup>)

r<sub>G</sub> : 単位量あたりの粗骨材に対する再生粗骨材の質量比 (%)

r<sub>S</sub> : 単位量あたりの細骨材に対する再生細骨材の質量比 (%)

**④品質・性能**

製品は、以下のいずれかの規格に適合していること。

JIS A 5308 レディーミクストコンクリート

(ただし、「JIS A 5021 コンクリート用再生骨材H」を用いたコンクリート)

JIS A 5022 再生骨材コンクリートM

JIS A 5023 再生骨材コンクリートL

建築基準法第37条第2号に規定する国土交通大臣の認定を受けたコンクリート

(ただし、塩化物含有量は、塩化物イオン ( $cl^-$ ) 量として  $0.3 \text{ kg/m}^3$ 以下とする。)

**⑤品質管理**

公的規格等取得工場で製造がなされ、当該規格に適合した品質管理がなされること。

品目名：再生改良土

①評価対象資材

土砂代替材として利用が可能な再生改良土を対象とする。（ただし、農用地（田に限る。）には利用しない。）

②環境に対する安全性

- a. 特別管理（一般・産業）廃棄物を使用していないこと。
- b. 製品又は原料（再生資源）について、「土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件」（平成15年環境省告示18号）及び「土壌含有量調査に係る測定方法を定める件」（平成15年環境省告示第19号）の方法により試験を行い、土壌汚染対策法施行規則第31条第1項及び第2項に定める溶出量及び含有量の基準値に適合していること。

③再生資源の含有率

建設汚泥を質量の50%以上使用していること。（改良剤は除く）

④品質・性能

- a. 品質  
品質はb. 試験方法によって試験を行い、表11-1の性能規定に適合しなければならない。

表11-1 建設汚泥処理土の種類と性能規定

種類	最大粒径	性能規定
第1種改良土	40mm以下	CBR3%以上
第2種改良土	13mm以下	

b. 試験方法

試験方法は以下のとおりとする。

性能規定：「舗装調査・試験法便覧F031」（安定処理土のCBR試験）を参照すること。ただし、生石灰の発熱反応終了後の試料により行うこと。

最大粒径：表11-2の区分の応じたふるいを使用し、全試料の通過を確認すること。試験方法はJIS A 1204 7.1（試料）、7.2（試料の水洗い及び炉乾燥）及び7.3（粒径が2mm以上のふるい分析）を参照すること。

表11-2 ふるい分け試験に用いるふるい目の開き

最大粒径	ふるい目の開き
40mm以下	37.5mm
13mm以下	13.2mm

⑤品質管理

- a. ②環境に対する安全性及び④品質・性能に関する確認検査が適正になされていること。
- b. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の産業廃棄物処分業許可（中間処理）を受けた事業者が製造したものであること。

品目名：再生バーク堆肥

①評価対象資材

刈り草、剪定枝、未利用木材（剪定木、間伐材を含む。以下同じ。）、樹皮、家畜ふん、家禽ふん等を原料として製造したバーク堆肥を対象とする。

②環境に対する安全性

- a. 特別管理（一般・産業）廃棄物を使用していないこと。
- b. 肥料取締法に基づく「普通肥料」の登録をしているもの以外であって、刈り草、剪定枝、未利用木材、樹皮以外の再生資源を用いる場合は、製品について、「土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件」（平成15年環境省告示18号）及び「土壌含有量調査に係る測定方法を定める件」（平成15年環境省告示第19号）の方法により試験を行い、土壌汚染対策法施行規則第31条第1項及び第2項に定める溶出量及び含有量の基準値に適合していること。  
ただし、未利用木材であっても、木くずを用いる場合は、上記基準に適合すること。

③再生資源の含有率

木質部より剥離された樹皮を原材料として乾燥質量比50%以上を使用し、かつ、発酵補助剤を除くその他の原材料には、家畜ふん、動植物性残渣又は木質系廃棄物等の有機性資源を使用していること。

④品質・性能

肥料取締法に基づく特殊肥料の届出又は普通肥料の登録をしているもので、次のいずれかに該当すること。

- a. 全国バーク堆肥工業会基準
- b. 日本バーク堆肥協会基準(H25)

⑤品質管理

②環境に対する安全性及び④品質・性能に関する確認検査が適正になされていること。

品目名：再生集成材・合板

①評価対象資材

再・未利用木材（剪定木、間伐材を含む。以下、同じ。）を使用する集成材及び合板（構造用合板、木質ボードを除く。）とする。

②環境に対する安全性

- a. 特別管理（一般・産業）廃棄物を使用していないこと。
- b. 未利用木材以外の再生資源を用いる場合は、製品又は原料（再生資源）について、「土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件」（平成15年環境省告示第18号）の方法により試験を行い、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びぼう素の溶出量が、土壌汚染対策法施行規則第31条第1項の基準値に適合していること。
- c. 建物の内装材にあつては、建築基準法施行令第20条の6および第20条の7の技術基準で使用制限を受けない材料であること。

③再生資源の含有率

再・未利用木材を製品の質量比で100%使用していること。

④品質・性能

- 製品は、以下のいずれかの規格に適合していること。
- ・日本農林規格(JAS)造作用集成材(低ホルムアルデヒド)
  - ・日本農林規格(JAS)合板(低ホルムアルデヒド)（構造用合板を除く）

⑤品質管理

公的規格等取得工場で製造がなされ、当該規格に適合した品質管理がなされること。

⑥その他

合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材、かん木、小径木（間伐材を含む。）等の再生資源以外の木質材料にあつては、原料として使用される原木は、その伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らし合法的な木材であり、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。

品目名：再生モルタル

①評価対象資材

表 14—1 に掲げる再生資源を含有する再生モルタルを対象とする。

表 14—1 再生モルタルの再生資源

混和材	1 コンクリート用フライアッシュ 2 コンクリート用高炉スラグ微粉末 3 乾燥スラッジ微粉末
セメント	1 高炉セメント 2 フライアッシュセメント 3 エコセメント

- 注) ・エコセメントを用いた場合は、その全質量を含有率の算定に含めることができる。  
 ・高炉セメントを用いた場合は、JIS R 5211 高炉セメントで示される種類ごとの高炉スラグの分量範囲内で使用する高炉セメントに含まれている高炉スラグの分量を含有率の算定に含めることができる。  
 ・フライアッシュセメントを用いた場合は、JIS R 5213 フライアッシュセメントで示される種類ごとのフライアッシュの分量範囲内で使用するフライアッシュセメントに含まれているフライアッシュの分量を含有率の算定に含めることができる。

②環境に対する安全性

特別管理（一般・産業）廃棄物を使用していないこと。

③再生資源の含有率

評価対象資材に定める再生資源を用い、再生資源の含有率が結合材の全使用量に対する質量比で 20%以上を使用し、かつ、製品に対する質量比で 5%以上含有していること。

④品質・性能

品質は表 14—2 の性能規定に適合しなければならない。

表 14—2 再生モルタルの種類と性能規定

種類	性能規定		試験方法
再生無収縮モルタル	ブリーディング	練混ぜ 2 時間後のブリーディング率：2.0%以下	NEXCO試験方法 312-1999 (無収縮モルタル品質管理試験方法)による。
	無収縮性	材齢 7 日：収縮しない。	
	圧縮強度	材齢 3 日：25N/mm <sup>2</sup> 以上 材齢 28 日：45N/mm <sup>2</sup> 以上	
	流動性	8 ± 2 秒	J <sub>14</sub> ロート試験
再生モルタル	セメント：砂 比は 1：1～1：3 の範囲内とする。		
	圧縮強度	材齢 28 日：27N/mm <sup>2</sup> 以上	JIS R 5201セメントの物理試験方法

⑤品質管理

環境に対する安全性及び品質・性能に関する確認検査が適正になされていること。

品目名：再生流動性埋戻材

①評価対象資材

表 15-1 に掲げる再生資源を含有し、土砂代替材として利用が可能な再生流動性埋戻材を対象とする。（ただし、農用地（田に限る。）には利用しない。）

表 15-1 再生流動性埋戻材の再生資源

土砂等	1 建設汚泥（土砂代替材として改良されたものも含む） 2 回収砂 <sup>※1</sup> 3 再生砂 <sup>※2</sup>
混和材	1 コンクリート用フライアッシュ 2 コンクリート用高炉スラグ微粉末 3 乾燥スラッジ微粉末
セメント	1 高炉セメント 2 フライアッシュセメント 3 エコセメント
水	1 回収水 <sup>※1</sup> 2 建設汚泥処理水 <sup>※3</sup>

※1 戻りコンクリート（未使用コンクリート含む）並びにレディーミクストコンクリート工場において、運搬車、プラントのミキサ、ホッパなどに付着及び残留したフレッシュコンクリートから分別した粗骨材、細骨材及び水をいう。

※2 戻りコンクリートやコンクリート塊を粉砕し砂状にしたもの

※3 建設汚泥を再生改良土とする際に脱水・分離した水

- 注) ・エコセメントを用いた場合は、その全質量を含有率の算定に含めることができる。  
 ・高炉セメントを用いた場合は、JIS R 5211 高炉セメントで示される種類ごとの高炉スラグの分量範囲内で使用する高炉セメントに含まれている高炉スラグの分量を含有率の算定に含めることができる。  
 ・フライアッシュセメントを用いた場合は、JIS R 5213 フライアッシュセメントで示される種類ごとフライアッシュの分量範囲内で使用するフライアッシュセメントに含まれているフライアッシュの分量を含有率の算定に含めることができる。

②環境に対する安全性

- a. 特別管理（一般・産業）廃棄物を使用していないこと。  
 b. 製品について、「土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件」（平成 15 年環境省告示 18 号）及び「土壌含有量調査に係る測定方法を定める件」（平成 15 年環境省告示第 19 号）の方法により試験を行い、土壌汚染対策法施行規則第 31 条第 1 項及び第 2 項定める溶出量及び含有量の基準値に適合していること。

③再生資源の含有率

以下のいずれかの含有率に適合していること。

- a. 評価対象資材に定める「土砂等」の再生資源を、土砂等の全使用量に対する質量比で 70%以上使用していること。  
 b. 評価対象資材に定める再生資源を質量比で 70%以上を使用していること。

④品質・性能

評価対象資材は表 15-2 の性能規定に適合しなければならない。

表 15-2 再生流動性埋戻材の性能規定

試験項目	性能規定	試験方法
最大粒径	13mm以下又は 40mm以下	JIS A 1204土の粒度試験方法 表15-3の区分に応じたふるいを使用すること
フロー値	110mm以上	エアモルタル及びエアミルクの試験方法Ⅱシリンダー法 NEXCO試験方法313-1999

ブリーディング率	1%未満又は 3%未満	プレパックドの注入モルタルのブリーディング率試験方法 土木学会 JSCE-F 522
処理土の湿潤密度	1.40g/cm <sup>3</sup> 以上	定量容器で、資料の容積質量を測定
一軸圧縮強度 (材齢28日)	200kN/m <sup>2</sup> 以上	JIS A 1216土の一軸圧縮試験方法

表 15-3 ふるい分け試験に用いるふるい目の開き

最大粒径	ふるい目の開き
40mm以下	37.5mm
13mm以下	13.2mm

⑤品質管理

- a. ②環境に対する安全性及び④品質・性能に関する確認検査が適正になされていること。
- b. 再生資源として建設汚泥又は建設汚泥処理水を使用する場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の産業廃棄物処分業許可（中間処理）を受けた事業者が製造したものであること。

品目名：再生生コンクリート

①評価対象資材

表 16-1 に掲げる製品の規格であって、表 16-2 に掲げる再生資源を配合したコンクリートを対象とする。

表 16-1 再生生コンクリートの規格

呼び強度 (N/mm <sup>2</sup> )	スランプ (cm)	粗骨材の最大寸法 (mm)
18, 21, 24, 27, 30	8, 10, 12, 15, 18	20, 25

表 16-2 再生生コンクリートの再生資源

種類	再生資源
骨材	1 コンクリート用スラグ骨材 (高炉スラグ骨材) 2 コンクリート用スラグ骨材 (フェロニッケルスラグ骨材) 3 コンクリート用スラグ骨材 (銅スラグ骨材) 4 コンクリート用スラグ骨材 (電気炉酸化スラグ骨材)
混和材	乾燥スラッジ微粉末
セメント	高炉セメントC種

注) 種類のうちセメントを選択した場合は、JIS R 5211 高炉セメント表 1「高炉セメントの種類及び高炉スラグの分量」で示される高炉スラグの分量範囲内で使用する高炉セメントに含まれている高炉スラグの分量を含有率の算定に用いることとする。

②環境に対する安全性

特別管理 (一般・産業) 廃棄物を使用していないこと。

③再生資源の含有率

以下のいずれかの含有率に適合していること。

- a. 評価対象資材に定める再生資源の「骨材」を用いる場合は、以下の式で算出した再生資源の含有率  $\alpha$  が 15% 以上であること。

$$\text{再生資源の含有率 } \alpha (\%) = \frac{r_G G + r_S S}{G + S}$$

G : 粗骨材の単位量 (kg/m<sup>3</sup>)

S : 細骨材の単位量 (kg/m<sup>3</sup>)

$r_G$  : 単位量あたりの粗骨材に対する再生粗骨材の質量比 (%)

$r_S$  : 単位量あたりの細骨材に対する再生細骨材の質量比 (%)

- b. 評価対象資材に定める再生資源の「混和材」又は「セメント」を用いる場合は、結合材の全使用量に対する質量比で 20% 以上を使用していること。

- c. 評価対象資材に定める再生資源の「骨材」に「混和材」、「セメント」のいずれかを組合せて用いる場合は、製品に対する質量比で 10% 以上含有していること。

※ 表 16-2 以外の再生資源 (例えば高炉セメントB種など) を使用した場合、その再生資源は含有率算定上の再生資源には含めない。

④品質・性能

製品は、以下の規格に適合していること。

JIS A 5308 レディーミクストコンクリート

⑤品質管理

公的規格等取得工場で製造がなされ、当該規格に適合した品質管理がなされること。

⑥その他

普通ポルトランドセメントを使用した認定資材である場合、率先利用の対象を建築工事に限る。

## 4 神奈川県県土整備局建設リサイクル資材評価実施要領

### 神奈川県県土整備局建設リサイクル資材評価実施要領

平成19年11月30日技管第133号

改正	平成20年11月10日技管第181号	改正	平成22年4月1日技管第20号
改正	平成23年6月1日建リ第4号	改正	平成24年1月20日建リ第44号
改正	平成24年5月22日建リ第36号	改正	平成25年4月1日建リ第1号
改正	平成28年4月1日建リ第1号	改正	平成30年3月27日建リ第124号
改正	平成31年2月28日建リ第1522号	改正	令和元年6月21日建リ第1151号
改正	令和3年3月12日建リ第1204号		

#### (目的)

第1条 この要領は、別に定めるもののほか県土整備局公共工事グリーン調達基準（以下「グリーン調達基準」という。）の3(3)に基づく認定等の実施に関し必要な事項について定める。

#### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設リサイクル資材 グリーン調達基準の別表第7に定める認定対象品目のうち「再生骨材等」を除く資材をいう。
- (2) 製造者 建設リサイクル資材の製造を行う者をいう。
- (3) 販売者等 建設リサイクル資材の販売に携わる者及び当該建設リサイクル資材の製造を行う者をいう。
- (4) 申請者 第3条の認定を受けようとする製造者又は販売者等をいう。

#### (認定の要件等)

第3条 県土整備局長は、建設リサイクル資材のうち、次の各号に掲げる要件にいずれにも該当すると認めるときは、建設リサイクル認定資材（以下「認定資材」という。）として認定することができる。

- (1) グリーン調達基準の別表第8に定める認定対象品目の評価基準（以下「評価基準」という。）に適合すること。
- (2) 建設資材として利用することが妥当であること。
- (3) 再生資源を含有しない資材に比べ、エネルギー消費量の増大、地球温暖化物質の増加、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出等環境負荷が著しく増大しないこと。

#### (建設リサイクル資材の募集)

第4条 建設リサイクル資材の募集は、別に期間を定めて行う。

#### (申請等)

第5条 申請者は、第4条の募集の期間内に、建設リサイクル資材認定申請書（第1号様式）に次の書類を添えて県土整備局長に申請しなければならない。

- (1) 公的試験機関が行う環境に対する安全性に係る試験結果（申請日前3箇月以内に行ったもの。）
- (2) 再生資源の含有率の根拠となる計算式等の資料
- (3) 再生資源利用状況報告書（第1号様式別紙1）
- (4) 建設リサイクル資材の供給区域の申告書（第1号様式別紙3）
- (5) 公的試験機関が行う品質・性能に係る試験結果（申請日前3箇月以内に行ったもの。）又は適合する規格に係る認定書の写し

- (6) 製造工場の全体配置図及び写真、再生資源及び申請資材の保管場所、申請資材の製造工程の概要等の資料
  - (7) 法人の登記事項証明書の写し（申請日前3箇月以内のもの。）
  - (8) 品質管理体制に係る資料
  - (9) 製造工場がJ I S（工業標準化法（昭和24年法律第185号）第17条第1項の日本工業規格をいう。以下同じ。）マーク製品の製造がなされている工場においては、その認定書の写し
  - (10) 国際標準化機構が定めた規格（以下「国際規格」という。）I S O 9001認証取得工場においては、認証の写し及び認証の範囲を示す書類
  - (11) 申請者以外が製造した再生資源を用いた資材は、再生資源納入証明書（第1号様式別紙2）
  - (12) グリーン調達基準の別表第8に定める再生木質ボード又は再生集成材・合板の評価基準に掲げる再生資源以外の木質材料を用いた資材は、その合法性及び持続可能性を証明する資料
  - (13) その他公的団体の認証評定取得工場においては、証明書類の写し
  - (14) 生産・販売するにあたって法令に関する証明が必要な場合は、その証明書の写し
- 2 申請者が、当該申請の一部又は全部を取り下げようとするときは、建設リサイクル資材認定申請取下げ書（第2号様式）を提出しなければならない。
  - 3 申請者は、第1項の申請にあたって、試験結果のねつ造、事実と異なる申告等の不誠実な行為をしてはならない。

（申請者の欠格事由）

第6条 申請者が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第5項第4号イからヌまで及び第14条第5項第2号イからへまでのいずれかに該当する場合は、申請者になることはできない。

（認定等）

- 第7条 県土整備局長は、第3条の認定にあたり、神奈川県県土整備局建設リサイクル資材評価委員会（以下「評価委員会」という。）の意見を聴くことができる。
- 2 県土整備局長は、第3条の規定により認定をしたときは、申請者に対し、神奈川県県土整備局建設リサイクル資材（更新）認定証（第3号様式。以下「認定証」という。）を交付するとともに、その旨を公表するものとする。
  - 3 認定の有効期間は、認定証の交付の日から5年とする。ただし、申請者から5年に満たない期間を指定して申請があった場合は、その期間に短縮することができる。
  - 4 第2項の規定により認定証の交付を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、認定を受けた旨の表示を当該認定資材に付すことができる。
  - 5 評価基準の変更により、評価委員会の意見を聴いた上で評価基準に適合しなくなったと認めた認定資材については、従前の認定の効力を失うものとし、県土整備局長は、その旨を当該認定事業者に通知し、速やかに公表するものとする。
  - 6 県土整備局長は、認定資材の利用により生じた損害に対する責任を負わない。

（認定の更新）

- 第8条 認定事業者は、認定の有効期間を経過した後も引き続き認定資材の効力を存続させようとするときは、有効期間の満了する日の120日前から30日前までの間に、建設リサイクル資材認定更新申請書（第4号様式）に次の書類を添えて更新の申請をしなければならない。
- (1) 公的試験機関が行う環境に対する安全性に係る試験結果（申請日前1年以内に行ったもの。）
  - (2) 再生資源の含有率の根拠となる計算式等の資料

- (3) 再生資源利用状況報告書（第1号様式別紙1）
  - (4) 建設リサイクル資材の供給区域の申告書（第1号様式別紙3）
  - (5) 公的試験機関が行う品質・性能に係る試験結果（申請日前1年以内に行ったもの。）又は適合する規格に係る認定書の写し
  - (6) 製造工場の全体配置図及び写真、再生資源及び申請資材の保管場所、申請資材の製造工程の概要等の資料
  - (7) 法人の登記事項証明書の写し（申請日前3箇月以内のもの。）
  - (8) 品質管理体制に係る資料
  - (9) 製造工場がJISマーク製品の製造がなされている工場においては、その認定書の写し
  - (10) 国際規格ISO9001認証取得工場においては、認証の写し及び認証の範囲を示す書類
  - (11) 申請者以外が製造した再生資源を用いた資材は、再生資源納入証明書（第1号様式別紙2）
  - (12) グリーン調達基準の別表第8に定める再生木質ボード又は再生集成材・合板の評価基準に掲げる再生資源以外の木質材料を用いた資材は、その合法性及び持続可能性を証明する資料
  - (13) その他公的団体の認証評定取得工場においては、証明書類の写し
  - (14) 資材を生産・販売するにあたって法令に関する証明が必要な場合は、その証明書の写し
- 2 第3条、第5条第3項、第6条及び前条第2項から第6項までの規定は、前項の更新の申請について準用する。この場合において、第7条第3項中「認定証の交付の日」とあるのは「有効期間の満了の日の翌日」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の更新の申請があった場合において、認定の有効期間の満了の日までに当該申請に対する審査が終了しないときは、従前の認定は、認定の有効期間の満了後もその審査が終了するまでの間は、なおその効力を有するものとする。

（認定事業者の責務）

第9条 認定事業者は、当該認定資材が評価基準に適合するように、品質の維持管理に努めなければならない。

- 2 認定事業者は、前年度の認定資材の状況（認定を受けた年度の認定資材の状況を除く。）について、毎年4月末までに認定資材別の状況報告書（第5号様式。以下「報告書」という。）を県土整備局長に提出しなければならない。
- 3 認定事業者は、グリーン調達基準別表第8②環境に対する安全性の規定に基づき、認定資材の試験を毎年度1回以上、公的試験機関で実施し、試験の成績書の写しを県土整備局長に提出しなければならない。ただし、認定資材のうち、公的規格等取得工場以外で製造された、再生改良土、再生バーク堆肥、再生モルタル及び再生流動性埋戻材については、別表1に基づき試験を実施し、試験の成績書の写しを県土整備局長に提出すること。

（変更届）

第10条 認定事業者は、次の各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から30日以内に、建設リサイクル資材変更届（第6号様式。以下「変更届」という。）を県土整備局長に提出しなければならない。ただし、同時期に第8条第1項の更新の申請を行う場合は、変更届の提出を省略することができる。

- (1) 認定事業者の氏名、住所若しくは電話番号又は申請書に記載した連絡先（法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地、電話番号若しくは代表者の氏名又は申請に記載した連絡先）
- (2) 再生資源の納入者の氏名、住所又は電話番号（法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地又は電話番号）
- (3) 認定資材の製造工場の名称又は電話番号

#### (4) 品質管理責任者

##### (廃止届・承継届)

第11条 認定事業者は、次の各号のいずれかに該当したときは、その日から30日以内に、建設リサイクル資材廃止届（第7号様式。以下「廃止届」という。）を県土整備局長に提出しなければならない。

- (1) 当該認定資材の製造を止めたとき。
- (2) 当該認定資材について品質上の欠陥又は安全上の問題が生じたとき。
- 2 認定事業者から相続、合併又は分割等により、当該認定に係る権利を承継し、引き続き当該認定資材の製造を行おうとする者（第3条に定める要件を満たすと認められた者に限る。）は、その日から30日以内に、建設リサイクル資材承継届（第7号様式の2。以下「承継届」という。）を県土整備局長に提出しなければならない。
- 3 県土整備局長は、前2項の規定により廃止届若しくは承継届の提出があったときは、その旨を公表するものとする。

##### (認定の取消し等)

第12条 県土整備局長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 認定資材の品質上の欠陥により利用上著しい支障を生じたとき又は生じるおそれがあるとき。
- (2) 認定資材が認定事業者の責めに帰すべき理由により評価基準に適合しなくなったとき。
- (3) 第5条第1項の規定による申請に際し不誠実な行為があったと認められたとき。
- (4) 認定事業者が第6条の場合に該当することが明らかになったとき。
- 2 県土整備局長は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を認定事業者に通知し、速やかに公表するものとする。
- 3 第1項第1号から第3号までの規定により認定が取り消された者は、取消しの通知がされた日から5年を経過した後でなければ、第5条第1項の申請ができないものとする。

##### (認定の効力停止)

第13条 県土整備局長は、次の各号のいずれかに該当するときは、6か月の範囲内で、期間を定めて認定の効力を停止することができる。

- (1) 認定資材が評価基準に適合しないおそれがあると認められるとき。
- (2) 認定事業者が第9条第1項の品質の維持管理を怠ったとき。
- (3) 認定事業者が第9条第2項の報告書の提出を行わなかったとき又は報告書に虚偽の記載を行ったとき。
- (4) 認定事業者が第10条又は第11条第1項の規定に違反して変更届又は廃止届をしなかったとき。
- 2 前条第2項の規定は、前項の規定による認定の効力停止について準用する。

##### (立入検査等)

第14条 県土整備局長は、この制度の運用に必要な限度において、申請者、認定事業者又は再生資源を申請者に供給する者に対し、次の各号に掲げる事項について協力を求めるものとする。

- (1) 第5条第1項の規定により申請のあった建設リサイクル資材（以下「申請資材」という。）又は認定資材について、製造等の方法その他県土整備局長が必要と認める事項に関する報告を行い、又は試験を実施してその結果を報告すること。
- (2) その職員に、申請資材又は認定資材の製造等を行う工場等に立ち入らせ、これらの製造の状況その他県土整備局長が必要と認める事項に関し、設備、帳簿、書

類その他物件の調査（以下「立入検査」という。）をさせること。

- 2 前項第2号の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示するものとする。

(実施機関)

第15条 建設リサイクル資材の募集、認定証の交付等の事務は、県土整備局都市部技術管理課建設リサイクルグループが行う。

(その他)

第16条 この実施要領に定めるもののほか、建設リサイクル資材の認定に関し、必要な事項は、県土整備局長が別に定める。

附 則

この実施要領は、平成19年12月19日から施行する。

附 則

この実施要領は、平成20年11月10日から施行する。

附 則

この実施要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この実施要領は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

1 この実施要領は、平成24年1月20日から施行する。

- 2 この実施要領の施行の際現に改正前の実施要領第3条の認定（第8条の認定の更新を含む。）を受けている建設リサイクル資材は、第7条第3項に定める当該認定の有効期間の満了するまでの間に限り、改正後の実施要領第3条の認定の規定により認定した建設リサイクル資材とみなす。

附 則

この実施要領は、平成24年5月22日から施行する。

附 則

この実施要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この実施要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この実施要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この実施要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この実施要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この実施要領は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この実施要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第9条関係） 試験項目と試験実施回数

品目名	試験対象	試験項目	試験実施回数
再生改良土	全て	最大粒径	3箇月に1回
		C B R 試験	3箇月に1回
		土壌汚染対策法施行規則第31条第1項及び第2項に定める特定有害物質	3箇月に1回
再生バーク堆肥	全て	有機物の含有率（乾物）、炭素比率、陽イオン交換量、pH、水分、幼植物試験、全窒素、全リン酸、全カリ	毎年度1回以上
	肥料取締法に基づく普通肥料の登録をしているもの以外であって、刈り草、剪定枝、未利用木材、樹皮以外の再生資源を用いた認定資材	土壌汚染対策法施行規則第31条第1項及び第2項に定める特定有害物質	毎年度1回以上
再生モルタル	再生無収縮モルタル	ブリーディング、無収縮性、圧縮強度、流動性	毎月
	再生モルタル	圧縮強度	毎月
再生流動性埋戻材	全て	最大粒径、フロー値、ブリーディング率、処理土の湿潤密度、一軸圧縮強度	3箇月に1回
		土壌汚染対策法施行規則第31条第1項及び第2項に定める特定有害物質	3箇月に1回

- 備考 ① 各試験項目の規格値はグリーン調達基準別表第8による。  
 ② 試験は毎年度1回以上、公的試験機関で実施すること。

第1号様式（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

建設リサイクル資材認定申請書

年 月 日

神奈川県県土整備局長 殿

申請者 住所 } 法人にあつては、主たる事務所  
 氏名 } の所在地、名称及び代表者の氏名  
 電話番号

神奈川県県土整備局建設リサイクル資材評価実施要領第5条第1項の規定により、建設リサイクル資材の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

申請資材の概要	認定対象品目名			
	申請資材名			
	寸法・規格等			
評価基準の適合状況	環境に対する安全性		<input type="checkbox"/> a 特別管理（一般・産業）廃棄物を使用していない。 <input type="checkbox"/> b 公的試験機関の試験結果、公的規格等 （ ） <input type="checkbox"/> c 石綿を原料としていない。 <input type="checkbox"/> d 建物の内装材にあつては、建築基準法施行令第20条の7の技術基準で使用制限を受けない材料である。	
	再生資源	再生資源の内容		
		再生資源の含有率		
	品質・性能		<input type="checkbox"/> 製品が県土整備局公共工事グリーン調達基準の別表第8に定める認定対象品目の評価基準に適合している。 （ ） <input type="checkbox"/> 再生資源が県土整備局公共工事グリーン調達基準の別表第8に定める認定対象品目の評価基準に適合している。 （ ）	
	品質管理	製造工場	名称、所在地及び電話番号	
			公的規格等の取得状況	<input type="checkbox"/> J I Sの認証を取得している。 （ ） <input type="checkbox"/> I S O 9 0 0 1の認証を取得している。 （ ） <input type="checkbox"/> その他 （ ）
品質管理責任者				
その他		再生資源以外の木質材料の使用の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
環境負荷		<input type="checkbox"/> 再生資源を含有しない資材に比べ、エネルギー消費量の増大、地球温暖化物質の増加、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排吐等環境負荷が著しく増大しない。		

申請者の欠格事由	<input type="checkbox"/> 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 7 条第 5 項第 4 号イからヌまで及び第 14 条第 5 項第 2 号イからヘまでのいずれにも該当しない。
申請理由等	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 資材の追加・変更 <input type="checkbox"/> 工場の追加・変更 <input type="checkbox"/> 再生資源の追加・変更 <input type="checkbox"/> その他評価基準の適合に影響を及ぼす変更 認定資材名、寸法・規格等、認定期間及び認定番号 ( )
その他添付書類等	

連絡先	郵便番号		
	申請者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）		
	申請者の氏名（法人にあっては、名称）		
	担当所属	名称	
		電話番号	
F A X 番号			

- 備考
- 「環境に対する安全性」欄は、該当する□内にレ印を記入の上、( )内に試験結果（原則として、申請日前 3 か月以内に公的試験機関で行ったもの。）や適合する規格等を記入し、それを証明する書類を添付してください。
  - 「品質・性能」欄は、該当する□内にレ印を記入の上、( )内に試験結果（原則として、申請日前 3 か月以内に公的試験機関で行ったもの。）や適合する規格等を記入し、それを証明する書類を添付してください。
  - 「製造工場」欄は、申請資材の製造工場すべてを記入するとともに、該当する□内にレ印を記入の上、適合する規格等を記入してください。
  - 「評価基準の適合状況」の「その他」欄は、評価基準の品目が再生木質ボード又は再生集成材・合板に該当する場合に、該当する□内にレ印を記入してください。
  - 「環境負荷」欄は、該当する場合は、□内にレ印を記入してください。
  - 「申請者の欠格事由」欄は、該当する場合は、□内にレ印を記入してください。
  - 「申請理由等」欄は、該当する□内にレ印を記入し、新規申請以外は、( )内に認定資材名、寸法・規格等、認定期間及び認定番号を記入してください。
  - 「その他添付書類等」欄は、上記以外に添付する書類の名称を記入してください。
  - 連名で申請する場合は、「連絡先」欄は、申請者を代表する連絡先を記入してください。
  - 申請者は、正本及びその写しを提出してください。

第1号様式別紙1（第5条・第8条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

再生資源利用状況報告書

再生資源の原料の納入者の区分	<input type="checkbox"/> 申請者	<input type="checkbox"/> その他
再生資源の原料		第1号様式別紙2「再生資源納入証明書」のとおり
再生資源の原料の発生場所		
再生資源の原料の処理方法		
申請資材での年間の再生資源の使用量		
申請資材の年間の生産量		

- 備考 1 再生資源とは、グリーン調達基準の別表第8に定める認定対象品目の評価基準（再生骨材等を除く）に掲げる再生資源をいいます。
- 2 「再生資源の原料の納入者の区分」欄は、該当する□内にレ印を記入してください。「その他」にレ印を記入した場合は、納入者ごとに第1号様式別紙2「再生資源納入証明書」を添付してください。

## 再生資源納入証明書

年 月 日

（申請者） 殿

納入者 住所（法人にあつては、主たる事務  
所の所在地、名称及び代表者  
氏名 の氏名）  
電話番号

再生資源を次のとおり納入していることを証明します。

再生資源の原料	
再生資源の原料の発生場所	
再生資源の原料の処理方法	
再生資源の内容	
再生資源の納入量（実績及び納入予定）	

- 備考 1 再生資源とは、グリーン調達基準の別表第8に定める認定対象品目の評価基準（再生骨材等を除く）に掲げる再生資源をいいます。
- 2 再生資源の原料が廃棄物に該当し、廃棄物処分業許可が必要となる場合は、当該許可証の写しを添付してください。

### 建設リサイクル資材の供給区域の申告書

公共工事に供給する場合、供給区域の考え方は、次のとおりです。

申請資材名	寸法・規格等	供給区域
		<input type="checkbox"/> 神奈川県全域 <input type="checkbox"/> 区域限定 ( )
		<input type="checkbox"/> 神奈川県全域 <input type="checkbox"/> 区域限定 ( )
		<input type="checkbox"/> 神奈川県全域 <input type="checkbox"/> 区域限定 ( )
		<input type="checkbox"/> 神奈川県全域 <input type="checkbox"/> 区域限定 ( )
		<input type="checkbox"/> 神奈川県全域 <input type="checkbox"/> 区域限定 ( )
		<input type="checkbox"/> 神奈川県全域 <input type="checkbox"/> 区域限定 ( )
		<input type="checkbox"/> 神奈川県全域 <input type="checkbox"/> 区域限定 ( )

- 備考 1 この書類は、資材の単価決定に当たって参考としますので、留意して作成してください。  
 なお、単価決定方法は、神奈川県県土整備局が定める設計単価の決定方法によります。
- 2 「供給区域」欄は、該当する□内にレ印を記入してください。「区域限定」にレ印を記入した場合は、次の区域名の中から該当する区域名を記入してください。

区域名	対象市町村
横浜	横浜市全域
川崎A	川崎市の川崎区、幸区
川崎B	川崎市の中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区
横須賀	横須賀市、三浦市、葉山町
逗子	逗子市
平塚	平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町
藤沢	鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町
小田原	小田原市
箱根	箱根町、真鶴町、湯河原町
相模原	相模原市（津久井区域を除く）、大和市、座間市
厚木	厚木市、海老名市、綾瀬市、愛川町、清川村
松田	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町
津久井	旧相模原市城山町、旧相模原市津久井町、旧相模原市相模湖町、旧相模原市藤野町

第2号様式（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

建設リサイクル資材認定申請取下げ書

年 月 日

神奈川県県土整備局長 殿

届出者 住所  
氏名 〔法人にあつては、主たる事務  
所の所在地、名称及び代表者  
の氏名〕  
電話番号

神奈川県県土整備局建設リサイクル資材評価実施要領第5条第2項の規定により、次の申請を取り下げたいので、届け出ます。

認定対象品目名	
申請資材名	
寸法・規格等	
申請年月日	
取下げの理由	

神奈川県県土整備局建設リサイクル資材（更新）認定証

第 号  
年 月 日

様

神奈川県県土整備局長

神奈川県県土整備局建設リサイクル資材評価実施要領の規定により、次のとおり神奈川県県土整備局建設リサイクル資材として（更新）認定します。

申請者  
製造工場の名称及び所在地  
認定対象品目名  
認定資材名  
寸法・規格等  
認定期間  
認定番号

建設リサイクル資材認定更新申請書

年 月 日

神奈川県県土整備局長 殿

申請者 住所 { 法人にあつては、主たる事務  
所の所在地、名称及び代表者  
氏名 の氏名  
電話番号

神奈川県県土整備局建設リサイクル資材評価実施要領第8条第1項の規定により、建設リサイクル資材の認定の更新を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

更新申請資材の概要	認定対象品目名			
	認定資材名			
	寸法・規格等			
	認定期間			
	認定番号			
評価基準の適合状況	環境に対する安全性		<input type="checkbox"/> a 特別管理（一般・産業）廃棄物を使用していない。 <input type="checkbox"/> b 公的試験機関の試験結果、公的規格等 （ ） <input type="checkbox"/> c 石綿を原料としていない。 <input type="checkbox"/> d 建物の内装材にあつては、建築基準法施行令第20条の7の技術基準で使用制限を受けない材料である。	
	再生資源	再生資源の内容		
		再生資源の含有率		
	品質・性能		<input type="checkbox"/> 製品が県土整備局公共工事グリーン調達基準の別表第8に定める認定対象品目の評価基準に適合している。 （ ） <input type="checkbox"/> 再生資源が県土整備局公共工事グリーン調達基準の別表第8に定める認定対象品目の評価基準に適合している。 （ ）	
	品質管理	製造工場	名称、所在地及び電話番号	
			公的規格等の取得状況	<input type="checkbox"/> J I Sの認証を取得している。 （ ） <input type="checkbox"/> I S O 9 0 0 1の認証を取得している。 （ ） <input type="checkbox"/> その他 （ ）
		品質管理責任者		
その他		再生資源以外の木質材料の使用の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
環境負荷		<input type="checkbox"/> 再生資源を含有しない資材に比べ、エネルギー消費量の増大、地球温暖化物質の増加、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出等環境負荷が著しく増大しない。		

申請者の欠格事由	<input type="checkbox"/> 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 7 条第 5 項第 4 号イからヌまで及び第 14 条第 5 項第 2 号イからヘまでのいずれにも該当しない。
その他添付書類等	

連絡先	郵便番号		
	申請者の住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）		
	申請者の氏名（法人にあつては、名称）		
	担当所属	名称	
		電話番号	
F A X 番号			

- 備考
- 1 「環境に対する安全性」欄は、該当する□内にレ印を記入の上、( )内に試験結果（原則として、申請日前 1 年以内に公的試験機関で行ったもの。）や適合する規格等を記入してください。
  - 2 「品質・性能」欄は、該当する□内にレ印を記入の上、( )内に試験結果（原則として、申請日前 1 年以内に公的試験機関で行ったもの。）や適合する規格等を記入してください。
  - 3 「製造工場」欄は、申請資材の製造工場すべてを記入するとともに、該当する□内にレ印を記入の上、適合する規格等を記入してください。
  - 4 「評価基準の適合状況」の「その他」欄は、評価基準の品目が再生木質ボード又は再生集成材・合板に該当する場合に、該当する□内にレ印を記入してください。
  - 5 「環境負荷」欄は、該当する場合は、□内にレ印を記入してください。
  - 6 「申請者の欠格事由」欄は、該当する場合は、□内にレ印を記入してください。
  - 7 「その他添付書類等」欄は、上記以外に添付する書類の名称を記入してください。
  - 8 連名で申請する場合は、「連絡先」欄は、申請者を代表する連絡先を記入してください。
  - 9 申請者は、正本及びその写しを提出してください。



建設リサイクル資材変更届

年 月 日

神奈川県県土整備局長 殿

届出者 住所 〔法人にあつては、主たる事務〕  
氏名 〔所の所在地、名称及び代表者〕  
電話番号 〔の氏名〕

神奈川県県土整備局建設リサイクル資材評価実施要領第10条の規定により、次の認定について変更が生じたので届け出ます。

認定対象品目名	
認定資材名	
寸法・規格等	
認定期間	
認定番号	

変 更 内 容

変更事項	
変更前	
変更後	

備考 法人にあつては、名称又は代表者の変更の場合は、変更事項が確認できる法人の登記事項証明書の写しを添付してください。

建設リサイクル資材廃止届

年 月 日

神奈川県県土整備局長 殿

届出者 住所 〔法人にあつては、主たる事務〕  
氏名 〔所の所在地、名称及び代表者〕  
電話番号 〔の氏名〕

神奈川県県土整備局建設リサイクル資材評価実施要領第11条第1項の規定により、次の認定を廃止したく届け出ます。

認定対象品目名	
認定資材名	
寸法・規格等	
認定期間	
認定番号	
廃止の理由	

建設リサイクル資材承継届

年 月 日

神奈川県県土整備局長 殿

届出者 住所 (法人にあつては、主たる事務  
所の所在地、名称及び代表者  
の氏名)  
氏名  
電話番号

神奈川県県土整備局建設リサイクル資材評価実施要領第11条第2項の規定により、次の認定について承継しましたので、届け出ます。

認定対象品目名	
認定資材名	
寸法・規格等	
認定期間	
認定番号	

承 継 内 容

承継の理由	
承継年月日	
その他参考となる事項	

- 備考
- 1 次の書類を添付してください。
  - 2 法人の登記事項証明書の写し
  - 3 会社案内等の広報資料
  - 4 工場の全体配置図及び写真、再生資源及び申請資材の保管場所、申請資材の製造工程の概要、プラント設備、重機械等の処理能力及び数量等の資料
  - 5 品質管理体制に係る資料
  - 6 その他県土整備局長が必要と認める書類

## 県土整備局建設リサイクル資材評価実施要領 申請書記載例

○建設リサイクル資材認定申請（新規）に係る関係書類	P4-22
○再生加熱アスファルト混合物	P4-23
○再生コンクリート二次製品	P4-36
○再生舗装用ブロック（平板、インターロッキングブロック）	P4-48
○再生木質ボード	P4-60
○排水・通気用再生硬質塩化ビニル管	P4-73
○再生セラミックタイル	P4-85
○再生ビニル系床材	P4-98
○再生人造鉱物繊維断熱材（グラスウール断熱材・ロックウール断熱材）	P4-111
○再生骨材コンクリート	P4-124
○再生改良土	P4-136
○再生バーク堆肥	P4-149
○再生集成材・合板	P4-163
○再生モルタル	P4-176
○再生流動性埋戻材	P4-188
○再生生コンクリート	P4-202

## 建設リサイクル資材認定申請（新規）に係る関係書類

	新規 申請
<p>* 必須書類</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 建設リサイクル資材認定（新規）申請書</li> <li>2 建設リサイクル資材の供給区域の申告書 （第1号様式別紙3）</li> <li>3 法人の登記事項証明書の写し （申請日前3箇月以内のもの。）</li> <li>4 その他添付書類等（会社案内 申請資材に係る広報資料等）</li> <li>5 公的試験機関が行う環境に対する安全性に係る試験結果 （申請日前3箇月以内に行ったもの。）</li> <li>6 再生資源の含有率の根拠となる計算式等の資料</li> <li>7 再生資源利用状況報告書 （第1号様式別紙1）</li> <li>8 公的試験機関が行う品質・性能に係る試験結果（申請日前3箇月以内に行ったもの。）又は適合する規格に係る認定書の写し</li> <li>9 製造工場の全体配置図及び写真、再生資源及び申請資材の保管場所、申請資材の製造工程の概要等の資料</li> <li>10 品質管理体制に係る資料</li> </ol> <p>* 以下については該当する場合提出が必要です。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>11 申請者以外が製造した再生資源を用いた資材は、再生資源納入証明書 （第1号様式別紙2）</li> <li>12 JIS マーク製品においては、その製造工場が記載された日本産業規格適合性認証書の写し</li> <li>13 ISO9001 認証取得工場においては、認証の写し及び認証の範囲を示す書類の写し</li> <li>14 その他公的団体の認証評定取得工場においては、証明書類の写し</li> <li>15 資材を生産・販売するにあたって法令に関する証明が必要な場合は、その証明書の写し</li> <li>16 グリーン調達基準の別表第8に定める再生木質ボードの評価基準に掲げる再生資源以外の木質材料を用いた再生木質ボードの資材は、その合法性及び持続可能性を証明する資料</li> </ol>	

## 建設リサイクル資材認定申請（新規）に係る関係書類

再生加熱アスファルト混合物（申請書に添付する目次）	新規申請 付箋番号
* 必須書類	
1 建設リサイクル資材認定（新規）申請書	1
2 建設リサイクル資材の供給区域の申告書 （第1号様式別紙3）	2
3 法人の登記事項証明書の写し （申請日前3箇月以内のもの。）	3
4 その他添付書類等（会社案内 申請資材に係る広報資料等）	4
5 公的試験機関が行う環境に対する安全性に係る試験結果 （申請日前3箇月以内に行ったもの。）	1 <small>（申請書による）</small>
6 再生資源の含有率の根拠となる計算式等の資料	6
7 再生資源利用状況報告書 （第1号様式別紙1）	7
8 公的試験機関が行う品質・性能に係る試験結果（申請日前3箇月以内 に行ったもの。）又は適合する規格に係る認定書の写し	8 <small>（アスファルト混 合物事前審査制度 の認定証）</small>
9 ①製造工場の全体配置図及び②写真、③再生資源及び④申請資材の保 管場所、⑤申請資材の製造工程の概要等の資料	9
10 品質管理体制に係る資料	10
* 以下については該当する場合提出が必要です。	
11 申請者以外が製造した再生資源を用いた資材は、再生資源納入証明書 （第1号様式別紙2）	
12 JIS マーク製品においては、その製造工場が記載された日本産業規格 適合性認証書の写し	
13 ISO9001 認証取得工場においては、認証の写し及び認証の範囲を示 す書類の写し	
14 その他公的団体の認証評定取得工場においては、証明書類の写し	
15 資材を生産・販売するにあたって法令に関する証明が必要な場合は、 その証明書の写し	15 <small>（産業廃棄物処 業許可証等）</small>
16 グリーン調達基準の別表第8に定める再生木質ボードの評価基準に掲 げる再生資源以外の木質材料を用いた再生木質ボードの資材は、その合 法性及び持続可能性を証明する資料	

目次どおりに付箋をつける

建設リサイクル資材認定申請書

令和〇年〇月〇日

ポスト投函日

神奈川県県土整備局長 殿

申請者 住所  
電話番号  
氏名

神奈川県〇〇市〇〇町〇〇  
〇〇株式会社  
代表取締役 〇〇 〇〇  
(〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇  
神奈川県〇〇市〇〇町〇〇  
〇〇株式会社  
代表取締役 〇〇 〇〇  
(〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇

神奈川県県土整備局建設リサイクル資材評価実施要領第5条第1項の規定により、建設リサイクル資材の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

申請資材の概要	認定対象品目名	再生加熱アスファルト混合物			
	申請資材名	アスファルト 合材	アスファルト 合材	アスファルト 合材	アスファルト 合材
	寸法・規格等	再生密粒度ア スコン(13) 道路用溶融ス ラグ入り	再生粗粒度ア スコン(20)	再生 AS 安定 処理(30)	再生細粒度ア スコン(13)
評価基準の適合状況	環境に対する安全性	<input checked="" type="checkbox"/> a 特別管理（一般・産業）廃棄物を使用していない <input type="checkbox"/> b 公的試験機関の試験結果、公的規格等 （ ） <input checked="" type="checkbox"/> c 石綿を原料としていない。 <input type="checkbox"/> d 建物の内装材にあつては、建築基準法施行令第20条の7の技術基準で使用制限を受けない材料である。			
	再生資源	再生資源の内容	アスファルト・コンクリート再生骨材、道路用溶融スラグ		
		再生資源の含有率	45%以上（別紙アスファルト混合物事前審査認定証のとおり）		
	品質・性能	<input checked="" type="checkbox"/> 製品が県土整備局公共工事グリーン調達基準の別表第8に定める認定対象品目の評価基準に適合している。 （「マーシャル安定度試験基準値」、「粒度範囲とアスファルト量」及び「再生アスファルトの規格」） <input checked="" type="checkbox"/> 再生資源が県土整備局公共工事グリーン調達基準の別表第8に定める認定対象品目の評価基準に適合している。 （「針入度を適用するアスファルトコンクリートの再生骨材の品質」、「圧裂係数を適用するアスファルトコンクリートの再生骨材の品質」、「JIS A 5015 道路用鉄鋼スラグ」及び「JIS A 5032 一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグ」）			
	品質管理	製造工場	名称、所在地及び電話番号	〇〇株式会社〇〇工場 神奈川県〇〇市〇〇町〇〇 (〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇	
		公的規格等の取得状況	<input type="checkbox"/> J I S の認証を取得している。 （ ） <input type="checkbox"/> I S O 9 0 0 1 の認証を取得している。 （ ） <input checked="" type="checkbox"/> その他 （アスファルト混合物事前審査制度認定証）		
		品質管理責任者	工場長 〇〇 〇〇		
	その他	再生資源以外の木質材料の使用の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無			

対象外

環境負荷	<input checked="" type="checkbox"/> 再生資源を含有しない資材比べ、エネルギー消費量の増大、地球温暖化物質の増加、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出等環境負荷が著しく増大しない。
申請者の欠格事由	<input checked="" type="checkbox"/> 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条第5項第4号イからヌまで及び第14条第5項第2号イからヘまでのいずれにも該当しない。
申請理由等	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 資材の追加・変更 <input type="checkbox"/> 工場の追加・変更 <input type="checkbox"/> 再生資源の追加・変更 <input type="checkbox"/> その他評価基準の適合に影響を及ぼす変更 認定資材名、寸法・規格等、認定期間及び認定番号 ( )
その他添付書類等	・会社案内 ・申請資材のパフレット

連絡先	郵便番号	〒000-0000
	申請者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	神奈川県〇〇市〇〇町〇〇
	申請者の氏名(法人にあっては、名称)	〇〇株式会社
	担当所属	〇〇課〇〇係
	名称	〇〇課〇〇係
	電話番号	000-000-0000
	FAX番号	000-000-0000

- 備考
- 「環境に対する安全性」欄は、該当する□内にレ印を記入の上、( )内に試験結果(原則として、申請日から起算して3か月以内に公的試験機関で行ったもの。)や適合する規格等を記入してください。
  - 「品質・性能」欄は、該当する□内にレ印を記入の上、( )内に試験結果(原則として、申請日から起算して3か月以内に公的試験機関で行ったもの。)や適合する規格等を記入してください。
  - 「製造工場」欄は、申請資材の製造工場すべてを記入するとともに、該当する□内にレ印を記入の上、適合する規格等を記入してください。
  - 「評価基準の適合状況」の「その他」欄は、評価基準の品目が再生木質ボードまたは再生集成材・合板に該当する場合に、該当する□内にレ印を記入してください。
  - 「環境負荷」欄は、該当する場合は、□内にレ印を記入してください。
  - 「申請者の欠格事由」欄は、該当する場合は、□内にレ印を記入してください。
  - 「申請理由等」欄は、該当する□内にレ印を記入し、新規申請以外は、( )内に認定資材名、寸法・規格等、認定期間及び認定番号を記入してください。
  - 「その他添付書類等」欄は、上記以外に添付する書類の名称を記入してください。
  - 連名で申請する場合は、「連絡先」欄は、申請者を代表する連絡先を記入してください。
  - 申請者は、正本及びその写しを提出してください。

建設リサイクル資材の供給区域の申告書

目次どおりに付箋をつける

2

公共工事に供給する場合、供給区域の考え方は、次のとおりです。

申請資材名	寸法・規格等	供給区域
アスファルト合材	再生密粒度アスコン(13) 道路用溶融スラグ入り	<input checked="" type="checkbox"/> 神奈川県全域 <input type="checkbox"/> 区域限定 ( )
アスファルト合材	再生粗粒度アスコン(20)	<input checked="" type="checkbox"/> 神奈川県全域 <input type="checkbox"/> 区域限定 ( )
アスファルト合材	再生AS安定処理(30)	<input checked="" type="checkbox"/> 神奈川県全域 <input type="checkbox"/> 区域限定 ( )
アスファルト合材	再生細粒度アスコン(13)	<input checked="" type="checkbox"/> 神奈川県全域 <input type="checkbox"/> 区域限定 ( )
		<input type="checkbox"/> 神奈川県全域 <input type="checkbox"/> 区域限定 ( )

- 備考 1 この書類は、資材の単価決定に当たって参考としますので、留意して作成してください。  
 なお、単価決定方法は、神奈川県県土整備局が定める設計単価の決定方法によります。  
 2 「供給区域」欄は、該当する□内にレ印を記入してください。「区域限定」にレ印を記入した場合は、次の区域名の中から該当する区域名を記入してください。

区域名	対象市町村
横浜	横浜市全域
川崎A	川崎市の川崎区、幸区
川崎B	川崎市の中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区
横須賀	横須賀市、三浦市、葉山町
逗子	逗子市
平塚	平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町
藤沢	鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町
小田原	小田原市
箱根	箱根町、真鶴町、湯河原町
相模原	相模原市（津久井区域を除く）、大和市、座間市
厚木	厚木市、海老名市、綾瀬市、愛川町、清川村
松田	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町
津久井	旧相模原市城山町、旧相模原市津久井町、旧相模原市相模湖町、旧相模原市藤野町

## 履歴事項全部証明書

(申請日前3ヶ月以内に法務局で入手したもの)  
共同企業体の場合、全ての会社分を添付してください

目次どおりに  
付箋をつける

3

## 会社案内、製品パンフレットなど

(ホームページ掲載の該当ページをプリントアウトしたものでも構いません)

目次どおりに  
付箋をつける

4

## 再生資源の含有率一覧表

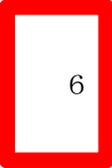
(任意様式)

再生骨材等が骨材に対する質量比で45%以上含有していることがわかるように作成してください

(再生資源に、JIS A 5032 一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を熔融固化した道路用熔融スラグを再生骨材として使用する場合は、骨材に対する質量比で10%程度含有していることがわかるように作成してください)



目次どおりに  
付箋をつける



6

再生資源利用状況報告書

再生資源の原料の納入者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者	<input checked="" type="checkbox"/> その他
再生資源の原料	アスファルト・コンクリート再生骨材	第1号様式別紙2「再生資源納入証明書」のとおり
再生資源の原料の発生場所	主に神奈川県内の公共工事から発生	
再生資源の原料の処理方法	破碎し寸法・規格別に分級	
申請資材での年間の再生資源の使用量	〇〇 t（〇年度）	〇〇 t（〇年度）
申請資材の年間の生産量	〇〇 t（〇年度）	〇〇 t（〇年度）

- 備考 1 再生資源とは、グリーン調達基準の別表第8に定める認定対象品目の評価基準（再生骨材等を除く）に掲げる再生資源をいいます。
- 2 「再生資源の原料の納入者の区分」欄は、該当する□内にレ印を記入してください。「その他」にレ印を記入した場合は、納入者ごとに第1号様式別紙2「再生資源納入証明書」を添付してください。

目次どおりに  
付箋をつける

7

認定番号 ○○○○-●●-○○○○

## 認 定 証

株式会社○○

所長 ○○殿

アスファルト混合物事前審査制度による審査の結果  
貴混合所の下記アスファルト混合物を認定します。

令和○年○月○日

・  
・  
・

(↑ アスファルト混合物事前審査制度による認定証の写しを添付してください)

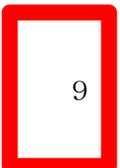
目次どおりに  
付箋をつける

8

- ①製造工場の全体配置図
- ②製造工場の写真
- ③再生資源及び申請資材の保管場所
- ④申請資材の製造工程の概要図等



目次どおりに  
付箋をつける



9

## 品質管理体制に係る資料

- 品質管理責任者が確認できる資料
- 社内の品質管理（がれき類受入時、製品製造時、製品規格、製品保管時など）に関する社内マニュアルなど

目次どおりに  
付箋をつける

10

### 再生資源納入証明書

令和〇年〇月〇日

（申請者） 殿

納入者 住所 神奈川県〇〇市〇〇町〇〇  
氏名 〇〇株式会社  
代表取締役 〇〇 〇〇  
電話番号(〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇

再生資源を次のとおり納入していることを証明します。

再生資源の原料	一般廃棄物
再生資源の原料の発生場所	各自治体の清掃工場
再生資源の原料の処理方法	一般廃棄物焼却灰を溶融
再生資源の内容	JIS A 5032 一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融 固化した道路用溶融スラグ
再生資源の納入量（実績及び納入予定）	〇〇 t

- 備考 1 再生資源とは、グリーン調達基準の別表第8に定める認定対象品目の評価基準（再生骨材等を除く）に掲げる再生資源をいいます。  
2 再生資源の原料が廃棄物に該当し、廃棄物処分業許可が必要となる場合は、当該許可証の写しを添付してください。

目次どおりに  
付箋をつける

産業廃棄物処分量許可証  
産業廃棄物処理施設設置許可証 など

(最新版の写しを添付してください)

目次どおりに  
付箋をつける

15

## 建設リサイクル資材認定申請（新規）に係る関係書類

再生コンクリート二次製品（申請書に添付する目次）	新規申請 付箋番号
* 必須書類	
1 建設リサイクル資材認定（新規）申請書	1
2 建設リサイクル資材の供給区域の申告書 （第1号様式別紙3）	2 <small>（商社への販売の場合は欄外に手書き）</small>
3 法人の登記事項証明書の写し （申請日前3箇月以内のもの。）	3
4 その他添付書類等（会社案内 申請資材に係る広報資料等）	4
5 公的試験機関が行う環境に対する安全性に係る試験結果 （申請日前3箇月以内に行ったもの。）	1 <small>（申請書による）</small>
6 再生資源の含有率の根拠となる計算式等の資料	6
7 再生資源利用状況報告書 （第1号様式別紙1）	7
8 公的試験機関が行う品質・性能に係る試験結果（申請日前3箇月以内に行ったもの。）又は適合する規格に係る認定書の写し	8 <small>（JIS規格適合性認定書の写し）</small>
9 ①製造工場の全体配置図及び②写真、③再生資源及び④申請資材の保管場所、⑤申請資材の製造工程の概要等の資料	9
10 品質管理体制に係る資料	10
* 以下については該当する場合提出が必要です。	
11 申請者以外が製造した再生資源を用いた資材は、再生資源納入証明書 （第1号様式別紙2）	11 <small>（納品書など）</small>
12 JISマーク製品においては、その製造工場が記載された日本産業規格適合性認証書の写し	8
13 ISO9001認証取得工場においては、認証の写し及び認証の範囲を示す書類の写し	
14 その他公的団体の認証評定取得工場においては、証明書類の写し	
15 資材を生産・販売するにあたって法令に関する証明が必要な場合は、その証明書の写し	
16 グリーン調達基準の別表第8に定める再生木質ボードの評価基準に掲げる再生資源以外の木質材料を用いた再生木質ボードの資材は、その合法性及び持続可能性を証明する資料	

目次どおりに付箋をつける

建設リサイクル資材認定申請書

令和〇年〇月〇日

神奈川県県土整備局長 殿

ポスト投函日

申請者 住所 神奈川県〇〇市〇〇町〇〇  
 氏名 〇〇株式会社  
 代表取締役 〇〇 〇〇  
 電話番号 (〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇

神奈川県県土整備局建設リサイクル資材評価実施要領第5条第1項の規定により、建設リサイクル資材の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

申請資材の概要	認定対象品目名	再生コンクリート二次製品	
	申請資材名	〇〇リサイクル両面歩車道境界ブロックA・B・C	
	寸法・規格等	(A) 150/190×200×600 (B) 180/230×250×600 (C) 180/240×300×600 JIS A 5371	
評価基準の適合状況	環境に対する安全性	<input checked="" type="checkbox"/> a 特別管理（一般・産業）廃棄物を使用していない。 <input type="checkbox"/> b 公的試験機関の試験結果、公的規格等 （ <input checked="" type="checkbox"/> c 石綿を原料としていない。 <input type="checkbox"/> d 建物の内装材にあつては、建築基準法施行令第20条の7の技術基準で使用制限を受けない材料である。	
		再生資源	再生資源の内容
	再生資源	再生資源の含有率	15%（別紙のとおり）
	品質・性能	<input checked="" type="checkbox"/> 製品が県土整備局公共工事グリーン調達基準の別表第8に定める認定対象品目の評価基準に適合している。 （神奈川県土木工事共通仕様書 第2編 第2章 第7節「2-2-7-1 一般事項」及び「JIS A 5371 プレキャスト無筋コンクリート製品」） <input checked="" type="checkbox"/> 再生資源が県土整備局公共工事グリーン調達基準の別表第8に定める認定対象品目の評価基準に適合している。 （「JIS A 5031 一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化したコンクリート用溶融スラグ骨材」）	
品質管理	製造工場	名称、所在地及び電話番号	〇〇株式会社〇〇工場 神奈川県〇〇市〇〇町〇〇 (〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇
		公的規格等の取得状況	<input checked="" type="checkbox"/> JISの認証を取得している。 （「JIS A 5371 プレキャスト無筋コンクリート製品」） <input type="checkbox"/> ISO9001の認証を取得している。 （ <input type="checkbox"/> その他 （
	品質管理責任者	工場長 〇〇 〇〇	
その他	再生資源以外の木質材料の使用の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		

対象外

環境負荷	<input checked="" type="checkbox"/> 再生資源を含有しない資材比べ、エネルギー消費量の増大、地球温暖化物質の増加、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出等環境負荷が著しく増大しない。
申請者の欠格事由	<input checked="" type="checkbox"/> 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条第5項第4号イからヌまで及び第14条第5項第2号イからヘまでのいずれにも該当しない。
申請理由等	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 資材の追加・変更 <input type="checkbox"/> 工場の追加・変更 <input type="checkbox"/> 再生資源の追加・変更 <input type="checkbox"/> その他評価基準の適合に影響を及ぼす変更 認定資材名、寸法・規格等、認定期間及び認定番号 ( )
その他添付書類等	・会社案内 ・申請資材のパフレット

連絡先	郵便番号	〒000-0000	
	申請者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	神奈川県〇〇市〇〇町〇〇	
	申請者の氏名(法人にあっては、名称)	〇〇株式会社	
	担当所属	名称	〇〇課〇〇係
		電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
FAX番号		〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	

- 備考
- 「環境に対する安全性」欄は、該当する□内にレ印を記入の上、( )内に試験結果(原則として、申請日から起算して3か月以内に公的試験機関で行ったもの。)や適合する規格等を記入してください。
  - 「品質・性能」欄は、該当する□内にレ印を記入の上、( )内に試験結果(原則として、申請日から起算して3か月以内に公的試験機関で行ったもの。)や適合する規格等を記入してください。
  - 「製造工場」欄は、申請資材の製造工場すべてを記入するとともに、該当する□内にレ印を記入の上、適合する規格等を記入してください。
  - 「評価基準の適合状況」の「その他」欄は、評価基準の品目が再生木質ボードまたは再生集成材・合板に該当する場合に、該当する□内にレ印を記入してください。
  - 「環境負荷」欄は、該当する場合は、□内にレ印を記入してください。
  - 「申請者の欠格事由」欄は、該当する場合は、□内にレ印を記入してください。
  - 「申請理由等」欄は、該当する□内にレ印を記入し、新規申請以外は、( )内に認定資材名、寸法・規格等、認定期間及び認定番号を記入してください。
  - 「その他添付書類等」欄は、上記以外に添付する書類の名称を記入してください。
  - 連名で申請する場合は、「連絡先」欄は、申請者を代表する連絡先を記入してください。
  - 申請者は、正本及びその写しを提出してください。



## 履歴事項全部証明書

(申請日前3ヶ月以内に法務局で入手したもの)  
共同企業体の場合、全ての会社分を添付してください

目次どおりに  
付箋をつける

3

## 会社案内、製品パンフレットなど

(ホームページ掲載の該当ページをプリントアウトしたものでも構いません)

目次どおりに  
付箋をつける

4

## 再生資源の含有率

### a.再生資源として「骨材」を用いる場合

配合表

水 (kg/m <sup>3</sup> )	結合材		細骨材 (kg/m <sup>3</sup> )	うち再生資 源	粗骨材 (kg/m <sup>3</sup> )	うち再生 資源	混和剤 (kg/m <sup>3</sup> )
	セメント (kg/m <sup>3</sup> )	混和材 (kg/m <sup>3</sup> )					
			A	a	B	b	

(例)再生資源としてコンクリート用再生骨材 H を用いている\*

$$\begin{aligned} \text{再生資源の含有率} &= (a+b) \div (A+B) \\ &= \text{〇〇}\% \geq 15\% \end{aligned}$$

目次どおりに  
付箋をつける

6

### b.再生資源として「混和材」又は「セメント」を用いる場合

配合表

水 (kg/m <sup>3</sup> )	結合材		細骨材 (kg/m <sup>3</sup> )	粗骨材 (kg/m <sup>3</sup> )	混和剤 (kg/m <sup>3</sup> )
	セメント (kg/m <sup>3</sup> )	混和材 (kg/m <sup>3</sup> )			
	C	D			

(例)エコセメントを用いているため全質量を含有率の算定に含める\*

$$\begin{aligned} \text{再生資源の含有率} &= C \div (C+D) \\ &= \text{〇〇}\% \geq 20\% \end{aligned}$$

### c.再生資源として「骨材」「混和材」「セメント」を用いる場合

配合表

水 (kg/m <sup>3</sup> )	結合材		細骨材 (kg/m <sup>3</sup> )	うち再生資 源	粗骨材 (kg/m <sup>3</sup> )	うち再生 資源	混和剤 (kg/m <sup>3</sup> )
	セメント (kg/m <sup>3</sup> )	混和材 (kg/m <sup>3</sup> )					
E	C	D	A	a	B	b	F

(例)再生資源としてエコセメント、骨材を用いている\*

$$\begin{aligned} \text{再生資源の含有率} &= (C+a+b) \div (A+B+C+D+E+F) \\ &= \text{〇〇}\% \geq 10\% \end{aligned}$$

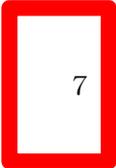
※使用している再生資源に応じて、記入内容を適宜変更してください

再生資源利用状況報告書

再生資源の原料の納入者の区分	<input type="checkbox"/> 申請者	<input checked="" type="checkbox"/> その他
再生資源の原料		第1号様式別紙2「再生資源納入証明書」のとおり <sup>(注)</sup>
再生資源の原料の発生場所		(注)エコセメントや高炉セメント、フライアッシュセメントを使用する場合は、それぞれ「JIS R 5214 エコセメント」「JIS R 5211 高炉セメント」「JIS R 5213 フライアッシュセメント」と記入してください。
再生資源の原料の処理方法		
申請資材での年間の再生資源の使用量		〇〇 t（〇年度）
申請資材の年間の生産量		〇〇 t（〇年度）

- 備考 1 再生資源とは、グリーン調達基準の別表第8に定める認定対象品目の評価基準（再生骨材等を除く）に掲げる再生資源をいいます。
- 2 「再生資源の原料の納入者の区分」欄は、該当する□内にレ印を記入してください。「その他」にレ印を記入した場合は、納入者ごとに第1号様式別紙2「再生資源納入証明書」を添付してください。

目次どおりに  
付箋をつける



# 日本産業規格適合性認証書

有効期限内の最新の認証書の写しを添付してください

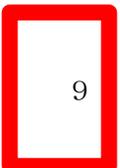
目次どおりに  
付箋をつける

8

- ①製造工場の全体配置図
- ②製造工場の写真
- ③再生資源及び申請資材の保管場所
- ④申請資材の製造工程の概要図等



目次どおりに  
付箋をつける



9

## 品質管理体制に係る資料

- 品質管理責任者が確認できる資料
- 社内の品質管理（製品製造時、製品規格、製品保管時など）に関する社内マニュアルなど

目次どおりに  
付箋をつける

10

再生資源納入証明書

(申請者) 殿

納入者 住所  
 氏名 代表取締役  
 電話番号(〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇日  
 エコセメントや高炉セメント、フライアッシュセメントを使用する場合は納品書で代用

再生資源を次のとおり納入していることを証明します。

再生資源の原料	一般廃棄物
再生資源の原料の発生場所	各自治体の清掃工場
再生資源の原料の処理方法	一般廃棄物焼却灰を溶融
再生資源の内容	JIS A 5031 一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化したコンクリート用溶融スラグ骨材
再生資源の納入量（実績及び納入予定）	〇〇 t

- 備考 1 再生資源とは、グリーン調達基準の別表第8に定める認定対象品目の評価基準（再生骨材等を除く）に掲げる再生資源をいいます。  
 2 再生資源の原料が廃棄物に該当し、廃棄物処分業許可が必要となる場合は、当該許可証の写しを添付してください。

目次どおりに  
 付箋をつける

## 建設リサイクル資材認定申請（新規）に係る関係書類

再生舗装用ブロック（平板、インターロッキングブロック） （申請書に添付する目次）	新規申請 付箋番号
* 必須書類	
1 建設リサイクル資材認定（新規）申請書	1
2 建設リサイクル資材の供給区域の申告書 （第1号様式別紙3）	2
3 法人の登記事項証明書の写し （申請日前3箇月以内のもの。）	3
4 その他添付書類等（会社案内 申請資材に係る広報資料等）	4
5 公的試験機関が行う環境に対する安全性に係る試験結果 （申請日前3箇月以内に行ったもの。）	1 (申請書による)
6 再生資源の含有率の根拠となる計算式等の資料	6
7 再生資源利用状況報告書 （第1号様式別紙1）	7
8 公的試験機関が行う品質・性能に係る試験結果（申請日前3箇月以内 に行ったもの。）又は適合する規格に係る認定書の写し	8 (JIS規格適合性 認証書)
9 ①製造工場の全体配置図及び②写真、③再生資源及び④申請資材の保 管場所、⑤申請資材の製造工程の概要等の資料	9
10 品質管理体制に係る資料	10
* 以下については該当する場合提出が必要です。	
11 申請者以外が製造した再生資源を用いた資材は、再生資源納入証明書 （第1号様式別紙2）	11
12 JIS マーク製品においては、その製造工場が記載された日本産業規格 適合性認証書の写し	8
13 ISO9001 認証取得工場においては、認証の写し及び認証の範囲を示 す書類の写し	—
14 その他公的団体の認証評定取得工場においては、証明書類の写し	—
15 資材を生産・販売するにあたって法令に関する証明が必要な場合は、 その証明書の写し	—
16 グリーン調達基準の別表第8に定める再生木質ボードの評価基準に掲 げる再生資源以外の木質材料を用いた再生木質ボードの資材は、その合 法性及び持続可能性を証明する資料	—

目次どおりに付箋をつける

建設リサイクル資材認定申請書

令和〇年〇月〇日

神奈川県県土整備局長 殿

ポスト投函日

申請者 住所 神奈川県〇〇市〇〇町〇〇  
 〇〇株式会社  
 氏名 代表取締役 〇〇 〇〇  
 電話番号 (〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇

神奈川県県土整備局建設リサイクル資材評価実施要領第5条第1項の規定により、建設リサイクル資材の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

申請資材の概要	認定対象品目名	再生舗装用ブロック（平板、インターロッキングブロック）	
	申請資材名	インターロッキングブロック「〇〇」	
評価基準の適合状況	寸法・規格等	120×240×T60mm 120×240×T80mm 150×150×T60mm 150×150×T80mm JIS A 5371	
	環境に対する安全性	<input checked="" type="checkbox"/> a 特別管理（一般・産業）廃棄物を使用していない <input type="checkbox"/> b 公的試験機関の試験結果、公的規格等 （ <input checked="" type="checkbox"/> c 石綿を原料としていない。 <input type="checkbox"/> d 建物の内装材にあつては、建築基準法施行令第20条の7の技術基準で使用制限を受けない材料である。	
再生資源	再生資源の内容	JIS A 5031 一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化したコンクリート用溶融スラグ骨材	
	再生資源の含有率	50%（別紙のとおり）	
品質・性能	<input checked="" type="checkbox"/> 製品が県土整備局公共工事グリーン調達基準の別表第8に定める認定対象品目の評価基準に適合している。 （神奈川県土木工事共通仕様書 第2編 第2章 第7節「2-2-7-1一般事項」及び「JIS A 5371 プレキャスト無筋コンクリート製品」） <input checked="" type="checkbox"/> 再生資源が県土整備局公共工事グリーン調達基準の別表第8に定める認定対象品目の評価基準に適合している。 （「JIS A 5031 一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化したコンクリート用溶融スラグ骨材」）		
	品質管理	製造工場	名称、所在地及び電話番号 〇〇株式会社〇〇工場 神奈川県〇〇市〇〇町〇〇 (〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇
品質管理責任者		工場長 〇〇 〇〇	
その他	再生資源以外の木質材料の使用の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		

対象外

環境負荷	<input checked="" type="checkbox"/> 再生資源を含有しない資材比べ、エネルギー消費量の増大、地球温暖化物質の増加、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出等環境負荷が著しく増大しない。
申請者の欠格事由	<input checked="" type="checkbox"/> 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条第5項第4号イからヌまで及び第14条第5項第2号イからヘまでのいずれにも該当しない。
申請理由等	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 資材の追加・変更 <input type="checkbox"/> 工場の追加・変更 <input type="checkbox"/> 再生資源の追加・変更 <input type="checkbox"/> その他評価基準の適合に影響を及ぼす変更 認定資材名、寸法・規格等、認定期間及び認定番号 ( )
その他添付書類等	・会社案内 ・申請資材のパフレット

連絡先	郵便番号	〒000-0000	
	申請者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	神奈川県〇〇市〇〇町〇〇	
	申請者の氏名(法人にあっては、名称)	〇〇株式会社	
	担当所属	名称	〇〇課〇〇係
		電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
FAX番号		〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	

- 備考 1 「環境に対する安全性」欄は、該当する□内にレ印を記入の上、( )内に試験結果(原則として、申請日から起算して3か月以内に公的試験機関で行ったもの。)や適合する規格等を記入してください。
- 2 「品質・性能」欄は、該当する□内にレ印を記入の上、( )内に試験結果(原則として、申請日から起算して3か月以内に公的試験機関で行ったもの。)や適合する規格等を記入してください。
- 3 「製造工場」欄は、申請資材の製造工場すべてを記入するとともに、該当する□内にレ印を記入の上、適合する規格等を記入してください。
- 4 「評価基準の適合状況」の「その他」欄は、評価基準の品目が再生木質ボードに該当する場合に、該当する□内にレ印を記入してください。
- 5 「環境負荷」欄は、該当する場合は、□内にレ印を記入してください。
- 6 「申請者の欠格事由」欄は、該当する場合は、□内にレ印を記入してください。
- 7 「申請理由等」欄は、該当する□内にレ印を記入し、新規申請以外は、( )内に認定資材名、寸法・規格等、認定期間及び認定番号を記入してください。
- 8 「その他添付書類等」欄は、上記以外に添付する書類の名称を記入してください。
- 9 連名で申請する場合は、「連絡先」欄は、申請者を代表する連絡先を記入してください。
- 10 申請者は、正本及びその写しを提出してください。

目次どおりに付箋をつける

### 建設リサイクル資材の供給区域の申告書

2

公共工事に供給する場合、供給区域の考え方は、次のとおりです。

申請資材名	寸法・規格等	供給区域
インターロッキング グブロック「OO」	JIS A 5371120 ×240 ×T60mm	<input checked="" type="checkbox"/> 神奈川県全域 <input type="checkbox"/> 区域限定 ( )
〃	JIS A 5371120 ×240 ×T80mm	<input checked="" type="checkbox"/> 神奈川県全域 <input type="checkbox"/> 区域限定 ( )
〃	JIS A 5371150 ×150 ×T60mm	<input checked="" type="checkbox"/> 神奈川県全域 <input type="checkbox"/> 区域限定 ( )
〃	JIS A 5371150 ×150 ×T80mm	<input checked="" type="checkbox"/> 神奈川県全域 <input type="checkbox"/> 区域限定 ( )
		<input type="checkbox"/> 神奈川県全域 <input type="checkbox"/> 区域限定 ( )

- 備考 1 この書類は、資材の単価決定に当たって参考としますので、留意して作成してください。  
 なお、単価決定方法は、神奈川県県土整備局が定める設計単価の決定方法によります。  
 2 「供給区域」欄は、該当する□内にレ印を記入してください。「区域限定」にレ印を記入した場合は、次の区域名の中から該当する区域名を記入してください。

区域名	対象市町村
横浜	横浜市全域
川崎A	川崎市の川崎区、幸区
川崎B	川崎市の中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区
横須賀	横須賀市、三浦市、葉山町
逗子	逗子市
平塚	平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町
藤沢	鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町
小田原	小田原市
箱根	箱根町、真鶴町、湯河原町
相模原	相模原市（津久井区域を除く）、大和市、座間市
厚木	厚木市、海老名市、綾瀬市、愛川町、清川村
松田	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町
津久井	旧相模原市城山町、旧相模原市津久井町、旧相模原市相模湖町、旧相模原市藤野町

## 履歴事項全部証明書

(申請日前3ヶ月以内に法務局で入手したもの)  
共同企業体の場合、全ての会社分を添付してください

目次どおりに  
付箋をつける

3

## 会社案内、製品パンフレットなど

(ホームページ掲載の該当ページをプリントアウトしたものでも構いません)

目次どおりに  
付箋をつける

4

## 再生資源の含有率一覧表

(任意様式)

再生資源（スラグ骨材、再生骨材等）が製品に対する質量比で 20%以上含有していることがわかるように作成してください

目次どおりに  
付箋をつける

6

再生資源利用状況報告書

再生資源の原料の納入者の区分	<input type="checkbox"/> 申請者	<input checked="" type="checkbox"/> その他
再生資源の原料		第1号様式別紙2「再生資源納入証明書」のとおり <sup>(注)</sup>  (注)エコセメントや高炉セメント、フライアッシュセメントを使用する場合は、それぞれ「JIS R 5214 エコセメント」「JIS R 5211 高炉セメント」「JIS R 5213 フライアッシュセメント」と記入してください。
再生資源の原料の発生場所		
再生資源の原料の処理方法		
申請資材での年間の再生資源の使用量		
申請資材の年間の生産量		〇〇 t (〇年度)

- 備考 1 再生資源とは、グリーン調達基準の別表第8に定める認定対象品目の評価基準（再生骨材等を除く）に掲げる再生資源をいいます。
- 2 「再生資源の原料の納入者の区分」欄は、該当する□内にレ印を記入してください。「その他」にレ印を記入した場合は、納入者ごとに第1号様式別紙2「再生資源納入証明書」を提出してください。

目次どおりに  
付箋をつける

# 日本産業規格適合性認証書

有効期限内の最新の認証書の写しを添付してください

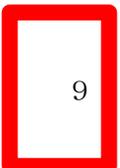
目次どおりに  
付箋をつける

8

- ①製造工場の全体配置図
- ②製造工場の写真
- ③申請資材の保管場所
- ④申請資材の製造工程の概要図等



目次どおりに  
付箋をつける



9

## 品質管理体制に係る資料

- 品質管理責任者が確認できる資料
- 社内の品質管理（製品製造時、製品規格、製品保管時など）に関する社内マニュアルなど

目次どおりに  
付箋をつける

10

再生資源納入証明書

(申請者) 殿

納入者 住所 〇〇市〇〇区〇〇丁目〇〇番地  
 氏名 〇〇林 〇〇  
 代表取締役 〇〇 〇〇  
 電話番号(〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇

エコセメントや高炉セメント、フライアッシュセメントを使用する場合は納品書で代用

再生資源を次のとおり納入していることを証明します。

再生資源の原料	一般廃棄物
再生資源の原料の発生場所	各自治体の清掃工場
再生資源の原料の処理方法	一般廃棄物焼却灰を溶融
再生資源の内容	JIS A 5031 一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化したコンクリート用溶融スラグ骨材
再生資源の納入量（実績及び納入予定）	〇〇 t

- 備考 1 再生資源とは、グリーン調達基準の別表第8に定める認定対象品目の評価基準（再生骨材等を除く）に掲げる再生資源をいいます。  
 2 再生資源の原料が廃棄物に該当し、廃棄物処分業許可が必要となる場合は、当該許可証の写しを添付してください。

目次どおりに付箋をつける

## 建設リサイクル資材認定申請（新規）に係る関係書類

再生木質ボード（申請書に添付する目次）	新規申請 付箋番号
* 必須書類	
1 建設リサイクル資材認定（新規）申請書	1
2 建設リサイクル資材の供給区域の申告書 （第1号様式別紙3）	2
3 法人の登記事項証明書の写し （申請日前3箇月以内のもの。）	3
4 その他添付書類等（会社案内 申請資材に係る広報資料等）	4
5 公的試験機関が行う環境に対する安全性に係る試験結果 （申請日前3箇月以内に行ったもの。）	5
6 再生資源の含有率の根拠となる計算式等の資料	6
7 再生資源利用状況報告書 （第1号様式別紙1）	7
8 公的試験機関が行う品質・性能に係る試験結果（申請日前3箇月以内 に行ったもの。）又は適合する規格に係る認定書の写し	8 <small>（JIS規格適合性 認証書）</small>
9 ①製造工場の全体配置図及び②写真、③再生資源及び④申請資材の保 管場所、⑤申請資材の製造工程の概要等の資料	9
10 品質管理体制に係る資料	10
* 以下については該当する場合提出が必要です。	
11 申請者以外が製造した再生資源を用いた資材は、再生資源納入証明書 （第1号様式別紙2）	11
12 JIS マーク製品においては、その製造工場が記載された日本産業規格 適合性認証書の写し	8
13 ISO9001 認証取得工場においては、認証の写し及び認証の範囲を示 す書類の写し	
14 その他公的団体の認証評定取得工場においては、証明書類の写し	
15 資材を生産・販売するにあたって法令に関する証明が必要な場合は、 その証明書の写し	
16 グリーン調達基準の別表第8に定める再生木質ボードの評価基準に掲 げる再生資源以外の木質材料を用いた再生木質ボードの資材は、その合 法性及び持続可能性を証明する資料	

目次どおりに付箋をつける

建設リサイクル資材認定申請書

令和〇年〇月〇日

ポスト投函日

神奈川県県土整備局長 殿

申請者 住所 神奈川県〇〇市〇〇町〇〇  
 氏名 〇〇株式会社  
 代表取締役 〇〇 〇〇  
 電話番号 (〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇

神奈川県県土整備局建設リサイクル資材評価実施要領第5条第1項の規定により、建設リサイクル資材の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

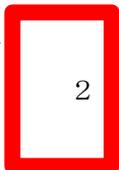
申請資材の概要	認定対象品目名	再生木質ボード	
	申請資材名	〇〇パーティクルボード 無研磨板	
	寸法・規格等	JIS A 5908 (F☆☆☆☆) RN-12-M18 RN-12-P18 RN-15-M18 RN-15-P18	
評価基準の適合状況	環境に対する安全性	<input checked="" type="checkbox"/> a 特別管理（一般・産業）廃棄物を使用していない。 <input checked="" type="checkbox"/> b 公的試験機関の試験結果、公的規格等 (〇〇〇〇試験 ) <input checked="" type="checkbox"/> c 石綿を原料としていない。 <input checked="" type="checkbox"/> d 建物の内装材にあっては、建築基準法施行令第20条の7の技術基準で使用制限を受けない材料である。	
	再生資源	再生資源の内容	木材チップ
		再生資源の含有率	100% (別紙のとおり)
	品質・性能	<input checked="" type="checkbox"/> 製品が県土整備局公共工事グリーン調達基準の別表第8に定める認定対象品目の評価基準に適合している。 (「JIS A 5908 パーティクルボード」 ) <input checked="" type="checkbox"/> 再生資源が県土整備局公共工事グリーン調達基準の別表第8に定める認定対象品目の評価基準に適合している。 (「製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材」)	
	品質管理	製造工場	名称、所在地及び電話番号
公的規格等の取得状況			<input checked="" type="checkbox"/> JISの認証を取得している。 (「JIS A 5908 パーティクルボード」 ) <input type="checkbox"/> ISO9001の認証を取得している。 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )
品質管理責任者		工場長 〇〇 〇〇	
その他	再生資源以外の木質材料の使用の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
環境負荷	<input checked="" type="checkbox"/> 再生資源を含有しない資材に比べ、エネルギー消費量の増大、地球温暖化物質の増加、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出等環境負荷が著しく増大しない。		

申請者の欠格事由	<input checked="" type="checkbox"/> 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条第5項第4号イからヌまで及び第14条第5項第2号イからヘまでのいずれにも該当しない。
申請理由等	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 資材の追加・変更 <input type="checkbox"/> 工場の追加・変更 <input type="checkbox"/> 再生資源の追加・変更 <input type="checkbox"/> その他評価基準の適合に影響を及ぼす変更 認定資材名、寸法・規格等、認定期間及び認定番号 ( )
その他添付書類等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会社案内</li> <li>・申請資材のパフレット</li> </ul>

連絡先	郵便番号	〒〇〇〇-〇〇〇〇	
	申請者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	神奈川県〇〇市〇〇町〇〇	
	申請者の氏名(法人にあっては、名称)	〇〇株式会社	
	担当所属	名称	〇〇〇課〇〇〇係
		電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
FAX番号		〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	

- 備考
- 1 「環境に対する安全性」欄は、該当する□内にレ印を記入の上、( )内に試験結果(原則として、申請日から起算して3か月以内に公的試験機関で行ったもの。)や適合する規格等を記入してください。
  - 2 「品質・性能」欄は、該当する□内にレ印を記入の上、( )内に試験結果(原則として、申請日から起算して3か月以内に公的試験機関で行ったもの。)や適合する規格等を記入してください。
  - 3 「製造工場」欄は、申請資材の製造工場すべてを記入するとともに、該当する□内にレ印を記入の上、適合する規格等を記入してください。
  - 4 「評価基準の適合状況」の「その他」欄は、評価基準の品目が再生木質ボードまたは再生集成材・合板に該当する場合に、該当する□内にレ印を記入してください。
  - 5 「環境負荷」欄は、該当する場合は、□内にレ印を記入してください。
  - 6 「申請者の欠格事由」欄は、該当する場合は、□内にレ印を記入してください。
  - 7 「申請理由等」欄は、該当する□内にレ印を記入し、新規申請以外は、( )内に認定資材名、寸法・規格等、認定期間及び認定番号を記入してください。
  - 8 「その他添付書類等」欄は、上記以外に添付する書類の名称を記入してください。
  - 9 連名で申請する場合は、「連絡先」欄は、申請者を代表する連絡先を記入してください。
  - 10 申請者は、正本及びその写しを提出してください。

建設リサイクル資材の供給区域の申告書



公共工事に供給する場合、供給区域の考え方は、次のとおりです。

申請資材名	寸法・規格等	供給区域
〇〇パーティクル ボード	JIS A 5908 (F☆☆☆☆) RN-12-M18	<input checked="" type="checkbox"/> 神奈川県全域 <input type="checkbox"/> 区域限定 ( )
〇〇パーティクル ボード	JIS A 5908 (F☆☆☆☆) RN-12-P18	<input checked="" type="checkbox"/> 神奈川県全域 <input type="checkbox"/> 区域限定 ( )
〇〇パーティクル ボード	JIS A 5908 (F☆☆☆☆) RN-15-M18	<input checked="" type="checkbox"/> 神奈川県全域 <input type="checkbox"/> 区域限定 ( )
〇〇パーティクル ボード	JIS A 5908 (F☆☆☆☆) RN-15-P18	<input checked="" type="checkbox"/> 神奈川県全域 <input type="checkbox"/> 区域限定 ( )

- 備考 1 この書類は、資材の単価決定に当たって参考としますので、留意して作成してください。  
 なお、単価決定方法は、神奈川県県土整備局が定める設計単価の決定方法によります。  
 2 「供給区域」欄は、該当する□内にレ印を記入してください。「区域限定」にレ印を記入した場合は、次の区域名の中から該当する区域名を記入してください。

区域名	対象市町村
横浜	横浜市全域
川崎A	川崎市の川崎区、幸区
川崎B	川崎市の中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区
横須賀	横須賀市、三浦市、葉山町
逗子	逗子市
平塚	平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町
藤沢	鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町
小田原	小田原市
箱根	箱根町、真鶴町、湯河原町
相模原	相模原市（津久井区域を除く）、大和市、座間市
厚木	厚木市、海老名市、綾瀬市、愛川町、清川村
松田	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町
津久井	旧相模原市城山町、旧相模原市津久井町、旧相模原市相模湖町、旧相模原市藤野町

## 履歴事項全部証明書

(申請日前3ヶ月以内に法務局で入手したもの)  
共同企業体の場合、全ての会社分を添付してください

目次どおりに  
付箋をつける

3

## 会社案内、製品パンフレットなど

(ホームページ掲載の該当ページをプリントアウトしたものでも構いません)

目次どおりに  
付箋をつける

4

## 分析結果報告書

(申請日前3ヶ月以内に行った含有試験、溶出試験の結果を添付)

目次どおりに  
付箋をつける

5

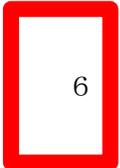
## 再生資源の含有率一覧表

(任意様式)

合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済み梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材、かん木、小径木（間伐材を含む）等の再生資源である木質材料又は植物繊維を木質部の原料としておおむね 100%使用していることがわかるように記載してください。



目次どおりに  
付箋をつける



6

再生資源利用状況報告書

再生資源の原料の納入者の区分	<input type="checkbox"/> 申請者	<input checked="" type="checkbox"/> その他
再生資源の原料		第1号様式別紙2「再生資源納入証明書」のとおり
再生資源の原料の発生場所		
再生資源の原料の処理方法		
申請資材での年間の再生資源の使用量		〇〇 t（〇年度）
申請資材の年間の生産量		〇〇 t（〇年度）

- 備考 1 再生資源とは、グリーン調達基準の別表第8に定める認定対象品目の評価基準（再生骨材等を除く）に掲げる再生資源をいいます。
- 2 「再生資源の原料の納入者の区分」欄は、該当する□内にレ印を記入してください。「その他」にレ印を記入した場合は、納入者ごとに第1号様式別紙2「再生資源納入証明書」を添付してください。

目次どおりに  
付箋をつける

7

# 日本産業規格適合性認証書

有効期限内の最新の認証書の写しを添付してください

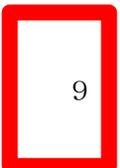
目次どおりに  
付箋をつける

8

- ①製造工場の全体配置図
- ②製造工場の写真
- ③再生資源及び申請資材の保管場所
- ④申請資材の製造工程の概要図等



目次どおりに  
付箋をつける



9

## 品質管理体制に係る資料

- 品質管理責任者が確認できる資料
- 社内の品質管理（製品製造時、製品規格、製品保管時など）に関する社内マニュアルなど

目次どおりに  
付箋をつける

10

### 再生資源納入証明書

令和〇年〇月〇日

（申請者） 殿

納入者 住所 神奈川県〇〇市〇〇町〇〇  
氏名 〇〇株式会社  
代表取締役 〇〇 〇〇  
電話番号(〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇

再生資源を次のとおり納入していることを証明します。

再生資源の原料	製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材 使用済梱包材
再生資源の原料の発生場所	〇〇工場の残材 主に〇〇県内各工事現場から出た建築解体木材、使用済梱包材 （神奈川県内の発生場所が特定できる場合は優先して記載して ください）
再生資源の原料の処理方法	破砕機によりチップ化する。
再生資源の内容	木材チップ
再生資源の納入量（実績及 び納入予定）	〇〇 t

- 備考 1 再生資源とは、グリーン調達基準の別表第8に定める認定対象品目の評価基準（再生骨材等を除く）に掲げる再生資源をいいます。
- 2 再生資源の原料が廃棄物に該当し、廃棄物処分業許可が必要となる場合は、当該許可証の写しを添付してください。

目次どおりに  
付箋をつける

11

## 建設リサイクル資材認定申請（新規）に係る関係書類

排水・通気用再生硬質塩化ビニル管（申請書に添付する目次）	新規申請 付箋番号
* 必須書類	
1 建設リサイクル資材認定（新規）申請書	1
2 建設リサイクル資材の供給区域の申告書 （第1号様式別紙3）	2
3 法人の登記事項証明書の写し （申請日前3箇月以内のもの。）	3
4 その他添付書類等（会社案内 申請資材に係る広報資料等）	4
5 公的試験機関が行う環境に対する安全性に係る試験結果 （申請日前3箇月以内に行ったもの。）	1 <small>（申請書による）</small>
6 再生資源の含有率の根拠となる計算式等の資料	6
7 再生資源利用状況報告書 （第1号様式別紙1）	7
8 公的試験機関が行う品質・性能に係る試験結果（申請日前3箇月以内 に行ったもの。）又は適合する規格に係る認定書の写し	8 <small>（JIS規格適合性 認証書、塩化ビニ ル管・継ぎ手協会 発行の監査結果）</small>
9 ①製造工場の全体配置図及び②写真、③再生資源及び④申請資材の保 管場所、⑤申請資材の製造工程の概要等の資料	9
10 品質管理体制に係る資料	10
* 以下については該当する場合提出が必要です。	
11 申請者以外が製造した再生資源を用いた資材は、再生資源納入証明書 （第1号様式別紙2）	11
12 JIS マーク製品においては、その製造工場が記載された日本産業規格 適合性認証書の写し	8
13 ISO9001 認証取得工場においては、認証の写し及び認証の範囲を示 す書類の写し	
14 その他公的団体の認証評定取得工場においては、証明書類の写し	8
15 資材を生産・販売するにあたって法令に関する証明が必要な場合は、 その証明書の写し	
16 グリーン調達基準の別表第8に定める再生木質ボードの評価基準に掲 げる再生資源以外の木質材料を用いた再生木質ボードの資材は、その合 法性及び持続可能性を証明する資料	

目次どおりに付箋をつける

建設リサイクル資材認定申請書

令和〇年〇月〇日

ポスト投函日

神奈川県県土整備局長 殿

申請者 住所 神奈川県〇〇市〇〇町〇〇  
 氏名 〇〇株式会社  
 代表取締役 〇〇 〇〇  
 電話番号 (〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇

神奈川県県土整備局建設リサイクル資材評価実施要領第5条第1項の規定により、建設リサイクル資材の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

申請資材の概要	認定対象品目名	排水・通気用再生硬質塩化ビニル管	
	申請資材名	〇〇リサイクル三層管	
評価基準の適合状況	寸法・規格等	リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管 JIS K 9797 RS-VU (塩化ビニル管継手協会 下水道用リサイクル三層硬質塩化ビニル管 AS62) 呼び径：100, 150, 200, 300	
	環境に対する安全性	<input checked="" type="checkbox"/> a 特別管理（一般・産業）廃棄物を使用していない。 <input type="checkbox"/> b 公的試験機関の試験結果、公的規格等 （ <input checked="" type="checkbox"/> c 石綿を原料としていない。 <input type="checkbox"/> d 建物の内装材にあつては、建築基準法施行令第20条の7の技術基準で使用制限を受けない材料である。	
品質・性能	再生資源	再生資源の内容	再生硬質塩化ビニル
	再生資源	再生資源の含有率	30～50%（別紙のとおり）
品質管理	製造工場	名称、所在地及び電話番号	〇〇株式会社〇〇工場 神奈川県〇〇市〇〇町〇〇 (〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇
		公的規格等の取得状況	<input checked="" type="checkbox"/> JISの認証を取得している。 (「JIS K 9797 リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管」) <input type="checkbox"/> ISO9001の認証を取得している。 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )
	品質管理責任者	工場長 〇〇 〇〇	
	その他	再生資源以外の木質材料の使用の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
環境負荷	<input checked="" type="checkbox"/> 再生資源を含有しない資材に比べ、エネルギー消費量の増大、地球温暖化物質の増加、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出等環境負荷が著しく増大しない。		

対象外

申請者の欠格事由	<input checked="" type="checkbox"/> 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条第5項第4号イからヌまで及び第14条第5項第2号イからヘまでのいずれにも該当しない。
申請理由等	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 資材の追加・変更 <input type="checkbox"/> 工場の追加・変更 <input type="checkbox"/> 再生資源の追加・変更 <input type="checkbox"/> その他評価基準の適合に影響を及ぼす変更 認定資材名、寸法・規格等、認定期間及び認定番号 ( )
その他添付書類等	・会社案内 ・申請資材のパフレット

連絡先	郵便番号	〒〇〇〇-〇〇〇〇	
	申請者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	神奈川県〇〇市〇〇町〇〇	
	申請者の氏名(法人にあっては、名称)	〇〇株式会社	
	担当所属	名称	〇〇〇課〇〇〇係
		電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
FAX番号		〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	

- 備考
- 「環境に対する安全性」欄は、該当する□内にレ印を記入の上、( )内に試験結果(原則として、申請日から起算して3か月以内に公的試験機関で行ったもの。)や適合する規格等を記入してください。
  - 「品質・性能」欄は、該当する□内にレ印を記入の上、( )内に試験結果(原則として、申請日から起算して3か月以内に公的試験機関で行ったもの。)や適合する規格等を記入してください。
  - 「製造工場」欄は、申請資材の製造工場すべてを記入するとともに、該当する□内にレ印を記入の上、適合する規格等を記入してください。
  - 「評価基準の適合状況」の「その他」欄は、評価基準の品目が再生木質ボードまたは再生集成材・合板に該当する場合に、該当する□内にレ印を記入してください。
  - 「環境負荷」欄は、該当する場合は、□内にレ印を記入してください。
  - 「申請者の欠格事由」欄は、該当する場合は、□内にレ印を記入してください。
  - 「申請理由等」欄は、該当する□内にレ印を記入し、新規申請以外は、( )内に認定資材名、寸法・規格等、認定期間及び認定番号を記入してください。
  - 「その他添付書類等」欄は、上記以外に添付する書類の名称を記入してください。
  - 連名で申請する場合は、「連絡先」欄は、申請者を代表する連絡先を記入してください。
  - 申請者は、正本及びその写しを提出してください。

目次どおりに付箋をつける

建設リサイクル資材の供給区域の申告書

公共工事に供給する場合、供給区域の考え方は、次のとおりです。

申請資材名	寸法・規格等	供給区域
〇〇リサイクル三層管	JIS K 9797 RS-VU 呼び径：100	<input checked="" type="checkbox"/> 神奈川県全域 <input type="checkbox"/> 区域限定 ( )
〇〇リサイクル三層管	JIS K 9797 RS-VU 呼び径：150	<input checked="" type="checkbox"/> 神奈川県全域 <input type="checkbox"/> 区域限定 ( )
〇〇リサイクル三層管	JIS K 9797 RS-VU 呼び径：200	<input checked="" type="checkbox"/> 神奈川県全域 <input type="checkbox"/> 区域限定 ( )
〇〇リサイクル三層管	JIS K 9797 RS-VU 呼び径：300	<input checked="" type="checkbox"/> 神奈川県全域 <input type="checkbox"/> 区域限定 ( )
		<input type="checkbox"/> 神奈川県全域 <input type="checkbox"/> 区域限定 ( )

- 備考 1 この書類は、資材の単価決定に当たって参考としますので、留意して作成してください。  
 なお、単価決定方法は、神奈川県県土整備局が定める設計単価の決定方法によります。  
 2 「供給区域」欄は、該当する□内にレ印を記入してください。「区域限定」にレ印を記入した場合は、次の区域名の中から該当する区域名を記入してください。

区域名	対象市町村
横浜	横浜市全域
川崎A	川崎市の川崎区、幸区
川崎B	川崎市の中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区
横須賀	横須賀市、三浦市、葉山町
逗子	逗子市
平塚	平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町
藤沢	鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町
小田原	小田原市
箱根	箱根町、真鶴町、湯河原町
相模原	相模原市（津久井区域を除く）、大和市、座間市
厚木	厚木市、海老名市、綾瀬市、愛川町、清川村
松田	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町
津久井	旧相模原市城山町、旧相模原市津久井町、旧相模原市相模湖町、旧相模原市藤野町

## 履歴事項全部証明書

(申請日前3ヶ月以内に法務局で入手したもの)  
共同企業体の場合、全ての会社分を添付してください

目次どおりに  
付箋をつける

3

## 会社案内、製品パンフレットなど

(ホームページ掲載の該当ページをプリントアウトしたものでも構いません)



目次どおりに  
付箋をつける



4

## 再生資源の含有率一覧表

(任意様式)

再生硬質塩化ビニルを製品に対する質量比で80%以上含有していることがわかるように記載してください。

(製品が JIS K 9797 リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管又は JIS K 9798 リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管の規格に適合するものは、再生硬質塩化ビニルを製品に対する質量比で30%以上含有していることがわかるように記載してください。)



目次どおりに  
付箋をつける



6

再生資源利用状況報告書

再生資源の原料の納入者の区分	<input type="checkbox"/> 申請者	<input checked="" type="checkbox"/> その他
再生資源の原料		第1号様式別紙2「再生資源納入証明書」のとおり
再生資源の原料の発生場所		
再生資源の原料の処理方法		
申請資材での年間の再生資源の使用量		〇〇 t（〇年度）
申請資材の年間の生産量		〇〇 t（〇年度）

- 備考 1 再生資源とは、グリーン調達基準の別表第8に定める認定対象品目の評価基準（再生骨材等を除く）に掲げる再生資源をいいます。
- 2 「再生資源の原料の納入者の区分」欄は、該当する□内にレ印を記入してください。「その他」にレ印を記入した場合は、納入者ごとに第1号様式別紙2「再生資源納入証明書」を添付してください。

目次どおりに  
付箋をつける

# 日本産業規格適合性認証書

有効期限内の最新の認証書の写しを添付してください

## 塩化ビニル管・継手協会発行の『○年度「(製品名)」 監査結果報告の件』

最新年度の監査結果報告の写しを添付してください

その場合、ISO9001 認証の写し及び認証の範囲を示す書類の写しも添付してください

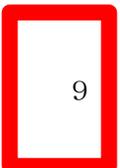
目次どおりに  
付箋をつける

8

- ①製造工場の全体配置図
- ②製造工場の写真
- ③再生資源及び申請資材の保管場所
- ④申請資材の製造工程の概要図等



目次どおりに  
付箋をつける



9

## 品質管理体制に係る資料

- 品質管理責任者が確認できる資料
- 社内の品質管理（製品製造時、製品規格、製品保管時など）に関する社内マニュアルなど

目次どおりに  
付箋をつける

10

### 再生資源納入証明書

令和〇年〇月〇日

（申請者） 殿

納入者 住所 神奈川県〇〇市〇〇町〇〇  
氏名 〇〇株式会社  
代表取締役 〇〇 〇〇  
電話番号(〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇

再生資源を次のとおり納入していることを証明します。

再生資源の原料	廃棄された硬質塩化ビニル管・継手
再生資源の原料の発生場所	管工事現場の残材・端材・撤去材 建設解体現場の解体配管など (神奈川県内の発生場所が特定できる場合は優先して記載してください)
再生資源の原料の処理方法	使用済み硬質塩化ビニル管・継手を受け入れて破砕機により粉砕品を製造している。
再生資源の内容	再生硬質塩化ビニル
再生資源の納入量（実績及び納入予定）	〇〇 t

- 備考 1 再生資源とは、グリーン調達基準の別表第8に定める認定対象品目の評価基準（再生骨材等を除く）に掲げる再生資源をいいます。  
2 再生資源の原料が廃棄物に該当し、廃棄物処分業許可が必要となる場合は、当該許可証の写しを添付してください。

目次どおりに  
付箋をつける

## 建設リサイクル資材認定申請（新規）に係る関係書類

再生セラミックタイル（申請書に添付する目次）	新規申請 付箋番号
* 必須書類	
1 建設リサイクル資材認定（新規）申請書	1
2 建設リサイクル資材の供給区域の申告書 （第1号様式別紙3）	2
3 法人の登記事項証明書の写し （申請日前3箇月以内のもの。）	3
4 その他添付書類等（会社案内 申請資材に係る広報資料等）	4
5 公的試験機関が行う環境に対する安全性に係る試験結果 （申請日前3箇月以内に行ったもの。）	5
6 再生資源の含有率の根拠となる計算式等の資料	6
7 再生資源利用状況報告書 （第1号様式別紙1）	7
8 公的試験機関が行う品質・性能に係る試験結果（申請日前3箇月以内 に行ったもの。）又は適合する規格に係る認定書の写し	8 <small>（JIS規格適合性 認証書）</small>
9 ①製造工場の全体配置図及び②写真、③再生資源及び④申請資材の保 管場所、⑤申請資材の製造工程の概要等の資料	9
10 品質管理体制に係る資料	10
* 以下については該当する場合提出が必要です。	
11 申請者以外が製造した再生資源を用いた資材は、再生資源納入証明書 （第1号様式別紙2）	11
12 JIS マーク製品においては、その製造工場が記載された日本産業規格 適合性認証書の写し	8
13 ISO9001 認証取得工場においては、認証の写し及び認証の範囲を示 す書類の写し	
14 その他公的団体の認証評定取得工場においては、証明書類の写し	
15 資材を生産・販売するにあたって法令に関する証明が必要な場合は、 その証明書の写し	
16 グリーン調達基準の別表第8に定める再生木質ボードの評価基準に掲 げる再生資源以外の木質材料を用いた再生木質ボードの資材は、その合 法性及び持続可能性を証明する資料	

目次どおりに付箋をつける

建設リサイクル資材認定申請書

令和〇年〇月〇日

ポスト投函日

神奈川県県土整備局長 殿

申請者 住所 神奈川県〇〇市〇〇町〇〇  
 〇〇株式会社  
 氏名 代表取締役 〇〇 〇〇  
 電話番号 (〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇

神奈川県県土整備局建設リサイクル資材評価実施要領第5条第1項の規定により、建設リサイクル資材の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

申請資材の概要	認定対象品目名	再生セラミックタイル	
	申請資材名	〇〇タイル	
評価基準の適合状況	寸法・規格等	外装壁タイル(磁器質) JIS A 5209 227mm×60mm 平物 施ゆう (168mm+50mm)×60mm 役物 施ゆう (60mm+50mm)×227mm 役物 施ゆう [色 〇〇、〇〇、・・・] (別添のカタログ参照)	
	環境に対する安全性	<input checked="" type="checkbox"/> a 特別管理（一般・産業）廃棄物を使用していない。 <input checked="" type="checkbox"/> b 公的試験機関の試験結果、公的規格等 (〇〇〇〇試験) <input checked="" type="checkbox"/> c 石綿を原料としていない。 <input type="checkbox"/> d 建物の内装材にあつては、建築基準法施行令第20条の7の技術基準で使用制限を受けない材料である。	
品質管理	再生資源	再生資源の内容	下水道汚泥焼却廃溶融スラグ、窯業廃土、キラ
		再生資源の含有率	25% (別紙のとおり)
	品質・性能	<input checked="" type="checkbox"/> 製品が県土整備局公共工事グリーン調達基準の別表第8に定める認定対象品目の評価基準に適合している。 (「JIS A 5209 セラミックタイル」) <input checked="" type="checkbox"/> 再生資源が県土整備局公共工事グリーン調達基準の別表第8に定める認定対象品目の評価基準に適合している。 (下水道汚泥焼却灰溶融スラグ、窯業廃土、キラ)	
	製造工場	名称、所在地及び電話番号	〇〇株式会社〇〇工場 神奈川県〇〇市〇〇町〇〇 (〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇
公的規格等の取得状況		<input checked="" type="checkbox"/> JISの認証を取得している。 (「JIS A 5209 セラミックタイル」) <input type="checkbox"/> ISO9001の認証を取得している。 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )	
	品質管理責任者	工場長 〇〇 〇〇	
	その他	再生資源以外の木質材料の使用の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
環境負荷	<input checked="" type="checkbox"/> 再生資源を含有しない資材に比べ、エネルギー消費量の増大、地球温暖化物質の増加、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出等環境負荷が著しく増大しない。		

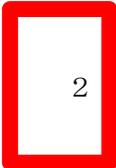
申請者の欠格事由	<input checked="" type="checkbox"/> 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条第5項第4号イからヌまで及び第14条第5項第2号イからヘまでのいずれにも該当しない。
申請理由等	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 資材の追加・変更 <input type="checkbox"/> 工場の追加・変更 <input type="checkbox"/> 再生資源の追加・変更 <input type="checkbox"/> その他評価基準の適合に影響を及ぼす変更 認定資材名、寸法・規格等、認定期間及び認定番号 ( )
その他添付書類等	・会社案内 ・申請資材のパフレット

連絡先	郵便番号	〒〇〇〇-〇〇〇〇	
	申請者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	神奈川県〇〇市〇〇町〇〇	
	申請者の氏名(法人にあっては、名称)	〇〇株式会社	
	担当所属	名称	〇〇〇課〇〇〇係
		電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
FAX番号		〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	

- 備考 1 「環境に対する安全性」欄は、該当する□内にレ印を記入の上、( )内に試験結果(原則として、申請日から起算して3か月以内に公的試験機関で行ったもの。)や適合する規格等を記入してください。
- 2 「品質・性能」欄は、該当する□内にレ印を記入の上、( )内に試験結果(原則として、申請日から起算して3か月以内に公的試験機関で行ったもの。)や適合する規格等を記入してください。
- 3 「製造工場」欄は、申請資材の製造工場すべてを記入するとともに、該当する□内にレ印を記入の上、適合する規格等を記入してください。
- 4 「評価基準の適合状況」の「その他」欄は、評価基準の品目が再生木質ボードまたは再生集成材・合板に該当する場合に、該当する□内にレ印を記入してください。
- 5 「環境負荷」欄は、該当する場合は、□内にレ印を記入してください。
- 6 「申請者の欠格事由」欄は、該当する場合は、□内にレ印を記入してください。
- 7 「申請理由等」欄は、該当する□内にレ印を記入し、新規申請以外は、( )内に認定資材名、寸法・規格等、認定期間及び認定番号を記入してください。
- 8 「その他添付書類等」欄は、上記以外に添付する書類の名称を記入してください。
- 9 連名で申請する場合は、「連絡先」欄は、申請者を代表する連絡先を記入してください。
- 10 申請者は、正本及びその写しを提出してください。



建設リサイクル資材の供給区域の申告書



公共工事に供給する場合、供給区域の考え方は、次のとおりです。

申請資材名	寸法・規格等	供給区域
〇〇タイル	外装壁タイル(磁器質) JIS A 5209 227mm×60mm 平物 施ゆう [色 〇〇、〇〇、・・・]	<input checked="" type="checkbox"/> 神奈川県全域 <input type="checkbox"/> 区域限定 ( )
〇〇タイル	外装壁タイル(磁器質) JIS A 5209 (168mm+50mm)×60mm 役物 施ゆう [色 〇〇、〇〇、・・・]	<input checked="" type="checkbox"/> 神奈川県全域 <input type="checkbox"/> 区域限定 ( )
〇〇タイル	外装壁タイル(磁器質) JIS A 5209 (60mm+50mm)×227mm 役物 施ゆう [色 〇〇、〇〇、・・・]	<input checked="" type="checkbox"/> 神奈川県全域 <input type="checkbox"/> 区域限定 ( )
		<input type="checkbox"/> 神奈川県全域 <input type="checkbox"/> 区域限定 ( )

- 備考 1 この書類は、資材の単価決定に当たって参考としますので、留意して作成してください。  
 なお、単価決定方法は、神奈川県県土整備局が定める設計単価の決定方法によります。  
 2 「供給区域」欄は、該当する□内にレ印を記入してください。「区域限定」にレ印を記入した場合は、次の区域名の中から該当する区域名を記入してください。

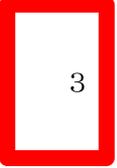
区域名	対象市町村
横浜	横浜市全域
川崎A	川崎市の川崎区、幸区
川崎B	川崎市の中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区
横須賀	横須賀市、三浦市、葉山町
逗子	逗子市
平塚	平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町
藤沢	鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町
小田原	小田原市
箱根	箱根町、真鶴町、湯河原町
相模原	相模原市（津久井区域を除く）、大和市、座間市
厚木	厚木市、海老名市、綾瀬市、愛川町、清川村
松田	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町
津久井	旧相模原市城山町、旧相模原市津久井町、旧相模原市相模湖町、旧相模原市藤野町

## 履歴事項全部証明書

(申請日前3ヶ月以内に法務局で入手したもの)  
共同企業体の場合、全ての会社分を添付してください



目次どおりに  
付箋をつける



3

## 会社案内、製品パンフレットなど

(ホームページ掲載の該当ページをプリントアウトしたものでも構いません)

目次どおりに  
付箋をつける

4

## 分析結果報告書

(申請日前3ヶ月以内に行った含有試験、溶出試験の結果を添付)

目次どおりに  
付箋をつける

5

## 再生資源の含有率一覧表

(任意様式)

再生陶磁器質タイルの原料となる再生資源（表7-2参照）を製品に対する質量比で20%以上使用していることがわかるように記載してください。

※ 溶融品に少量の着色剤を添加する製品は、含有率の算定に用いる全原料の質量に着色剤の質量を含みません。

※ 再生軽量骨材（絶乾密度：粗骨材 2.0g/cm<sup>3</sup>未満、細骨材 2.3g/cm<sup>3</sup>未満）を用いる製品は、次式で算出した値が20%以上であることを確認してください。

$$\text{含有率 (\%)} = \left( \frac{1.7 / \left( \begin{array}{c} \text{再生軽量骨材の} \\ \text{単位容積質量} \end{array} \right) \times \left( \begin{array}{c} \text{再生軽量骨材} \\ \text{の質量} \end{array} \right) + \left( \begin{array}{c} \text{他の再生資源} \\ \text{の質量} \end{array} \right)}{\text{製品質量}} \times 100 \right)$$

有効数字：小数点以下2桁（3桁目を四捨五入）

1.7：普通骨材の単位容積質量

目次どおりに  
付箋をつける

6

再生資源利用状況報告書

再生資源の原料の納入者の区分	<input type="checkbox"/> 申請者	<input checked="" type="checkbox"/> その他
再生資源の原料		第1号様式別紙2「再生資源納入証明書」のとおり
再生資源の原料の発生場所		
再生資源の原料の処理方法		
申請資材での年間の再生資源の使用量		〇〇 t（〇年度）
申請資材の年間の生産量		〇〇 t（〇年度）

- 備考 1 再生資源とは、グリーン調達基準の別表第8に定める認定対象品目の評価基準（再生骨材等を除く）に掲げる再生資源をいいます。
- 2 「再生資源の原料の納入者の区分」欄は、該当する□内にレ印を記入してください。「その他」にレ印を記入した場合は、納入者ごとに第1号様式別紙2「再生資源納入証明書」を添付してください。

目次どおりに  
付箋をつける

7

# 日本産業規格適合性認証書

有効期限内の最新の認証書の写しを添付してください

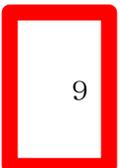
目次どおりに  
付箋をつける

8

- ①製造工場の全体配置図
- ②製造工場の写真
- ③再生資源及び申請資材の保管場所
- ④申請資材の製造工程の概要図等



目次どおりに  
付箋をつける



9

## 品質管理体制に係る資料

- 品質管理責任者が確認できる資料
- 社内の品質管理（製品製造時、製品規格、製品保管時など）に関する社内マニュアルなど

目次どおりに  
付箋をつける

10

### 再生資源納入証明書

令和〇年〇月〇日

（申請者） 殿

納入者 住所 神奈川県〇〇市〇〇町〇〇  
 氏名 〇〇株式会社  
 代表取締役 〇〇 〇〇  
 電話番号(〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇

再生資源を次のとおり納入していることを証明します。

再生資源の原料	①下水道汚泥 ②陶磁器製作時の失敗品 ③低品位の珪砂
再生資源の原料の発生場所	①〇〇下水処理場 ②〇〇工場 ③〇〇採石場
再生資源の原料の処理方法	①下水道汚泥の焼却灰を熔融スラグ化 ②陶磁器製作時の失敗品を破碎 ③低品位の珪砂を破碎
再生資源の内容	①下水道汚泥焼却灰熔融スラグ ②窯業廃土 ③キラ
再生資源の納入量（実績及び納入予定）	〇〇 t

- 備考 1 再生資源とは、グリーン調達基準の別表第8に定める認定対象品目の評価基準（再生骨材等を除く）に掲げる再生資源をいいます。  
 2 再生資源の原料が廃棄物に該当し、廃棄物処分業許可が必要となる場合は、当該許可証の写しを添付してください。

※ ①②③は記載の例として、3種の再生資源について記しています。申請する資材に複数の再生資源を用いている場合は、再生資源ごとに再生資源納入証明書を提出してください。

目次どおりに  
付箋をつける

11

## 建設リサイクル資材認定申請（新規）に係る関係書類

再生ビニル系床材（申請書に添付する目次）	新規申請 付箋番号
* 必須書類	
1 建設リサイクル資材認定（新規）申請書	1
2 建設リサイクル資材の供給区域の申告書 （第1号様式別紙3）	2
3 法人の登記事項証明書の写し （申請日前3箇月以内のもの。）	3
4 その他添付書類等（会社案内 申請資材に係る広報資料等）	4
5 公的試験機関が行う環境に対する安全性に係る試験結果 （申請日前3箇月以内に行ったもの。）	5
6 再生資源の含有率の根拠となる計算式等の資料	6
7 再生資源利用状況報告書 （第1号様式別紙1）	7
8 公的試験機関が行う品質・性能に係る試験結果（申請日前3箇月以内 に行ったもの。）又は適合する規格に係る認定書の写し	8 <small>（JIS規格適合性 認証書）</small>
9 ①製造工場の全体配置図及び②写真、③再生資源及び④申請資材の保 管場所、⑤申請資材の製造工程の概要等の資料	9
10 品質管理体制に係る資料	10
* 以下については該当する場合提出が必要です。	
11 申請者以外が製造した再生資源を用いた資材は、再生資源納入証明書 （第1号様式別紙2）	11
12 JIS マーク製品においては、その製造工場が記載された日本産業規格 適合性認証書の写し	8
13 ISO9001 認証取得工場においては、認証の写し及び認証の範囲を示 す書類の写し	
14 その他公的団体の認証評定取得工場においては、証明書類の写し	
15 資材を生産・販売するにあたって法令に関する証明が必要な場合は、 その証明書の写し	
16 グリーン調達基準の別表第8に定める再生木質ボードの評価基準に掲 げる再生資源以外の木質材料を用いた再生木質ボードの資材は、その合 法性及び持続可能性を証明する資料	

目次どおりに付箋をつける

建設リサイクル資材認定申請書

令和〇年〇月〇日

神奈川県県土整備局長 殿

ポスト投函日

申請者 住所 神奈川県〇〇市〇〇町〇〇  
 氏名 〇〇株式会社  
 代表取締役 〇〇 〇〇  
 電話番号 (〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇

神奈川県県土整備局建設リサイクル資材評価実施要領第5条第1項の規定により、建設リサイクル資材の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

申請資材の概要	率先利用品目名	再生ビニル系床材	
	申請資材名	〇〇〇〇タイル	
評価基準の適合状況	寸法・規格等	コンポジションビニル床タイル JIS A 5705 KT 2.0mm 300×300mm 〔色 黒、赤、黄、青、・・・・（別添のカタログ参照）〕	
	環境に対する安全性	<input checked="" type="checkbox"/> a 特別管理（一般・産業）廃棄物を使用していない。 <input checked="" type="checkbox"/> b 公的試験機関の試験結果、公的規格等（〇〇〇〇試験） <input checked="" type="checkbox"/> c 石綿を原料としていない。 <input checked="" type="checkbox"/> d 建物の内装材にあつては、建築基準法施行令第20条の7の技術基準で使用制限を受けない材料である。	
品質・性能	再生資源	再生資源の内容	再生塩化ビニル樹脂
		再生資源の含有率	22%（別紙のとおり）
品質管理	製造工場	名称、所在地及び電話番号	〇〇株式会社〇〇工場 神奈川県〇〇市〇〇町〇〇 (〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇
		公的規格等の取得状況	<input checked="" type="checkbox"/> JISの認証を取得している。（「JIS A 5705 ビニル系床材」） <input type="checkbox"/> ISO9001の認証を取得している。（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
	品質管理責任者	工場長 〇〇 〇〇	
	その他	再生資源以外の木質材料の使用の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
環境負荷	<input checked="" type="checkbox"/> 再生資源を含有しない資材に比べ、エネルギー消費量の増大、地球温暖化物質の増加、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排吐等環境負荷が著しく増大しない。		

申請者の欠格事由	<input checked="" type="checkbox"/> 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条第5項第4号イからヌまで及び第14条第5項第2号イからヘまでのいずれにも該当しない。
申請理由等	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 資材の追加・変更 <input type="checkbox"/> 工場の追加・変更 <input type="checkbox"/> 再生資源の追加・変更 <input type="checkbox"/> その他評価基準の適合に影響を及ぼす変更 認定資材名、寸法・規格等、認定期間及び認定番号 ( )
その他添付書類等	・会社案内 ・申請資材のパフレット

連絡先	郵便番号	〒〇〇〇-〇〇〇〇	
	申請者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	神奈川県〇〇市〇〇町〇〇	
	申請者の氏名(法人にあっては、名称)	〇〇株式会社	
	担当所属	名称	〇〇〇課〇〇〇係
		電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
FAX番号		〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	

- 備考 1 「環境に対する安全性」欄は、該当する□内にレ印を記入の上、( )内に試験結果(原則として、申請日から起算して3か月以内に公的試験機関で行ったもの。)や適合する規格等を記入してください。
- 2 「品質・性能」欄は、該当する□内にレ印を記入の上、( )内に試験結果(原則として、申請日から起算して3か月以内に公的試験機関で行ったもの。)や適合する規格等を記入してください。
- 3 「製造工場」欄は、申請資材の製造工場すべてを記入するとともに、該当する□内にレ印を記入の上、適合する規格等を記入してください。
- 4 「評価基準の適合状況」の「その他」欄は、評価基準の品目が再生木質ボードまたは再生集成材・合板に該当する場合□内にレ印を記入してください。
- 5 「環境負荷」欄は、該当する場合は、□内にレ印を記入してください。
- 6 「申請者の欠格事由」欄は、該当する場合は、□内にレ印を記入してください。
- 7 「申請理由等」欄は、該当する□内にレ印を記入し、新規申請以外は、( )内に認定資材名、寸法・規格等、認定期間及び認定番号を記入してください。
- 8 「その他添付書類等」欄は、上記以外に添付する書類の名称を記入してください。
- 9 連名で申請する場合は、「連絡先」欄は、申請者を代表する連絡先を記入してください。
- 10 申請者は、正本及びその写しを提出してください。

目次どおりに付箋をつける

建設リサイクル資材の価格等の申告書

公共工事に供給する場合、供給区域の考え方は、次のとおりです。

申請資材名	寸法・規格等	供給区域
〇〇〇〇タイル	コンポジションビニル床タイル JIS A 5705 KT 2.0mm 300×300mm 軟質 〔色 黒、赤、黄、青、・・・・〕	<input checked="" type="checkbox"/> 神奈川県全域 <input type="checkbox"/> 区域限定 ( )
		<input type="checkbox"/> 神奈川県全域 <input type="checkbox"/> 区域限定 ( )
		<input type="checkbox"/> 神奈川県全域 <input type="checkbox"/> 区域限定 ( )
		<input type="checkbox"/> 神奈川県全域 <input type="checkbox"/> 区域限定 ( )

- 備考 1 この書類は、資材の単価決定に当たって参考としますので、留意して作成してください。  
 なお、単価決定方法は、神奈川県県土整備局が定める設計単価の決定方法によります。  
 2 「供給区域」欄は、該当する□内にレ印を記入してください。「区域限定」にレ印を記入した場合は、次の区域名の中から該当する区域名を記入してください。

区域名	対象市町村
横浜	横浜市全域
川崎A	川崎市の川崎区、幸区
川崎B	川崎市の中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区
横須賀	横須賀市、三浦市、葉山町
逗子	逗子市
平塚	平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町
藤沢	鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町
小田原	小田原市
箱根	箱根町、真鶴町、湯河原町
相模原	相模原市（津久井区域を除く）、大和市、座間市
厚木	厚木市、海老名市、綾瀬市、愛川町、清川村
松田	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町
津久井	旧相模原市城山町、旧相模原市津久井町、旧相模原市相模湖町、旧相模原市藤野町

## 履歴事項全部証明書

(申請日前3ヶ月以内に法務局で入手したもの)  
共同企業体の場合、全ての会社分を添付してください

目次どおりに  
付箋をつける

3

## 会社案内、製品パンフレットなど

(ホームページ掲載の該当ページをプリントアウトしたものでも構いません)

目次どおりに  
付箋をつける

4

## 分析結果報告書

(申請日前3ヶ月以内に行った含有試験、溶出試験の結果を添付)

目次どおりに  
付箋をつける

5

## 再生資源の含有率一覧表

(任意様式)

再生ビニル樹脂系材料が製品に対する質量比で15%以上含有していることがわかるように記載してください。

目次どおりに  
付箋をつける

6

再生資源利用状況報告書

再生資源の原料の納入者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者	<input checked="" type="checkbox"/> その他
再生資源の原料	自社工場内で発生する端材、余材及び不良品	第1号様式別紙2「再生資源納入証明書」のとおり
再生資源の原料の発生場所	自社工場内	
再生資源の原料の処理方法	細かく裁断したものを溶融	
申請資材での年間の再生資源の使用量	〇〇 t（〇年度）	〇〇 t（〇年度）
申請資材の年間の生産量	〇〇 t（〇年度）	〇〇 t（〇年度）

- 備考 1 再生資源とは、グリーン調達基準の別表第8に定める率先利用品目の評価基準（再生骨材等を除く）に掲げる再生資源をいいます。
- 2 「再生資源の原料の納入者の区分」欄は、該当する□内にレ印を記入してください。「その他」にレ印を記入した場合は、納入者ごとに第1号様式別紙2「再生資源納入証明書」を添付してください。

目次どおりに  
付箋をつける

# 日本産業規格適合性認証書

有効期限内の最新の認証書の写しを添付してください

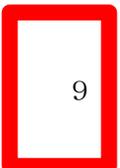
目次どおりに  
付箋をつける

8

- ①製造工場の全体配置図
- ②製造工場の写真
- ③再生資源及び申請資材の保管場所
- ④申請資材の製造工程の概要図等



目次どおりに  
付箋をつける



9

## 品質管理体制に係る資料

- 品質管理責任者が確認できる資料
- 社内の品質管理（製品製造時、製品規格、製品保管時など）に関する社内マニュアルなど

目次どおりに  
付箋をつける

10

### 再生資源納入証明書

令和〇年〇月〇日

（申請者） 殿

納入者 住所 神奈川県〇〇市〇〇町〇〇  
氏名 〇〇株式会社  
代表取締役 〇〇 〇〇  
電話番号(〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇

再生資源を次のとおり納入していることを証明します。

再生資源の原料	農業用ビニルフィルム
再生資源の原料の発生場所	全国の農家
再生資源の原料の処理方法	表面の汚れや付着物を除去後、細かく裁断したものを溶融
再生資源の内容	再生塩化ビニル樹脂
再生資源の納入量（実績及び納入予定）	〇〇 t

備考 1 再生資源とは、グリーン調達基準の別表第8に定める率先利用品目の評価基準（再生骨材等を除く）に掲げる再生資源をいいます。

2 再生資源の原料が廃棄物に該当し、廃棄物処分業許可が必要となる場合は、当該許可証の写しを添付してください。

目次どおりに  
付箋をつける

11

## 建設リサイクル資材認定申請（新規）に係る関係書類

再生人造鉱物繊維断熱材（グラスウール断熱材・ロックウール断熱材）（申請書に添付する目次）	新規申請 付箋番号
* 必須書類	
1 建設リサイクル資材認定（新規）申請書	1
2 建設リサイクル資材の供給区域の申告書 （第1号様式別紙3）	2
3 法人の登記事項証明書の写し （申請日前3箇月以内のもの。）	3
4 その他添付書類等（会社案内 申請資材に係る広報資料等）	4
5 公的試験機関が行う環境に対する安全性に係る試験結果 （申請日前3箇月以内に行ったもの。）	5
6 再生資源の含有率の根拠となる計算式等の資料	6
7 再生資源利用状況報告書 （第1号様式別紙1）	7
8 公的試験機関が行う品質・性能に係る試験結果（申請日前3箇月以内 に行ったもの。）又は適合する規格に係る認定書の写し	8 <small>（JIS規格適合性 認証書）</small>
9 ①製造工場の全体配置図及び②写真、③再生資源及び④申請資材の保 管場所、⑤申請資材の製造工程の概要等の資料	9
10 品質管理体制に係る資料	10
* 以下については該当する場合提出が必要です。	
11 申請者以外が製造した再生資源を用いた資材は、再生資源納入証明書 （第1号様式別紙2）	11
12 JISマーク製品においては、その製造工場が記載された日本産業規格 適合性認証書の写し	8
13 ISO9001 認証取得工場においては、認証の写し及び認証の範囲を示 す書類の写し	
14 その他公的団体の認証評定取得工場においては、証明書類の写し	
15 資材を生産・販売するにあたって法令に関する証明が必要な場合は、 その証明書の写し	
16 グリーン調達基準の別表第8に定める再生木質ボードの評価基準に掲 げる再生資源以外の木質材料を用いた再生木質ボードの資材は、その合 法性及び持続可能性を証明する資料	

目次どおりに付箋をつける

建設リサイクル資材認定申請書

令和〇年〇月〇日

神奈川県県土整備局長 殿

ポスト投函日

申請者 住所 神奈川県〇〇市〇〇町〇〇  
 氏名 〇〇株式会社  
 代表取締役 〇〇 〇〇  
 電話番号 (〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇

神奈川県県土整備局建設リサイクル資材評価実施要領第5条第1項の規定により、建設リサイクル資材の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

申請資材の概要	認定対象品目名		再生人造鉱物繊維断熱材（グラスウール断熱材・ロックウール断熱材）
	申請資材名		〇〇〇〇グラスウール
	寸法・規格等		グラスウール保温帯 JIS A 9504 ① 厚さ 25mm 表面仕上げ アルミガラスクロス ② 厚さ 50mm 表面仕上げ アルミガラスクロス ③ 厚さ 25mm 表面仕上げ 寒冷紗 ④ 厚さ 50mm 表面仕上げ 寒冷紗
評価基準の適合状況	環境に対する安全性		<input checked="" type="checkbox"/> a 特別管理（一般・産業）廃棄物を使用していない。 <input checked="" type="checkbox"/> b 公的試験機関の試験結果、公的規格等（〇〇〇〇試験） <input checked="" type="checkbox"/> c 石綿を原料としていない。 <input checked="" type="checkbox"/> d 建物の内装材にあつては、建築基準法施行令第20条の7の技術基準で使用制限を受けない材料である。
	再生資源	再生資源の内容	ガラスカレット
		再生資源の含有率	85%（別紙のとおり）
	品質・性能		<input checked="" type="checkbox"/> 製品が県土整備局公共工事グリーン調達基準の別表第8に定める認定対象品目の評価基準に適合している。（「JIS A 9504 人造鉱物繊維保温材」） <input checked="" type="checkbox"/> 再生資源が県土整備局公共工事グリーン調達基準の別表第8に定める認定対象品目の評価基準に適合している。（ガラスカレット）
	品質管理	製造工場	名称、所在地及び電話番号
公的規格等の取得状況			<input checked="" type="checkbox"/> JISの認証を取得している。（「JIS A 9504 人造鉱物繊維保温材」） <input type="checkbox"/> ISO9001の認証を取得している。 □その他 （ ）
		品質管理責任者	工場長 〇〇 〇〇
その他		再生資源以外の木質材料の使用の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
環境負荷		<input checked="" type="checkbox"/> 再生資源を含有しない資材と比べ、エネルギー消費量の増大、地球温暖化物質の増加、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排吐等環境負荷が著しく増大しない。	

申請者の欠格事由	<input checked="" type="checkbox"/> 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条第5項第4号イからヌまで及び第14条第5項第2号イからヘまでのいずれにも該当しない。
申請理由等	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 資材の追加・変更 <input type="checkbox"/> 工場の追加・変更 <input type="checkbox"/> 再生資源の追加・変更 <input type="checkbox"/> その他評価基準の適合に影響を及ぼす変更 認定資材名、寸法・規格等、認定期間及び認定番号 ( )
その他添付書類等	・会社案内 ・申請資材のパフレット

連絡先	郵便番号	〒〇〇〇-〇〇〇〇	
	申請者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	神奈川県〇〇市〇〇町〇〇	
	申請者の氏名(法人にあっては、名称)	〇〇株式会社	
	担当所属	名称	〇〇〇課〇〇〇係
		電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
FAX番号		〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	

- 備考 1 「環境に対する安全性」欄は、該当する□内にレ印を記入の上、( )内に試験結果(原則として、申請日から起算して3か月以内に公的試験機関で行ったもの。)や適合する規格等を記入してください。
- 2 「品質・性能」欄は、該当する□内にレ印を記入の上、( )内に試験結果(原則として、申請日から起算して3か月以内に公的試験機関で行ったもの。)や適合する規格等を記入してください。
- 3 「製造工場」欄は、申請資材の製造工場すべてを記入するとともに、該当する□内にレ印を記入の上、適合する規格等を記入してください。
- 4 「評価基準の適合状況」の「その他」欄は、評価基準の品目が再生木質ボードまたは再生集成材・合板に該当する場合に、該当する□内にレ印を記入してください。
- 5 「環境負荷」欄は、該当する場合は、□内にレ印を記入してください。
- 6 「申請者の欠格事由」欄は、該当する場合は、□内にレ印を記入してください。
- 7 「申請理由等」欄は、該当する□内にレ印を記入し、新規申請以外は、( )内に認定資材名、寸法・規格等、認定期間及び認定番号を記入してください。
- 8 「その他添付書類等」欄は、上記以外に添付する書類の名称を記入してください。
- 9 連名で申請する場合は、「連絡先」欄は、申請者を代表する連絡先を記入してください。
- 10 申請者は、正本及びその写しを提出してください。

目次どおりに付箋をつける

### 建設リサイクル資材の価格等の申告書

公共工事に供給する場合、供給区域の考え方は、次のとおりです。

申請資材名	寸法・規格等	供給区域
〇〇〇〇グラスウール保温帯	グラスウール保温帯 厚さ 25mm 表面仕上げ アルミガラスクロス J I S A 9 5 0 4	<input checked="" type="checkbox"/> 神奈川県全域 <input type="checkbox"/> 区域限定 ( )
〇〇〇〇グラスウール保温帯	グラスウール保温帯 厚さ 50mm 表面仕上げ アルミガラスクロス J I S A 9 5 0 4	<input checked="" type="checkbox"/> 神奈川県全域 <input type="checkbox"/> 区域限定 ( )
〇〇〇〇グラスウール保温帯	グラスウール保温帯 厚さ 25mm 表面仕上げ 寒冷紗 J I S A 9 5 0 4	<input checked="" type="checkbox"/> 神奈川県全域 <input type="checkbox"/> 区域限定 ( )
〇〇〇〇グラスウール保温帯	グラスウール保温帯 厚さ 50mm 表面仕上げ 寒冷紗 J I S A 9 5 0 4	<input checked="" type="checkbox"/> 神奈川県全域 <input type="checkbox"/> 区域限定 ( )

- 備考 1 この書類は、資材の単価決定に当たって参考としますので、留意して作成してください。  
 なお、単価決定方法は、神奈川県県土整備局が定める設計単価の決定方法によります。  
 2 「供給区域」欄は、該当する□内にレ印を記入してください。「区域限定」にレ印を記入した場合は、次の区域名の中から該当する区域名を記入してください。

区域名	対象市町村
横浜	横浜市全域
川崎A	川崎市の川崎区、幸区
川崎B	川崎市の中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区
横須賀	横須賀市、三浦市、葉山町
逗子	逗子市
平塚	平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町
藤沢	鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町
小田原	小田原市
箱根	箱根町、真鶴町、湯河原町
相模原	相模原市（津久井区域を除く）、大和市、座間市
厚木	厚木市、海老名市、綾瀬市、愛川町、清川村
松田	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町
津久井	旧相模原市城山町、旧相模原市津久井町、旧相模原市相模湖町、旧相模原市藤野町

## 履歴事項全部証明書

(申請日前3ヶ月以内に法務局で入手したもの)  
共同企業体の場合、全ての会社分を添付してください

目次どおりに  
付箋をつける

3

## 会社案内、製品パンフレットなど

(ホームページ掲載の該当ページをプリントアウトしたものでも構いません)

目次どおりに  
付箋をつける

4

# 分析結果報告書

(申請日前3ヶ月以内に行った含有試験、溶出試験の結果を添付)

目次どおりに  
付箋をつける

5

## 再生資源の含有率一覧表

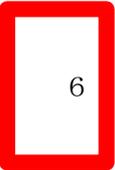
(任意様式)

グラスウール断熱材については、廃ガラス等を製品の基材部分に対する質量比で80%以上含有していることがわかるように記載してください。

ロックウール断熱材については、鉄鋼スラグ又はロックウール製品廃材を製品の基材部分に対する質量比で85%以上含有していることがわかるように記載してください。



目次どおりに  
付箋をつける



6

再生資源利用状況報告書

再生資源の原料の納入者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者	<input checked="" type="checkbox"/> その他
再生資源の原料	不良品として回収されたガラスウール製品	第1号様式別紙2「再生資源納入証明書」のとおり
再生資源の原料の発生場所	全国各地	
再生資源の原料の処理方法	回収したガラスウール製品を、溶融する	
申請資材での年間の再生資源の使用量	〇〇 t（〇年度）	〇〇 t（〇年度）
申請資材の年間の生産量	〇〇 t（〇年度）	〇〇 t（〇年度）

- 備考 1 再生資源とは、グリーン調達基準の別表第8に定める認定対象品目の評価基準（再生骨材等を除く）に掲げる再生資源をいいます。
- 2 「再生資源の原料の納入者の区分」欄は、該当する□内にレ印を記入してください。「その他」にレ印を記入した場合は、納入者ごとに第1号様式別紙2「再生資源納入証明書」を添付してください。

目次どおりに  
付箋をつける

# 日本産業規格適合性認証書

有効期限内の最新の認証書の写しを添付してください

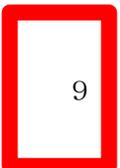
目次どおりに  
付箋をつける

8

- ①製造工場の全体配置図
- ②製造工場の写真
- ③再生資源及び申請資材の保管場所
- ④申請資材の製造工程の概要図等



目次どおりに  
付箋をつける



9

## 品質管理体制に係る資料

- 品質管理責任者が確認できる資料
- 社内の品質管理（製品製造時、製品規格、製品保管時など）に関する社内マニュアルなど

目次どおりに  
付箋をつける

10

## 再生資源納入証明書

令和〇年〇月〇日

（申請者） 殿

納入者 住所 神奈川県〇〇市〇〇町〇〇  
氏名 〇〇株式会社  
代表取締役 〇〇 〇〇  
電話番号(〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇

再生資源を次のとおり納入していることを証明します。

再生資源の原料	廃棄されたガラス瓶
再生資源の原料の発生場所	全国各地
再生資源の原料の処理方法	破碎処理等の後、一定の大きさに揃えている
再生資源の内容	ガラスカレット
再生資源の納入量（実績及び納入予定）	〇〇 t

- 備考 1 再生資源とは、グリーン調達基準の別表第8に定める認定対象品目の評価基準（再生骨材等を除く）に掲げる再生資源をいいます。  
2 再生資源の原料が廃棄物に該当し、廃棄物処分業許可が必要となる場合は、当該許可証の写しを添付してください。

目次どおりに  
付箋をつける

## 建設リサイクル資材認定申請（新規）に係る関係書類

再生骨材コンクリート（申請書に添付する目次）	新規申請 付箋番号
* 必須書類	
1 建設リサイクル資材認定（新規）申請書	1
2 建設リサイクル資材の供給区域の申告書 （第1号様式別紙3）	2
3 法人の登記事項証明書の写し （申請日前3箇月以内のもの。）	3
4 その他添付書類等（会社案内 申請資材に係る広報資料等）	4
5 公的試験機関が行う環境に対する安全性に係る試験結果 （申請日前3箇月以内に行ったもの。）	1 <small>（申請書による）</small>
6 再生資源の含有率の根拠となる計算式等の資料	6
7 再生資源利用状況報告書 （第1号様式別紙1）	7
8 公的試験機関が行う品質・性能に係る試験結果（申請日前3箇月以内 に行ったもの。）又は適合する規格に係る認定書の写し	8 <small>（JIS規格適合性 認証書）</small>
9 ①製造工場の全体配置図及び②写真、③再生資源及び④申請資材の保 管場所、⑤申請資材の製造工程の概要等の資料	9
10 品質管理体制に係る資料	10
* 以下については該当する場合提出が必要です。	
11 申請者以外が製造した再生資源を用いた資材は、再生資源納入証明書 （第1号様式別紙2）	11
12 JIS マーク製品においては、その製造工場が記載された日本産業規格 適合性認証書の写し	8
13 ISO9001 認証取得工場においては、認証の写し及び認証の範囲を示 す書類の写し	
14 その他公的団体の認証評定取得工場においては、証明書類の写し	
15 資材を生産・販売するにあたって法令に関する証明が必要な場合は、 その証明書の写し	
16 グリーン調達基準の別表第8に定める再生木質ボードの評価基準に掲 げる再生資源以外の木質材料を用いた再生木質ボードの資材は、その合 法性及び持続可能性を証明する資料	

目次どおりに付箋をつける

建設リサイクル資材認定申請書

令和〇年〇月〇日

神奈川県県土整備局長 殿

ポスト投函日

申請者 住所 神奈川県〇〇市〇〇町〇〇  
 氏名 〇〇株式会社  
 代表取締役 〇〇 〇〇  
 電話番号 (〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇

神奈川県県土整備局建設リサイクル資材評価実施要領第5条第1項の規定により、建設リサイクル資材の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

申請資材の概要	認定対象品目名	再生骨材コンクリートML	
	申請資材名	再生骨材コンクリートML「〇〇」	
評価基準の適合状況	寸法・規格等	18-10-20 18-18-20 JIS A 5023	
	環境に対する安全性	<input checked="" type="checkbox"/> a 特別管理（一般・産業）廃棄物を使用していない。 <input type="checkbox"/> b 公的試験機関の試験結果、公的規格等（ ） <input checked="" type="checkbox"/> c 石綿を原料としていない。 <input type="checkbox"/> d 建物の内装材にあつては、建築基準法施行令第20条の7の技術基準で使用制限を受けない材料である。	
品質・性能	再生資源	再生資源の内容	コンクリート用再生骨材L
	再生資源	再生資源の含有率	30%（別紙のとおり）
品質管理	製造工場	品質・性能	<input checked="" type="checkbox"/> 製品が県土整備局公共工事グリーン調達基準の別表第8に定める認定対象品目の評価基準に適合している。 （「JIS A 5023 再生骨材コンクリートL」） <input checked="" type="checkbox"/> 再生資源が県土整備局公共工事グリーン調達基準の別表第8に定める認定対象品目の評価基準に適合している。 （「コンクリート用再生骨材L」）
		名称、所在地及び電話番号	〇〇株式会社〇〇工場 神奈川県〇〇市〇〇町〇〇 (〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇
	公的規格等の取得状況	<input checked="" type="checkbox"/> JISの認証を取得している。 （「JIS A 5023 再生骨材コンクリートL」） <input type="checkbox"/> ISO9001の認証を取得している。 （ ） <input type="checkbox"/> その他 （ ）	
	品質管理責任者	工場長 〇〇 〇〇	
環境負荷	その他	再生資源以外の木質材料の使用の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	環境負荷	<input checked="" type="checkbox"/> 再生資源を含有しない資材に比べ、エネルギー消費量の増大、地球温暖化物質の増加、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排吐等環境負荷が著しく増大しない。	

対象外

申請者の欠格事由	<input checked="" type="checkbox"/> 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条第5項第4号イからヌまで及び第14条第5項第2号イからヘまでのいずれにも該当しない。
申請理由等	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 資材の追加・変更 <input type="checkbox"/> 工場の追加・変更 <input type="checkbox"/> 再生資源の追加・変更 <input type="checkbox"/> その他評価基準の適合に影響を及ぼす変更 認定資材名、寸法・規格等、認定期間及び認定番号 ( )
その他添付書類等	・会社案内 ・申請資材のパフレット

連絡先	郵便番号	〒〇〇〇-〇〇〇〇	
	申請者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	神奈川県〇〇市〇〇町〇〇	
	申請者の氏名(法人にあっては、名称)	〇〇株式会社	
	担当所属	名称	〇〇〇課〇〇〇係
		電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
FAX番号		〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	

- 備考
- 「環境に対する安全性」欄は、該当する□内にレ印を記入の上、( )内に試験結果(原則として、申請日から起算して3か月以内に公的試験機関で行ったもの。)や適合する規格等を記入してください。
  - 「品質・性能」欄は、該当する□内にレ印を記入の上、( )内に試験結果(原則として、申請日から起算して3か月以内に公的試験機関で行ったもの。)や適合する規格等を記入してください。
  - 「製造工場」欄は、申請資材の製造工場すべてを記入するとともに、該当する□内にレ印を記入の上、適合する規格等を記入してください。
  - 「評価基準の適合状況」の「その他」欄は、評価基準の品目が再生木質ボードに該当する場合に、該当する□内にレ印を記入してください。
  - 「環境負荷」欄は、該当する場合は、□内にレ印を記入してください。
  - 「申請者の欠格事由」欄は、該当する場合は、□内にレ印を記入してください。
  - 「申請理由等」欄は、該当する□内にレ印を記入し、新規申請以外は、( )内に認定資材名、寸法・規格等、認定期間及び認定番号を記入してください。
  - 「その他添付書類等」欄は、上記以外に添付する書類の名称を記入してください。
  - 連名で申請する場合は、「連絡先」欄は、申請者を代表する連絡先を記入してください。
  - 申請者は、正本及びその写しを提出してください。

目次どおりに付箋をつける

建設リサイクル資材の価供給区域の申告書

2

公共工事に供給する場合、供給区域の考え方は、次のとおりです。

申請資材名	寸法・規格等	供給区域
再生骨材コンクリートML「〇〇」	JIS A 5023 18-10-20	<input type="checkbox"/> 神奈川県全域 <input checked="" type="checkbox"/> 区域限定 (津久井)
〃	JIS A 5023 18-18-20	<input type="checkbox"/> 神奈川県全域 <input checked="" type="checkbox"/> 区域限定 (津久井)
		<input type="checkbox"/> 神奈川県全域 <input type="checkbox"/> 区域限定 ( )
		<input type="checkbox"/> 神奈川県全域 <input type="checkbox"/> 区域限定 ( )
		<input type="checkbox"/> 神奈川県全域 <input type="checkbox"/> 区域限定 ( )

- 備考 1 この書類は、資材の単価決定に当たって参考としますので、留意して作成してください。  
 なお、単価決定方法は、神奈川県県土整備局が定める設計単価の決定方法によります。  
 2 「供給区域」欄は、該当する□内にレ印を記入してください。「区域限定」にレ印を記入した場合は、次の区域名の中から該当する区域名を記入してください。

区域名	対象市町村
横浜	横浜市全域
川崎A	川崎市の川崎区、幸区
川崎B	川崎市の中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区
横須賀	横須賀市、三浦市、葉山町
逗子	逗子市
平塚	平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町
藤沢	鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町
小田原	小田原市
箱根	箱根町、真鶴町、湯河原町
相模原	相模原市（津久井区域を除く）、大和市、座間市
厚木	厚木市、海老名市、綾瀬市、愛川町、清川村
松田	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町
津久井	旧相模原市城山町、旧相模原市津久井町、旧相模原市相模湖町、旧相模原市藤野町

## 履歴事項全部証明書

(申請日前3ヶ月以内に法務局で入手したもの)  
共同企業体の場合、全ての会社分を添付してください

目次どおりに  
付箋をつける

3

## 会社案内、製品パンフレットなど

(ホームページ掲載の該当ページをプリントアウトしたものでも構いません)

目次どおりに  
付箋をつける

4

# 再生資源の含有率

## 配合表

水 (kg/m <sup>3</sup> )	結合材		細骨材 (kg/m <sup>3</sup> )	うち再生資 源	粗骨材 (kg/m <sup>3</sup> )	うち再生 資源	混和剤 (kg/m <sup>3</sup> )
	セメント (kg/m <sup>3</sup> )	混和材 (kg/m <sup>3</sup> )					
			A	a	B	b	

(例)再生資源としてコンクリート用再生骨材 ML を用いている※

$$\begin{aligned} \text{再生資源の含有率} &= (a+b) \div (A+B) \\ &= \text{〇〇}\% \geq 15\% \end{aligned}$$

目次どおりに  
付箋をつける

※使用している再生資源に応じて、記入内容を適宜変更してください

再生資源利用状況報告書

再生資源の原料の納入者の区分	<input type="checkbox"/> 申請者	<input checked="" type="checkbox"/> その他
再生資源の原料		第1号様式別紙2「再生資源納入証明書」のとおり
再生資源の原料の発生場所		
再生資源の原料の処理方法		
申請資材での年間の再生資源の使用量		〇〇 t（〇年度）
申請資材の年間の生産量		〇〇 t（〇年度）

- 備考 1 再生資源とは、グリーン調達基準の別表第8に定める認定対象品目の評価基準（再生骨材等を除く）に掲げる再生資源をいいます。
- 2 「再生資源の原料の納入者の区分」欄は、該当する□内にレ印を記入してください。「その他」にレ印を記入した場合は、納入者ごとに第1号様式別紙2「再生資源納入証明書」を添付してください。

目次どおりに  
付箋をつける

7

# 日本産業規格適合性認証書

有効期限内の最新の認証書の写しを添付してください

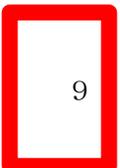
目次どおりに  
付箋をつける

8

- ①製造工場の全体配置図
- ②製造工場の写真
- ③再生資源及び申請資材の保管場所
- ④申請資材の製造工程の概要図等



目次どおりに  
付箋をつける



9

## 品質管理体制に係る資料

- 品質管理責任者が確認できる資料
- 社内の品質管理（製品製造時、製品規格、製品保管時など）に関する社内マニュアルなど

目次どおりに  
付箋をつける

10

### 再生資源納入証明書

令和〇年〇月〇日

（申請者） 殿

納入者 住所 神奈川県〇〇市〇〇町〇〇  
氏名 〇〇株式会社  
代表取締役 〇〇 〇〇  
電話番号(〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇

再生資源を次のとおり納入していることを証明します。

再生資源の原料	コンクリート塊
再生資源の原料の発生場所	主に〇〇県内各解体工事現場
再生資源の原料の処理方法	破碎し寸法、規格別に分級
再生資源の内容	コンクリート用再生骨材L
再生資源の納入量（実績及び納入予定）	〇〇 t

- 備考 1 再生資源とは、グリーン調達基準の別表第8に定める認定対象品目の評価基準（再生骨材等を除く）に掲げる再生資源をいいます。  
2 再生資源の原料が廃棄物に該当し、廃棄物処分業許可が必要となる場合は、当該許可証の写しを添付してください。

目次どおりに  
付箋をつける

## 建設リサイクル資材認定申請（新規）に係る関係書類

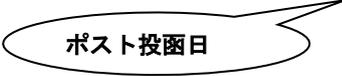
再生改良土（申請書に添付する目次）	新規申請 付箋番号
* 必須書類	
1 建設リサイクル資材認定（新規）申請書	1
2 建設リサイクル資材の供給区域の申告書 （第1号様式別紙3）	2
3 法人の登記事項証明書の写し （申請日前3箇月以内のもの。）	3
4 その他添付書類等（会社案内 申請資材に係る広報資料等）	4
5 公的試験機関が行う環境に対する安全性に係る試験結果 （申請日前3箇月以内に行ったもの。）	5
6 再生資源の含有率の根拠となる計算式等の資料	6
7 再生資源利用状況報告書 （第1号様式別紙1）	7
8 公的試験機関が行う品質・性能に係る試験結果（申請日前3箇月以内 に行ったもの。）又は適合する規格に係る認定書の写し	8
9 ①製造工場の全体配置図及び②写真、③再生資源及び④申請資材の保 管場所、⑤申請資材の製造工程の概要等の資料	9
10 品質管理体制に係る資料	10
* 以下については該当する場合提出が必要です。	
11 申請者以外が製造した再生資源を用いた資材は、再生資源納入証明書 （第1号様式別紙2）	
12 JIS マーク製品においては、その製造工場が記載された日本産業規格 適合性認証書の写し	
13 ISO9001 認証取得工場においては、認証の写し及び認証の範囲を示 す書類の写し	
14 その他公的団体の認証評定取得工場においては、証明書類の写し	
15 資材を生産・販売するにあたって法令に関する証明が必要な場合は、 その証明書の写し	15
16 グリーン調達基準の別表第8に定める再生木質ボードの評価基準に掲 げる再生資源以外の木質材料を用いた再生木質ボードの資材は、その合 法性及び持続可能性を証明する資料	(産業廃棄物処分 業許可証)



建設リサイクル資材認定申請書

令和〇年〇月〇日

神奈川県県土整備局長 殿



申請者 住所 神奈川県〇〇市〇〇町〇〇  
 氏名 〇〇株式会社  
 代表取締役 〇〇 〇〇  
 電話番号 (〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇

神奈川県県土整備局建設リサイクル資材評価実施要領第5条第1項の規定により、建設リサイクル資材の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

申請資材の概要	認定対象品目名	再生改良土	
	申請資材名	再生改良土「〇〇」	
	寸法・規格等	第1種改良土 第2種改良土	
評価基準の適合状況	環境に対する安全性	<input checked="" type="checkbox"/> a 特別管理（一般・産業）廃棄物を使用していない。 <input checked="" type="checkbox"/> b 公的試験機関の試験結果、公的規格等 （土壌溶出量調査、土壌含有量調査） <input checked="" type="checkbox"/> c 石綿を原料としていない。 <input type="checkbox"/> d 建物の内装材にあつては、建築基準法施行令第20条の7の技術基準で使用制限を受けない材料である。	
	再生資源	再生資源の内容	建設汚泥
		再生資源の含有率	100%（別紙のとおり）
	品質・性能	<input checked="" type="checkbox"/> 製品が県土整備局公共工事グリーン調達基準の別表第8に定める認定対象品目の評価基準に適合している。 （第1種改良土、第2種改良土） <input checked="" type="checkbox"/> 再生資源が県土整備局公共工事グリーン調達基準の別表第8に定める認定対象品目の評価基準に適合している。 （建設汚泥）	
	品質管理	製造工場	名称、所在地及び電話番号
公的規格等の取得状況			<input type="checkbox"/> J I S の認証を取得している。 （ ） <input type="checkbox"/> I S O 9 0 0 1 の認証を取得している。 （ ） <input type="checkbox"/> その他 （ ）
品質管理責任者		工場長 〇〇 〇〇	
その他	再生資源以外の木質材料の使用の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
環境負荷	<input checked="" type="checkbox"/> 再生資源を含有しない資材に比べ、エネルギー消費量の増大、地球温暖化物質の増加、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排吐等環境負荷が著しく増大しない。		

申請者の欠格事由	<input checked="" type="checkbox"/> 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条第5項第4号イからヌまで及び第14条第5項第2号イからヘまでのいずれにも該当しない。
申請理由等	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 資材の追加・変更 <input type="checkbox"/> 工場の追加・変更 <input type="checkbox"/> 再生資源の追加・変更 <input type="checkbox"/> その他評価基準の適合に影響を及ぼす変更 認定資材名、寸法・規格等、認定期間及び認定番号 ( )
その他添付書類等	・会社案内 ・申請資材のパフレット

連絡先	郵便番号	〒〇〇〇-〇〇〇〇	
	申請者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	神奈川県〇〇市〇〇町〇〇	
	申請者の氏名(法人にあっては、名称)	〇〇株式会社	
	担当所属	名称	〇〇〇課〇〇〇係
		電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
FAX番号		〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	

- 備考
- 「環境に対する安全性」欄は、該当する□内にレ印を記入の上、( )内に試験結果(原則として、申請日から起算して3か月以内に公的試験機関で行ったもの。)や適合する規格等を記入してください。
  - 「品質・性能」欄は、該当する□内にレ印を記入の上、( )内に試験結果(原則として、申請日から起算して3か月以内に公的試験機関で行ったもの。)や適合する規格等を記入してください。
  - 「製造工場」欄は、申請資材の製造工場すべてを記入するとともに、該当する□内にレ印を記入の上、適合する規格等を記入してください。
  - 「評価基準の適合状況」の「その他」欄は、評価基準の品目が再生木質ボードに該当する場合には、該当する□内にレ印を記入してください。
  - 「環境負荷」欄は、該当する場合は、□内にレ印を記入してください。
  - 「申請者の欠格事由」欄は、該当する場合は、□内にレ印を記入してください。
  - 「申請理由等」欄は、該当する□内にレ印を記入し、新規申請以外は、( )内に認定資材名、寸法・規格等、認定期間及び認定番号を記入してください。
  - 「その他添付書類等」欄は、上記以外に添付する書類の名称を記入してください。
  - 連名で申請する場合は、「連絡先」欄は、申請者を代表する連絡先を記入してください。
  - 申請者は、正本及びその写しを提出してください。

目次どおりに付箋をつける

2

建設リサイクル資材の価供給区域の申告書

公共工事に供給する場合、供給区域の考え方は、次のとおりです。

申請資材名	寸法・規格等	供給区域
再生改良土 「〇〇」	第1種改良土	<input type="checkbox"/> 神奈川県全域 <input checked="" type="checkbox"/> 区域限定 (津久井)
〃	第2種改良土	<input type="checkbox"/> 神奈川県全域 <input checked="" type="checkbox"/> 区域限定 (津久井)
		<input type="checkbox"/> 神奈川県全域 <input type="checkbox"/> 区域限定 ( )
		<input type="checkbox"/> 神奈川県全域 <input type="checkbox"/> 区域限定 ( )
		<input type="checkbox"/> 神奈川県全域 <input type="checkbox"/> 区域限定 ( )

- 備考 1 この書類は、資材の単価決定に当たって参考としますので、留意して作成してください。  
 なお、単価決定方法は、神奈川県県土整備局が定める設計単価の決定方法によります。  
 2 「供給区域」欄は、該当する□内にレ印を記入してください。「区域限定」にレ印を記入した場合は、次の区域名の中から該当する区域名を記入してください。

区域名	対象市町村
横浜	横浜市全域
川崎A	川崎市の川崎区、幸区
川崎B	川崎市の中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区
横須賀	横須賀市、三浦市、葉山町
逗子	逗子市
平塚	平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町
藤沢	鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町
小田原	小田原市
箱根	箱根町、真鶴町、湯河原町
相模原	相模原市（津久井区域を除く）、大和市、座間市
厚木	厚木市、海老名市、綾瀬市、愛川町、清川村
松田	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町
津久井	旧相模原市城山町、旧相模原市津久井町、旧相模原市相模湖町、旧相模原市藤野町

## 履歴事項全部証明書

(申請日前3ヶ月以内に法務局で入手したもの)  
共同企業体の場合、全ての会社分を添付してください

目次どおりに  
付箋をつける

3

## 会社案内、製品パンフレットなど

(ホームページ掲載の該当ページをプリントアウトしたものでも構いません)

目次どおりに  
付箋をつける

4

# 分析結果報告書

(申請日前3ヶ月以内に行った含有試験、溶出試験の結果を添付)

目次どおりに  
付箋をつける

5

## 再生資源の含有率一覧表

(任意様式)

建設汚泥を質量の50%以上使用していることがわかるように記載してください。

目次どおりに  
付箋をつける

6

再生資源利用状況報告書

再生資源の原料の納入者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者	<input type="checkbox"/> その他
再生資源の原料	<b>建設汚泥</b>	第1号様式別紙2「再生資源納入証明書」のとおり
再生資源の原料の発生場所	<b>県内の工事現場</b>	
再生資源の原料の処理方法	<b>分離、脱水、プレス等</b>	
申請資材での年間の再生資源の使用量	〇〇 t（〇年度）	
申請資材の年間の生産量	〇〇 t（〇年度）	

- 備考 1 再生資源とは、グリーン調達基準の別表第8に定める認定対象品目の評価基準（再生骨材等を除く）に掲げる再生資源をいいます。
- 2 「再生資源の原料の納入者の区分」欄は、該当する□内にレ印を記入してください。「その他」にレ印を記入した場合は、納入者ごとに第1号様式別紙2「再生資源納入証明書」を添付してください。

目次どおりに  
付箋をつける

7

# 公的試験機関が行う品質・性能に係る試験結果

申請日前3ヶ月以内に交付された試験結果の写しを添付してください

目次どおりに  
付箋をつける

8

- ①製造工場の全体配置図
- ②製造工場の写真
- ③再生資源及び申請資材の保管場所
- ④申請資材の製造工程の概要図等

目次どおりに  
付箋をつける

9

## 品質管理体制に係る資料

- 品質管理責任者が確認できる資料
- 社内の品質管理（製品製造時、製品規格、製品保管時など）に関する社内マニュアルなど

目次どおりに  
付箋をつける

10

産業廃棄物処分量許可証  
産業廃棄物処理施設設置許可証 など

(最新版の写しを添付してください)

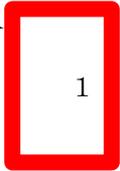
目次どおりに  
付箋をつける

15

## 建設リサイクル資材認定申請（新規）に係る関係書類

再生バーク堆肥（申請書に添付する目次）	新規申請 付箋番号
* 必須書類	
1 建設リサイクル資材認定（新規）申請書	1
2 建設リサイクル資材の供給区域の申告書 （第1号様式別紙3）	2
3 法人の登記事項証明書の写し （申請日前3箇月以内のもの。）	3
4 その他添付書類等（会社案内 申請資材に係る広報資料等）	4
5 公的試験機関が行う環境に対する安全性に係る試験結果 （申請日前3箇月以内に行ったもの。）	- (5) <small>（肥料取締法の普通肥料の登録以外で家畜ふん、木くず等を用いる場合は必要）</small>
6 再生資源の含有率の根拠となる計算式等の資料	6
7 再生資源利用状況報告書 （第1号様式別紙1）	7
8 公的試験機関が行う品質・性能に係る試験結果（申請日前3箇月以内に行ったもの。）又は適合する規格に係る認定書の写し	8
9 ①製造工場の全体配置図及び②写真、③再生資源及び④申請資材の保管場所、⑤申請資材の製造工程の概要等の資料	9
10 品質管理体制に係る資料	10
* 以下については該当する場合提出が必要です。	
11 申請者以外が製造した再生資源を用いた資材は、再生資源納入証明書 （第1号様式別紙2）	11
12 JIS マーク製品においては、その製造工場が記載された日本産業規格適合性認証書の写し	
13 ISO9001 認証取得工場においては、認証の写し及び認証の範囲を示す書類の写し	
14 その他公的団体の認証評定取得工場においては、証明書類の写し	
15 資材を生産・販売するにあたって法令に関する証明が必要な場合は、その証明書の写し	15
16 グリーン調達基準の別表第8に定める再生木質ボードの評価基準に掲げる再生資源以外の木質材料を用いた再生木質ボードの資材は、その合法性及び持続可能性を証明する資料	

目次どおりに付箋をつける



建設リサイクル資材認定申請書

令和〇年〇月〇日

ポスト投函日

神奈川県県土整備局長 殿

申請者 住所 神奈川県〇〇市〇〇町〇〇  
 氏名 〇〇株式会社  
 代表取締役 〇〇 〇〇  
 電話番号 (〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇

神奈川県県土整備局建設リサイクル資材評価実施要領第5条第1項の規定により、建設リサイクル資材の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

申請資材の概要	認定対象品目名	再生パーク堆肥	
	申請資材名	パーク堆肥「〇〇」	
	寸法・規格等	40L	
評価基準の適合状況	環境に対する安全性	<input checked="" type="checkbox"/> a 特別管理（一般・産業）廃棄物を使用していない。 <input type="checkbox"/> b 公的試験機関の試験結果、公的規格等 （ <input type="checkbox"/> c 石綿を原料としていない。 <input type="checkbox"/> d 建物の内装材にあっては、建築基準法施行令第20条7の技術基準で使用制限を受けない材料である。	
	再生資源	再生資源の内容	刈り草、剪定枝、未利用木材
		再生資源の含有率	60%（別紙のとおり）
	品質・性能	<input checked="" type="checkbox"/> 製品が県土整備局公共工事グリーン調達基準の別表第8に定める認定対象品目の評価基準に適合している。 （再生パーク堆肥） <input checked="" type="checkbox"/> 再生資源が県土整備局公共工事グリーン調達基準の別表第8に定める認定対象品目の評価基準に適合している。 （刈り草、剪定枝、未利用木材）	
	品質管理	製造工場	名称、所在地及び電話番号
公的規格等の取得状況			<input type="checkbox"/> J I S の認証を取得している。 （ <input checked="" type="checkbox"/> I S O 9 0 0 1 の認証を取得している。 （ <input type="checkbox"/> その他 （
品質管理責任者		工場長 〇〇 〇〇	
その他	再生資源以外の木質材料の使用の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
環境負荷	<input checked="" type="checkbox"/> 再生資源を含有しない資材に比べ、エネルギー消費量の増大、地球温暖化物質の増加、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排吐等環境負荷が著しく増大しない。		

刈り草、剪定枝、未利用木材以外を利用している場合は対象

申請者の欠格事由	<input checked="" type="checkbox"/> 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条第5項第4号イからヌまで及び第14条第5項第2号イからヘまでのいずれにも該当しない。
申請理由等	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 資材の追加・変更 <input type="checkbox"/> 工場の追加・変更 <input type="checkbox"/> 再生資源の追加・変更 <input type="checkbox"/> その他評価基準の適合に影響を及ぼす変更 認定資材名、寸法・規格等、認定期間及び認定番号 ( )
その他添付書類等	・会社案内 ・申請資材のパンフレット

連絡先	郵便番号	〒〇〇〇-〇〇〇〇	
	申請者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	神奈川県〇〇市〇〇町〇〇	
	申請者の氏名(法人にあっては、名称)	〇〇株式会社	
	担当所属	名称	〇〇〇課〇〇〇係
		電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
FAX番号		〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	

- 備考
- 「環境に対する安全性」欄は、該当する□内にレ印を記入の上、( )内に試験結果(原則として、申請日から起算して3か月以内に公的試験機関で行ったもの。)や適合する規格等を記入してください。
  - 「品質・性能」欄は、該当する□内にレ印を記入の上、( )内に試験結果(原則として、申請日から起算して3か月以内に公的試験機関で行ったもの。)や適合する規格等を記入してください。
  - 「製造工場」欄は、申請資材の製造工場すべてを記入するとともに、該当する□内にレ印を記入の上、適合する規格等を記入してください。
  - 「評価基準の適合状況」の「その他」欄は、評価基準の品目が再生木質ボードまたは再生集成材・合板に該当する場合に、該当する□内にレ印を記入してください。
  - 「環境負荷」欄は、該当する場合は、□内にレ印を記入してください。
  - 「申請者の欠格事由」欄は、該当する場合は、□内にレ印を記入してください。
  - 「申請理由等」欄は、該当する□内にレ印を記入し、新規申請以外は、( )内に認定資材名、寸法・規格等、認定期間及び認定番号を記入してください。
  - 「その他添付書類等」欄は、上記以外に添付する書類の名称を記入してください。
  - 連名で申請する場合は、「連絡先」欄は、申請者を代表する連絡先を記入してください。
  - 申請者は、正本及びその写しを提出してください。

目次どおりに付箋をつける

建設リサイクル資材の価供給区域の申告書

2

公共工事に供給する場合、供給区域の考え方は、次のとおりです。

申請資材名	寸法・規格等	供給区域
パーク堆肥 「〇〇」	40L	<input checked="" type="checkbox"/> 神奈川県全域 <input type="checkbox"/> 区域限定 ( )
〃	20L	<input type="checkbox"/> 神奈川県全域 <input checked="" type="checkbox"/> 区域限定 (津久井 )
		<input type="checkbox"/> 神奈川県全域 <input type="checkbox"/> 区域限定 ( )
		<input type="checkbox"/> 神奈川県全域 <input type="checkbox"/> 区域限定 ( )
		<input type="checkbox"/> 神奈川県全域 <input type="checkbox"/> 区域限定 ( )

- 備考 1 この書類は、資材の単価決定に当たって参考としますので、留意して作成してください。  
 なお、単価決定方法は、神奈川県県土整備局が定める設計単価の決定方法によります。  
 2 「供給区域」欄は、該当する□内にレ印を記入してください。「区域限定」にレ印を記入した場合は、次の区域名の中から該当する区域名を記入してください。

区域名	対象市町村
横浜	横浜市全域
川崎A	川崎市の川崎区、幸区
川崎B	川崎市の中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区
横須賀	横須賀市、三浦市、葉山町
逗子	逗子市
平塚	平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町
藤沢	鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町
小田原	小田原市
箱根	箱根町、真鶴町、湯河原町
相模原	相模原市（津久井区域を除く）、大和市、座間市
厚木	厚木市、海老名市、綾瀬市、愛川町、清川村
松田	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町
津久井	旧相模原市城山町、旧相模原市津久井町、旧相模原市相模湖町、旧相模原市藤野町

## 履歴事項全部証明書

(申請日前3ヶ月以内に法務局で入手したもの)  
共同企業体の場合、全ての会社分を添付してください

目次どおりに  
付箋をつける

3

## 会社案内、製品パンフレットなど

(ホームページ掲載の該当ページをプリントアウトしたものでも構いません)

目次どおりに  
付箋をつける

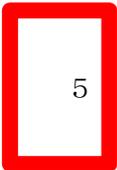
4

## 分析結果報告書

(肥料取締法に基づく「普通肥料」の登録をしているもの以外であって、刈り草、剪定枝未利用木材、樹皮以外の再生資源を用いる場合は、製品について「申請日前3ヶ月以内に行った含有試験、溶出試験の結果」を添付してください)



目次どおりに  
付箋をつける



5

## 再生資源の含有率一覧表

(任意様式)

木質部より剥離された樹皮を原材料として乾燥質量比 50%以上使用し、かつ発酵補助剤を除くその他の原材料には、家畜ふん、動植物性残渣又は木質系廃棄物等の有機性資源を使用していることがわかるように記載してください。



目次どおりに  
付箋をつける



6

再生資源利用状況報告書

再生資源の原料の納入者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者	<input checked="" type="checkbox"/> その他
再生資源の原料	刈り草、剪定枝、伐木材、伐根材	第1号様式別紙2「再生資源納入証明書」のとおり
再生資源の原料の発生場所	神奈川県内の工事から発生	
再生資源の原料の処理方法	破砕機により粉砕する	
申請資材での年間の再生資源の使用量	〇〇 t（〇年度）	〇〇 t（〇年度）
申請資材の年間の生産量	〇〇 t（〇年度）	〇〇 t（〇年度）

- 備考 1 再生資源とは、グリーン調達基準の別表第8に定める認定対象品目の評価基準（再生骨材等を除く）に掲げる再生資源をいいます。
- 2 「再生資源の原料の納入者の区分」欄は、該当する□内にレ印を記入してください。「その他」にレ印を記入した場合は、納入者ごとに第1号様式別紙2「再生資源納入証明書」を添付してください。

目次どおりに  
付箋をつける

全国バーク堆肥工業会基準  
日本バーク堆肥協会基準  
に該当していることがわかる資料

申請資料について、肥料取締法に基づく特殊肥料の届出又は普通肥料の登録をしているもので、上記の基準に該当していることがわかる資料の写しを添付してください。

目次どおりに  
付箋をつける

8

- ①製造工場の全体配置図
- ②製造工場の写真
- ③再生資源及び申請資材の保管場所
- ④申請資材の製造工程の概要図等

目次どおりに  
付箋をつける

9

## 品質管理体制に係る資料

- 品質管理責任者が確認できる資料
- 社内の品質管理（製品製造時、製品規格、製品保管時など）に関する社内マニュアルなど

目次どおりに  
付箋をつける

10

### 再生資源納入証明書

令和〇年〇月〇日

（申請者） 殿

納入者 住所 神奈川県〇〇市〇〇町〇〇  
氏名 〇〇株式会社  
代表取締役 〇〇 〇〇  
電話番号(〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇

再生資源を次のとおり納入していることを証明します。

再生資源の原料	刈り草、剪定枝、伐木材、伐根材
再生資源の原料の発生場所	主に〇〇県内各工事現場
再生資源の原料の処理方法	破砕機によりチップ化する
再生資源の内容	木質チップ
再生資源の納入量（実績及び納入予定）	〇〇 t

- 備考 1 再生資源とは、グリーン調達基準の別表第8に定める認定対象品目の評価基準（再生骨材等を除く）に掲げる再生資源をいいます。  
2 再生資源の原料が廃棄物に該当し、廃棄物処分業許可が必要となる場合は、当該許可証の写しを添付してください。

目次どおりに  
付箋をつける

11

肥料取締法に基づく特殊肥料の届出  
普通肥料の登録

(最新版の写しを添付してください)

目次どおりに  
付箋をつける

15

## 建設リサイクル資材認定申請（新規）に係る関係書類

再生集成材・合板（申請書に添付する目次）	新規申請 付箋番号
* 必須書類	
1 建設リサイクル資材認定（新規）申請書	1
2 建設リサイクル資材の供給区域の申告書 （第1号様式別紙3）	2
3 法人の登記事項証明書の写し （申請日前3箇月以内のもの。）	3
4 その他添付書類等（会社案内 申請資材に係る広報資料等）	4
5 公的試験機関が行う環境に対する安全性に係る試験結果 （申請日前3箇月以内に行ったもの。）	- (5) <small>（未利用木材以外 を使用した場合は 必要）</small>
6 再生資源の含有率の根拠となる計算式等の資料	6
7 再生資源利用状況報告書 （第1号様式別紙1）	7
8 公的試験機関が行う品質・性能に係る試験結果（申請日前3箇月以内 に行ったもの。）又は適合する規格に係る認定書の写し	8 <small>（JAS規格適合性 認証書）</small>
9 ①製造工場の全体配置図及び②写真、③再生資源及び④申請資材の保 管場所、⑤申請資材の製造工程の概要等の資料	9
10 品質管理体制に係る資料	10
* 以下については該当する場合提出が必要です。	
11 申請者以外が製造した再生資源を用いた資材は、再生資源納入証明書 （第1号様式別紙2）	11
12 JIS マーク製品においては、その製造工場が記載された日本産業規格 適合性認証書の写し	8
13 ISO9001 認証取得工場においては、認証の写し及び認証の範囲を示 す書類の写し	
14 その他公的団体の認証評定取得工場においては、証明書類の写し	
15 資材を生産・販売するにあたって法令に関する証明が必要な場合は、 その証明書の写し	
16 グリーン調達基準の別表第8に定める再生木質ボードの評価基準に掲 げる再生資源以外の木質材料を用いた再生木質ボードの資材は、その合 法性及び持続可能性を証明する資料	

目次どおりに付箋をつける

建設リサイクル資材認定申請書

令和〇年〇月〇日

神奈川県県土整備局長 殿

ポスト投函日

申請者 住所 神奈川県〇〇市〇〇町〇〇  
 氏名 〇〇株式会社  
 代表取締役 〇〇 〇〇  
 電話番号 (〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇

神奈川県県土整備局建設リサイクル資材評価実施要領第5条第1項の規定により、建設リサイクル資材の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

申請資材の概要	認定対象品目名	再生集成材・合板	
	申請資材名	再生集成材「〇〇ウッド」	
評価基準の適合状況	寸法・規格等	鴨居 2750×40×100 手摺材 4000×60×90 床板 12×105×4000	
	環境に対する安全性	<input checked="" type="checkbox"/> a 特別管理（一般・産業）廃棄物を使用していない。 <input type="checkbox"/> b 公的試験機関の試験結果、公的規格等 （ <input type="checkbox"/> c 石綿を原料としていない。 <input checked="" type="checkbox"/> d 建物の内装材にあつては、建築基準法施行令第20条の7の技術基準で使用制限を受けない材料である。	
品質・性能	再生資源の内容	間伐材	
	再生資源の含有率	100%	
品質管理	製造工場	名称、所在地及び電話番号	〇〇株式会社〇〇工場 神奈川県〇〇市〇〇町〇〇 (〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇
		公的規格等の取得状況	<input type="checkbox"/> J I Sの認証を取得している。 （ <input checked="" type="checkbox"/> I S O 9 0 0 1の認証を取得している。 （ <input checked="" type="checkbox"/> その他 （日本農林規格（J A S）造作用集成材）
	品質管理責任者	工場長 〇〇 〇〇	
	その他	再生資源以外の木質材料の使用の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
環境負荷	<input checked="" type="checkbox"/> 再生資源を含有しない資材に比べ、エネルギー消費量の増大、地球温暖化物質の増加、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排吐等環境負荷が著しく増大しない。		

未利用木材以外の再生資源を用いる場合は対象

申請者の欠格事由	<input checked="" type="checkbox"/> 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条第5項第4号イからヌまで及び第14条第5項第2号イからヘまでのいずれにも該当しない。
申請理由等	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 資材の追加・変更 <input type="checkbox"/> 工場の追加・変更 <input type="checkbox"/> 再生資源の追加・変更 <input type="checkbox"/> その他評価基準の適合に影響を及ぼす変更 認定資材名、寸法・規格等、認定期間及び認定番号 ( )
その他添付書類等	・会社案内 ・申請資材のパフレット

連絡先	郵便番号	〒〇〇〇-〇〇〇〇	
	申請者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	神奈川県〇〇市〇〇町〇〇	
	申請者の氏名(法人にあっては、名称)	〇〇株式会社	
	担当所属	名称	〇〇〇課〇〇〇係
		電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
FAX番号		〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	

- 備考
- 「環境に対する安全性」欄は、該当する□内にレ印を記入の上、( )内に試験結果(原則として、申請日から起算して3か月以内に公的試験機関で行ったもの。)や適合する規格等を記入してください。
  - 「品質・性能」欄は、該当する□内にレ印を記入の上、( )内に試験結果(原則として、申請日から起算して3か月以内に公的試験機関で行ったもの。)や適合する規格等を記入してください。
  - 「製造工場」欄は、申請資材の製造工場すべてを記入するとともに、該当する□内にレ印を記入の上、適合する規格等を記入してください。
  - 「評価基準の適合状況」の「その他」欄は、評価基準の品目が再生木質ボードまたは再生集成材・合板に該当する場合に、該当する□内にレ印を記入してください。
  - 「環境負荷」欄は、該当する場合は、□内にレ印を記入してください。
  - 「申請者の欠格事由」欄は、該当する場合は、□内にレ印を記入してください。
  - 「申請理由等」欄は、該当する□内にレ印を記入し、新規申請以外は、( )内に認定資材名、寸法・規格等、認定期間及び認定番号を記入してください。
  - 「その他添付書類等」欄は、上記以外に添付する書類の名称を記入してください。
  - 連名で申請する場合は、「連絡先」欄は、申請者を代表する連絡先を記入してください。
  - 申請者は、正本及びその写しを提出してください。

建設リサイクル資材の価供給区域の申告書

目次どおりに付箋をつける

公共工事に供給する場合、供給区域の考え方は、次のとおりです。

申請資材名	寸法・規格等	供給区域
再生集成材 「〇〇ウッド」	鴨居 2750×40×100	<input checked="" type="checkbox"/> 神奈川県全域 <input type="checkbox"/> 区域限定 ( )
〃	手摺材 4000×60×90	<input checked="" type="checkbox"/> 神奈川県全域 <input type="checkbox"/> 区域限定 ( )
〃	床板 12×105×4000	<input checked="" type="checkbox"/> 神奈川県全域 <input type="checkbox"/> 区域限定 ( )
		<input type="checkbox"/> 神奈川県全域 <input type="checkbox"/> 区域限定 ( )
		<input type="checkbox"/> 神奈川県全域 <input type="checkbox"/> 区域限定 ( )

- 備考 1 この書類は、資材の単価決定に当たって参考としますので、留意して作成してください。  
 なお、単価決定方法は、神奈川県県土整備局が定める設計単価の決定方法によります。  
 2 「供給区域」欄は、該当する□内にレ印を記入してください。「区域限定」にレ印を記入した場合は、次の区域名の中から該当する区域名を記入してください。

区域名	対象市町村
横浜	横浜市全域
川崎A	川崎市の川崎区、幸区
川崎B	川崎市の中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区
横須賀	横須賀市、三浦市、葉山町
逗子	逗子市
平塚	平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町
藤沢	鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町
小田原	小田原市
箱根	箱根町、真鶴町、湯河原町
相模原	相模原市（津久井区域を除く）、大和市、座間市
厚木	厚木市、海老名市、綾瀬市、愛川町、清川村
松田	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町
津久井	旧相模原市城山町、旧相模原市津久井町、旧相模原市相模湖町、旧相模原市藤野町

## 履歴事項全部証明書

(申請日前3ヶ月以内に法務局で入手したもの)  
共同企業体の場合、全ての会社分を添付してください

目次どおりに  
付箋をつける

3

## 会社案内、製品パンフレットなど

(ホームページ掲載の該当ページをプリントアウトしたものでも構いません)

目次どおりに  
付箋をつける

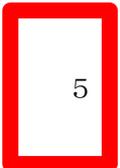
4

## 分析結果報告書

(未利用木材以外の再生資源を用いる場合は、製品または原料（再生資源）について「申請日前3ヶ月以内に行った含有試験、溶出試験の結果」を添付してください)



目次どおりに  
付箋をつける



5

## 再生資源の含有率一覧表

(任意様式)

再・未利用木材を製品の質量比で100%使用していることがわかるように記載してください。

目次どおりに  
付箋をつける

6

再生資源利用状況報告書

再生資源の原料の納入者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者	<input checked="" type="checkbox"/> その他
再生資源の原料	間伐材	第1号様式別紙2「再生資源納入証明書」のとおり
再生資源の原料の発生場所	神奈川県内	
再生資源の原料の処理方法	加工なし	
申請資材での年間の再生資源の使用量	〇〇 t（〇年度）	〇〇 t（〇年度）
申請資材の年間の生産量	〇〇 t（〇年度）	〇〇 t（〇年度）

- 備考 1 再生資源とは、グリーン調達基準の別表第8に定める認定対象品目の評価基準（再生骨材等を除く）に掲げる再生資源をいいます。
- 2 「再生資源の原料の納入者の区分」欄は、該当する□内にレ印を記入してください。「その他」にレ印を記入した場合は、納入者ごとに第1号様式別紙2「再生資源納入証明書」を添付してください。

目次どおりに  
付箋をつける

## 日本農林規格（JAS）認定証

申請資料について、日本農林規格（JAS）の規格に適合していることがわかる資料の写しを添付してください。

目次どおりに  
付箋をつける

8

- ①製造工場の全体配置図
- ②製造工場の写真
- ③再生資源及び申請資材の保管場所
- ④申請資材の製造工程の概要図等

目次どおりに  
付箋をつける

9

## 品質管理体制に係る資料

- 品質管理責任者が確認できる資料
- 社内の品質管理（製品製造時、製品規格、製品保管時など）に関する社内マニュアルなど

目次どおりに  
付箋をつける

10

### 再生資源納入証明書

令和〇年〇月〇日

（申請者） 殿

納入者 住所 神奈川県〇〇市〇〇町〇〇  
氏名 〇〇株式会社  
代表取締役 〇〇 〇〇  
電話番号(〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇

再生資源を次のとおり納入していることを証明します。

再生資源の原料	間伐材
再生資源の原料の発生場所	主に〇〇県内
再生資源の原料の処理方法	加工なし
再生資源の内容	間伐材
再生資源の納入量（実績及び納入予定）	〇〇 t

- 備考 1 再生資源とは、グリーン調達基準の別表第8に定める認定対象品目の評価基準（再生骨材等を除く）に掲げる再生資源をいいます。  
2 再生資源の原料が廃棄物に該当し、廃棄物処分業許可が必要となる場合は、当該許可証の写しを添付してください。

目次どおりに  
付箋をつける

11

## 建設リサイクル資材認定申請（新規）に係る関係書類

再生モルタル（申請書に添付する目次）	新規申請 付箋番号
* 必須書類	
1 建設リサイクル資材認定（新規）申請書	1
2 建設リサイクル資材の供給区域の申告書 （第1号様式別紙3）	2
3 法人の登記事項証明書の写し （申請日前3箇月以内のもの。）	3
4 その他添付書類等（会社案内 申請資材に係る広報資料等）	4
5 公的試験機関が行う環境に対する安全性に係る試験結果 （申請日前3箇月以内に行ったもの。）	1 (申請書による)
6 再生資源の含有率の根拠となる計算式等の資料	6
7 再生資源利用状況報告書 （第1号様式別紙1）	7
8 公的試験機関が行う品質・性能に係る試験結果（申請日前3箇月以内 に行ったもの。）又は適合する規格に係る認定書の写し	8
9 ①製造工場の全体配置図及び②写真、③再生資源及び④申請資材の保 管場所、⑤申請資材の製造工程の概要等の資料	9
10 品質管理体制に係る資料	10
* 以下については該当する場合提出が必要です。	
11 申請者以外が製造した再生資源を用いた資材は、再生資源納入証明書 （第1号様式別紙2）	11
12 JIS マーク製品においては、その製造工場が記載された日本産業規格 適合性認証書の写し	
13 ISO9001 認証取得工場においては、認証の写し及び認証の範囲を示 す書類の写し	
14 その他公的団体の認証評定取得工場においては、証明書類の写し	
15 資材を生産・販売するにあたって法令に関する証明が必要な場合は、 その証明書の写し	
16 グリーン調達基準の別表第8に定める再生木質ボードの評価基準に掲 げる再生資源以外の木質材料を用いた再生木質ボードの資材は、その合 法性及び持続可能性を証明する資料	

目次どおりに付箋をつける

建設リサイクル資材認定申請書

令和〇年〇月〇日

ポスト投函日

神奈川県県土整備局長 殿

申請者 住所 神奈川県〇〇市〇〇町〇〇  
 氏名 〇〇株式会社  
 代表取締役 〇〇 〇〇  
 電話番号 (〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇

神奈川県県土整備局建設リサイクル資材評価実施要領第5条第1項の規定により、建設リサイクル資材の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

申請資材の概要	認定対象品目名	再生モルタル		
	申請資材名	再生モルタル「〇〇」		
	寸法・規格等	セメント：砂 比 = 1 : 3		
評価基準の適合状況	環境に対する安全性	<input checked="" type="checkbox"/> a 特別管理（一般・産業）廃棄物を使用していない。 <input type="checkbox"/> b 公的試験機関の試験結果、公的規格等 （ ） <input checked="" type="checkbox"/> c 石綿を原料としていない。 <input type="checkbox"/> d 建物の内装材にあつては、建築基準法施行令第20条の7の技術基準で使用制限を受けない材料である。		
		再生資源	再生資源の内容	乾燥スラッジ微粉末
		再生資源の含有率	20%（別紙のとおり）	
	品質・性能	<input checked="" type="checkbox"/> 製品が県土整備局公共工事グリーン調達基準の別表第8に定める認定対象品目の評価基準に適合している。 （再生モルタル） <input checked="" type="checkbox"/> 再生資源が県土整備局公共工事グリーン調達基準の別表第8に定める認定対象品目の評価基準に適合している。 （乾燥スラッジ微粉末）		
	品質管理	製造工場	名称、所在地及び電話番号	〇〇株式会社〇〇工場 神奈川県〇〇市〇〇町〇〇 (〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇
公的規格等の取得状況			<input type="checkbox"/> J I Sの認証を取得している。 （ ） <input type="checkbox"/> I S O 9 0 0 1の認証を取得している。 （ ） <input type="checkbox"/> その他 （ ）	
品質管理責任者		工場長 〇〇 〇〇		
	その他	再生資源以外の木質材料の使用の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
環境負荷	<input checked="" type="checkbox"/> 再生資源を含有しない資材に比べ、エネルギー消費量の増大、地球温暖化物質の増加、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排吐等環境負荷が著しく増大しない。			

対象外

申請者の欠格事由	<input checked="" type="checkbox"/> 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条第5項第4号イからヌまで及び第14条第5項第2号イからヘまでのいずれにも該当しない。
申請理由等	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 資材の追加・変更 <input type="checkbox"/> 工場の追加・変更 <input type="checkbox"/> 再生資源の追加・変更 <input type="checkbox"/> その他評価基準の適合に影響を及ぼす変更 認定資材名、寸法・規格等、認定期間及び認定番号 ( )
その他添付書類等	・会社案内 ・申請資材のパフレット

連絡先	郵便番号	〒〇〇〇-〇〇〇〇	
	申請者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	神奈川県〇〇市〇〇町〇〇	
	申請者の氏名(法人にあっては、名称)	〇〇株式会社	
	担当所属	名称	〇〇〇課〇〇〇係
		電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
FAX番号		〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	

- 備考
- 「環境に対する安全性」欄は、該当する□内にレ印を記入の上、( )内に試験結果(原則として、申請日から起算して3か月以内に公的試験機関で行ったもの。)や適合する規格等を記入してください。
  - 「品質・性能」欄は、該当する□内にレ印を記入の上、( )内に試験結果(原則として、申請日から起算して3か月以内に公的試験機関で行ったもの。)や適合する規格等を記入してください。
  - 「製造工場」欄は、申請資材の製造工場すべてを記入するとともに、該当する□内にレ印を記入の上、適合する規格等を記入してください。
  - 「評価基準の適合状況」の「その他」欄は、評価基準の品目が再生木質ボードまたは再生集成材・合板に該当する場合に、該当する□内にレ印を記入してください。
  - 「環境負荷」欄は、該当する場合は、□内にレ印を記入してください。
  - 「申請者の欠格事由」欄は、該当する場合は、□内にレ印を記入してください。
  - 「申請理由等」欄は、該当する□内にレ印を記入し、新規申請以外は、( )内に認定資材名、寸法・規格等、認定期間及び認定番号を記入してください。
  - 「その他添付書類等」欄は、上記以外に添付する書類の名称を記入してください。
  - 連名で申請する場合は、「連絡先」欄は、申請者を代表する連絡先を記入してください。
  - 申請者は、正本及びその写しを提出してください。

目次どおりに付箋をつける

2

建設リサイクル資材の価供給区域の申告書

公共工事に供給する場合、供給区域の考え方は、次のとおりです。

申請資材名	寸法・規格等	供給区域
再生モルタル 「〇〇」	セメント：砂 比 = 1：3	<input type="checkbox"/> 神奈川県全域 <input checked="" type="checkbox"/> 区域限定 (津久井)
〃	セメント：砂 比 = 1：2	<input type="checkbox"/> 神奈川県全域 <input checked="" type="checkbox"/> 区域限定 (津久井)
		<input type="checkbox"/> 神奈川県全域 <input type="checkbox"/> 区域限定 ( )
		<input type="checkbox"/> 神奈川県全域 <input type="checkbox"/> 区域限定 ( )
		<input type="checkbox"/> 神奈川県全域 <input type="checkbox"/> 区域限定 ( )

- 備考 1 この書類は、資材の単価決定に当たって参考としますので、留意して作成してください。  
 なお、単価決定方法は、神奈川県県土整備局が定める設計単価の決定方法によります。  
 2 「供給区域」欄は、該当する□内にレ印を記入してください。「区域限定」にレ印を記入した場合は、次の区域名の中から該当する区域名を記入してください。

区域名	対象市町村
横浜	横浜市全域
川崎A	川崎市の川崎区、幸区
川崎B	川崎市の中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区
横須賀	横須賀市、三浦市、葉山町
逗子	逗子市
平塚	平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町
藤沢	鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町
小田原	小田原市
箱根	箱根町、真鶴町、湯河原町
相模原	相模原市（津久井区域を除く）、大和市、座間市
厚木	厚木市、海老名市、綾瀬市、愛川町、清川村
松田	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町
津久井	旧相模原市城山町、旧相模原市津久井町、旧相模原市相模湖町、旧相模原市藤野町

## 履歴事項全部証明書

(申請日前3ヶ月以内に法務局で入手したもの)  
共同企業体の場合、全ての会社分を添付してください

目次どおりに  
付箋をつける

3

## 会社案内、製品パンフレットなど

(ホームページ掲載の該当ページをプリントアウトしたものでも構いません)

目次どおりに  
付箋をつける

4

## 再生資源の含有率

再生資源（表 14-1 再生モルタルの再生資源）の含有率が結合剤の全使用量に対する質量比で 20%以上かつ、製品に対する質量比で 5%以上含有していることがわかるように記載してください

### 配合表

水 (kg/m <sup>3</sup> )	結合材		細骨材 (kg/m <sup>3</sup> )	その他 (kg/m <sup>3</sup> )	合計
	セメント (kg/m <sup>3</sup> )	混和材 (kg/m <sup>3</sup> )			
	A	B			C

(例)エコセメントを用いているため全質量を含有率の算定に含める※

《① 結合剤の全使用量に対する評価対象資材の質量比》  
 $A \div (A+B) \times 100 = \text{〇〇}\% \geq 20\%$

《② 製品の質量に対する評価対象資材の質量比》  
 $A \div C \times 100 = \text{〇〇}\% \geq 5\%$

目次どおりに  
付箋をつける

6

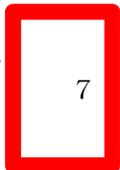
※使用している再生資源に応じて、記入内容を適宜変更してください

再生資源利用状況報告書

再生資源の原料の納入者の区分	<input type="checkbox"/> 申請者	<input checked="" type="checkbox"/> その他
再生資源の原料		第1号様式別紙2「再生資源納入証明書」のとおり
再生資源の原料の発生場所		
再生資源の原料の処理方法		
申請資材での年間の再生資源の使用量		〇〇 t（〇年度）
申請資材の年間の生産量		〇〇 t（〇年度）

- 備考 1 再生資源とは、グリーン調達基準の別表第8に定める認定対象品目の評価基準（再生骨材等を除く）に掲げる再生資源をいいます。
- 2 「再生資源の原料の納入者の区分」欄は、該当する□内にレ印を記入してください。「その他」にレ印を記入した場合は、納入者ごとに第1号様式別紙2「再生資源納入証明書」を添付してください。

目次どおりに  
付箋をつける



## 品質・性能を示す試験結果

公的試験機関において申請日前3ヶ月以内に実施された試験結果を添付してください。

試験方法、性能規定については表 14-2 を参照してください。

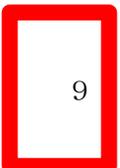
目次どおりに  
付箋をつける

8

- ①製造工場の全体配置図
- ②製造工場の写真
- ③再生資源及び申請資材の保管場所
- ④申請資材の製造工程の概要図等



目次どおりに  
付箋をつける



9

## 品質管理体制に係る資料

- 品質管理責任者が確認できる資料
- 社内の品質管理（製品製造時、製品規格、製品保管時など）に関する社内マニュアルなど

目次どおりに  
付箋をつける

10

## 再生資源納入証明書

令和〇年〇月〇日

（申請者） 殿

納入者 住所 神奈川県〇〇市〇〇町〇〇  
氏名 〇〇株式会社  
代表取締役 〇〇 〇〇  
電話番号(〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇

再生資源を次のとおり納入していることを証明します。

再生資源の原料	戻りコンクリート
再生資源の原料の発生場所	主に〇〇県内各工事現場
再生資源の原料の処理方法	分離、脱水、プレスし破碎する
再生資源の内容	乾燥スラッジ微粉末
再生資源の納入量（実績及び納入予定）	〇〇 t

- 備考 1 再生資源とは、グリーン調達基準の別表第8に定める認定対象品目の評価基準（再生骨材等を除く）に掲げる再生資源をいいます。
- 2 再生資源の原料が廃棄物に該当し、廃棄物処分業許可が必要となる場合は、当該許可証の写しを添付してください。

目次どおりに  
付箋をつける

## 建設リサイクル資材認定申請（新規）に係る関係書類

再生流動性埋戻材（申請書に添付する目次）	新規申請 付箋番号
* 必須書類	
1 建設リサイクル資材認定（新規）申請書	1
2 建設リサイクル資材の供給区域の申告書 （第1号様式別紙3）	2
3 法人の登記事項証明書の写し （申請日前3箇月以内のもの。）	3
4 その他添付書類等（会社案内 申請資材に係る広報資料等）	4
5 公的試験機関が行う環境に対する安全性に係る試験結果 （申請日前3箇月以内に行ったもの。）	5
6 再生資源の含有率の根拠となる計算式等の資料	6
7 再生資源利用状況報告書 （第1号様式別紙1）	7
8 公的試験機関が行う品質・性能に係る試験結果（申請日前3箇月以内 に行ったもの。）又は適合する規格に係る認定書の写し	8
9 ①製造工場の全体配置図及び②写真、③再生資源及び④申請資材の保 管場所、⑤申請資材の製造工程の概要等の資料	9
10 品質管理体制に係る資料	10
* 以下については該当する場合提出が必要です。	
11 申請者以外が製造した再生資源を用いた資材は、再生資源納入証明書 （第1号様式別紙2）	11
12 JIS マーク製品においては、その製造工場が記載された日本産業規格 適合性認証書の写し	
13 ISO9001 認証取得工場においては、認証の写し及び認証の範囲を示 す書類の写し	
14 その他公的団体の認証評定取得工場においては、証明書類の写し	
15 資材を生産・販売するにあたって法令に関する証明が必要な場合は、 その証明書の写し	15
16 グリーン調達基準の別表第8に定める再生木質ボードの評価基準に掲 げる再生資源以外の木質材料を用いた再生木質ボードの資材は、その合 法性及び持続可能性を証明する資料	(産業廃棄物処 分業許可証)

目次どおりに付箋をつける

建設リサイクル資材認定申請書

令和〇年〇月〇日

ポスト投函日

神奈川県県土整備局長 殿

申請者 住所 神奈川県〇〇市〇〇町〇〇  
 氏名 〇〇株式会社  
 代表取締役 〇〇 〇〇  
 電話番号 (〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇

神奈川県県土整備局建設リサイクル資材評価実施要領第5条第1項の規定により、建設リサイクル資材の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

申請資材の概要	認定対象品目名	再生流動性埋戻材	
	申請資材名	再生流動化処理土「〇〇」	
環境に対する安全性	寸法・規格等	最大粒径：13mm フロー値：110mm以上 プリーディング率：3%未満 一軸圧縮強度：200~600kN/m <sup>2</sup> ほか	
	再生資源	再生資源の内容	<input checked="" type="checkbox"/> a 特別管理（一般・産業）廃棄物を使用していない。 <input checked="" type="checkbox"/> b 公的試験機関の試験結果、公的規格等 （土壌溶出量調査、土壌含有量調査） <input type="checkbox"/> c 石綿を原料としていない。 <input type="checkbox"/> d 建物の内装材にあつては、建築基準法施行令第20条の7の技術基準で使用制限を受けない材料である。
再生資源の含有率		建設汚泥、高炉セメント	
品質・性能	再生資源の含有率	70%（別紙のとおり）	
	品質・性能	<input checked="" type="checkbox"/> 製品が県土整備局公共工事グリーン調達基準の別表第8に定める認定対象品目の評価基準に適合している。 （再生流動性埋戻材） <input checked="" type="checkbox"/> 再生資源が県土整備局公共工事グリーン調達基準の別表第8に定める認定対象品目の評価基準に適合している。 （建設汚泥、高炉セメント）	
品質管理	製造工場	名称、所在地及び電話番号	〇〇株式会社〇〇工場 神奈川県〇〇市〇〇町〇〇 (〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇
		公的規格等の取得状況	<input type="checkbox"/> J I Sの認証を取得している。 （ ） <input checked="" type="checkbox"/> I S O 9 0 0 1の認証を取得している。 （ ） <input type="checkbox"/> その他 （ ）
	品質管理責任者	工場長 〇〇 〇〇	
その他	再生資源以外の木質材料の使用の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
環境負荷	<input checked="" type="checkbox"/> 再生資源を含有しない資材に比べ、エネルギー消費量の増大、地球温暖化物質の増加、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出等環境負荷が著しく増大しない。		

申請者の欠格事由	<input checked="" type="checkbox"/> 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条第5項第4号イからヌまで及び第14条第5項第2号イからヘまでのいずれにも該当しない。
申請理由等	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 資材の追加・変更 <input type="checkbox"/> 工場の追加・変更 <input type="checkbox"/> 再生資源の追加・変更 <input type="checkbox"/> その他評価基準の適合に影響を及ぼす変更 認定資材名、寸法・規格等、認定期間及び認定番号 ( )
その他添付書類等	・会社案内 ・申請資材のパフレット

連絡先	郵便番号	〒〇〇〇-〇〇〇〇	
	申請者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	神奈川県〇〇市〇〇町〇〇	
	申請者の氏名(法人にあっては、名称)	〇〇株式会社	
	担当所属	名称	〇〇〇課〇〇〇係
		電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
FAX番号		〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	

- 備考
- 「環境に対する安全性」欄は、該当する□内にレ印を記入の上、( )内に試験結果(原則として、申請日から起算して3か月以内に公的試験機関で行ったもの。)や適合する規格等を記入してください。
  - 「品質・性能」欄は、該当する□内にレ印を記入の上、( )内に試験結果(原則として、申請日から起算して3か月以内に公的試験機関で行ったもの。)や適合する規格等を記入してください。
  - 「製造工場」欄は、申請資材の製造工場すべてを記入するとともに、該当する□内にレ印を記入の上、適合する規格等を記入してください。
  - 「評価基準の適合状況」の「その他」欄は、評価基準の品目が再生木質ボードまたは再生集成材・合板に該当する場合に、該当する□内にレ印を記入してください。
  - 「環境負荷」欄は、該当する場合は、□内にレ印を記入してください。
  - 「申請者の欠格事由」欄は、該当する場合は、□内にレ印を記入してください。
  - 「申請理由等」欄は、該当する□内にレ印を記入し、新規申請以外は、( )内に認定資材名、寸法・規格等、認定期間及び認定番号を記入してください。
  - 「その他添付書類等」欄は、上記以外に添付する書類の名称を記入してください。
  - 連名で申請する場合は、「連絡先」欄は、申請者を代表する連絡先を記入してください。
  - 申請者は、正本及びその写しを提出してください。



建設リサイクル資材の価供給区域の申告書

公共工事に供給する場合、供給区域の考え方は、次のとおりです。

申請資材名	寸法・規格等	供給区域
再生流動化処理土 「〇〇」	最大粒径：13mm フロー値：110mm以上 プリーディング率：3%未満 一軸圧縮強度：200～600kN/m <sup>2</sup>	<input type="checkbox"/> 神奈川県全域 <input checked="" type="checkbox"/> 区域限定 (津久井)
〃	最大粒径：40mm フロー値：110mm以上 プリーディング率：1%未満 一軸圧縮強度：200～600kN/m <sup>2</sup>	<input type="checkbox"/> 神奈川県全域 <input checked="" type="checkbox"/> 区域限定 (津久井)
		<input type="checkbox"/> 神奈川県全域 <input type="checkbox"/> 区域限定 ( )
		<input type="checkbox"/> 神奈川県全域 <input type="checkbox"/> 区域限定 ( )
		<input type="checkbox"/> 神奈川県全域 <input type="checkbox"/> 区域限定 ( )

- 備考 1 この書類は、資材の単価決定に当たって参考としますので、留意して作成してください。  
 なお、単価決定方法は、神奈川県県土整備局が定める設計単価の決定方法によります。  
 2 「供給区域」欄は、該当する□内にレ印を記入してください。「区域限定」にレ印を記入した場合は、次の区域名の中から該当する区域名を記入してください。

区域名	対象市町村
横浜	横浜市全域
川崎A	川崎市の川崎区、幸区
川崎B	川崎市の中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区
横須賀	横須賀市、三浦市、葉山町
逗子	逗子市
平塚	平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町
藤沢	鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町
小田原	小田原市
箱根	箱根町、真鶴町、湯河原町
相模原	相模原市（津久井区域を除く）、大和市、座間市
厚木	厚木市、海老名市、綾瀬市、愛川町、清川村
松田	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町
津久井	旧相模原市城山町、旧相模原市津久井町、旧相模原市相模湖町、旧相模原市藤野町

## 履歴事項全部証明書

(申請日前3ヶ月以内に法務局で入手したもの)  
共同企業体の場合、全ての会社分を添付してください

目次どおりに  
付箋をつける

3

## 会社案内、製品パンフレットなど

(ホームページ掲載の該当ページをプリントアウトしたものでも構いません)

目次どおりに  
付箋をつける

4

# 分析結果報告書

(申請日前3ヶ月以内に行った含有試験、溶出試験の結果を添付)

目次どおりに  
付箋をつける

5

## 再生資源の含有率一覧表

(任意様式)

以下のいずれかの含有率に適合していることがわかるように記載してください。

- a. 表 15-1 に定める再生流動性埋戻材のうち、「土砂等」の再生資源を、土砂等の全使用量に対する質量比で 70%以上使用していること
- b. 表 15-1 に定める再生流動性埋戻材の再生資源を質量比で 70%以上使用していること

目次どおりに  
付箋をつける

6

再生資源利用状況報告書

再生資源の原料の納入者の区分	<input type="checkbox"/> 申請者	<input checked="" type="checkbox"/> その他
再生資源の原料		第1号様式別紙2「再生資源納入証明書」のとおり <sup>(注)</sup>  (注)エコセメントや高炉セメント、フライアッシュセメントを使用する場合は、それぞれ「JIS R 5214 エコセメント」「JIS R 5211 高炉セメント」「JIS R 5213 フライアッシュセメント」と記入してください。
再生資源の原料の発生場所		
再生資源の原料の処理方法		
申請資材での年間の再生資源の使用量		
申請資材の年間の生産量		〇〇 t（〇年度）

- 備考 1 再生資源とは、グリーン調達基準の別表第8に定める認定対象品目の評価基準（再生骨材等を除く）に掲げる再生資源をいいます。
- 2 「再生資源の原料の納入者の区分」欄は、該当する□内にレ印を記入してください。「その他」にレ印を記入した場合は、納入者ごとに第1号様式別紙2「再生資源納入証明書」を添付してください。

目次どおりに  
付箋をつける

7

# 公的試験機関が行う品質・性能に係る試験結果

申請日前3ヶ月以内に交付された試験結果の写しを添付してください

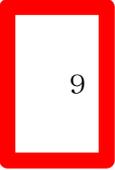
目次どおりに  
付箋をつける

8

- ①製造工場の全体配置図
- ②製造工場の写真
- ③再生資源及び申請資材の保管場所
- ④申請資材の製造工程の概要図等



目次どおりに  
付箋をつける



9

## 品質管理体制に係る資料

- 品質管理責任者が確認できる資料
- 社内の品質管理（製品製造時、製品規格、製品保管時など）に関する社内マニュアルなど

目次どおりに  
付箋をつける

10

### 再生資源納入証明書

令和〇年〇月〇日

(申請者) 殿

エコセメントや高炉セメント、フライアッシュセメントを使用する場合は不要です

納入者 住所 神奈川県〇〇市〇〇町〇〇  
氏名 〇〇株式会社  
代表取締役 〇〇 〇〇  
電話番号(〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇

再生資源を次のとおり納入していることを証明します。

再生資源の原料	建設汚泥
再生資源の原料の発生場所	主に〇〇県内各工事現場
再生資源の原料の処理方法	分離、脱水、プレスし破碎する
再生資源の内容	再生改良土、建設汚泥処理水
再生資源の納入量（実績及び納入予定）	〇〇 t

- 備考 1 再生資源とは、グリーン調達基準の別表第8に定める認定対象品目の評価基準（再生骨材等を除く）に掲げる再生資源をいいます。  
2 再生資源の原料が廃棄物に該当し、廃棄物処分業許可が必要となる場合は、当該許可証の写しを添付してください。

目次どおりに  
付箋をつける

11

産業廃棄物処分量許可証  
産業廃棄物処理施設設置許可証 など

(最新版の写しを添付してください)

目次どおりに  
付箋をつける

15

## 建設リサイクル資材認定申請（新規）に係る関係書類

再生生コンクリート（申請書に添付する目次）	新規申請 付箋番号
* 必須書類	
1 建設リサイクル資材認定（新規）申請書	1
2 建設リサイクル資材の供給区域の申告書 （第1号様式別紙3）	2
3 法人の登記事項証明書の写し （申請日前3箇月以内のもの。）	3
4 その他添付書類等（会社案内 申請資材に係る広報資料等）	4
5 公的試験機関が行う環境に対する安全性に係る試験結果 （申請日前3箇月以内に行ったもの。）	1 (申請書による)
6 再生資源の含有率の根拠となる計算式等の資料	6
7 再生資源利用状況報告書 （第1号様式別紙1）	7
8 公的試験機関が行う品質・性能に係る試験結果（申請日前3箇月以内 に行ったもの。）又は適合する規格に係る認定書の写し	8
9 ①製造工場の全体配置図及び②写真、③再生資源及び④申請資材の保 管場所、⑤申請資材の製造工程の概要等の資料	9
10 品質管理体制に係る資料	10
* 以下については該当する場合提出が必要です。	
11 申請者以外が製造した再生資源を用いた資材は、再生資源納入証明書 （第1号様式別紙2）	
12 JIS マーク製品においては、その製造工場が記載された日本産業規格 適合性認証書の写し	12
13 ISO9001 認証取得工場においては、認証の写し及び認証の範囲を示 す書類の写し	
14 その他公的団体の認証評定取得工場においては、証明書類の写し	
15 資材を生産・販売するにあたって法令に関する証明が必要な場合は、 その証明書の写し	
16 グリーン調達基準の別表第8に定める再生木質ボードの評価基準に掲 げる再生資源以外の木質材料を用いた再生木質ボードの資材は、その合 法性及び持続可能性を証明する資料	

目次どおりに付箋をつける

建設リサイクル資材認定申請書

令和〇年〇月〇日

神奈川県県土整備局長 殿

ポスト投函日

申請者 住所 神奈川県〇〇市〇〇町〇〇  
 氏名 〇〇株式会社  
 代表取締役 〇〇 〇〇  
 電話番号 (〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇

神奈川県県土整備局建設リサイクル資材評価実施要領第5条第1項の規定により、建設リサイクル資材の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

申請資材の概要	認定対象品目名	再生生コンクリート	
	申請資材名	再生生コンクリート「〇〇」	
評価基準の適合状況	寸法・規格等	24-15-20-N 24-18-20-N JIS A 5308	
	環境に対する安全性	<input checked="" type="checkbox"/> a 特別管理（一般・産業）廃棄物を使用していない。 <input type="checkbox"/> b 公的試験機関の試験結果、公的規格等（ ） <input type="checkbox"/> c 石綿を原料としていない。 <input type="checkbox"/> d 建物の内装材にあっては、建築基準法施行令第20条の7の技術基準で使用制限を受けない材料である。	
品質・性能	再生資源	再生資源の内容	乾燥スラッジ微粉末
	再生資源	再生資源の含有率	20%（別紙のとおり）
品質管理	製造工場	名称、所在地及び電話番号	〇〇株式会社〇〇工場 神奈川県〇〇市〇〇町〇〇 (〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇
		公的規格等の取得状況	<input checked="" type="checkbox"/> JISの認証を取得している。 （「JIS A 5308 レディーミクストコンクリート」） <input type="checkbox"/> ISO9001の認証を取得している。 （ ） <input type="checkbox"/> その他 （ ）
	品質管理責任者	工場長 〇〇 〇〇	
	その他	再生資源以外の木質材料の使用の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
環境負荷	<input checked="" type="checkbox"/> 再生資源を含有しない資材に比べ、エネルギー消費量の増大、地球温暖化物質の増加、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排吐等環境負荷が著しく増大しない。		

申請者の欠格事由	<input checked="" type="checkbox"/> 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条第5項第4号イからヌまで及び第14条第5項第2号イからヘまでのいずれにも該当しない。
申請理由等	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 資材の追加・変更 <input type="checkbox"/> 工場の追加・変更 <input type="checkbox"/> 再生資源の追加・変更 <input type="checkbox"/> その他評価基準の適合に影響を及ぼす変更 認定資材名、寸法・規格等、認定期間及び認定番号 ( )
その他添付書類等	・会社案内 ・申請資材のパフレット

連絡先	郵便番号	〒〇〇〇-〇〇〇〇	
	申請者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	神奈川県〇〇市〇〇町〇〇	
	申請者の氏名(法人にあっては、名称)	〇〇株式会社	
	担当所属	名称	〇〇〇課〇〇〇係
		電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
FAX番号		〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	

- 備考
- 「環境に対する安全性」欄は、該当する□内にレ印を記入の上、( )内に試験結果(原則として、申請日から起算して3か月以内に公的試験機関で行ったもの。)や適合する規格等を記入してください。
  - 「品質・性能」欄は、該当する□内にレ印を記入の上、( )内に試験結果(原則として、申請日から起算して3か月以内に公的試験機関で行ったもの。)や適合する規格等を記入してください。
  - 「製造工場」欄は、申請資材の製造工場すべてを記入するとともに、該当する□内にレ印を記入の上、適合する規格等を記入してください。
  - 「評価基準の適合状況」の「その他」欄は、評価基準の品目が再生木質ボードまたは再生集成材・合板に該当する場合に、該当する□内にレ印を記入してください。
  - 「環境負荷」欄は、該当する場合は、□内にレ印を記入してください。
  - 「申請者の欠格事由」欄は、該当する場合は、□内にレ印を記入してください。
  - 「申請理由等」欄は、該当する□内にレ印を記入し、新規申請以外は、( )内に認定資材名、寸法・規格等、認定期間及び認定番号を記入してください。
  - 「その他添付書類等」欄は、上記以外に添付する書類の名称を記入してください。
  - 連名で申請する場合は、「連絡先」欄は、申請者を代表する連絡先を記入してください。
  - 申請者は、正本及びその写しを提出してください。

目次どおりに付箋をつける

再生資源利用状況報告書

2

再生資源の原料の納入者の区分	<input type="checkbox"/> 申請者	<input checked="" type="checkbox"/> その他
再生資源の原料		第1号様式別紙2「再生資源納入証明書」のとおり
再生資源の原料の発生場所		
再生資源の原料の処理方法		
申請資材での年間の再生資源の使用量		〇〇 t（〇年度）
申請資材の年間の生産量		〇〇 t（〇年度）

- 備考 1 再生資源とは、グリーン調達基準の別表第8に定める認定対象品目の評価基準（再生骨材等を除く）に掲げる再生資源をいいます。
- 2 「再生資源の原料の納入者の区分」欄は、該当する□内にレ印を記入してください。「その他」にレ印を記入した場合は、納入者ごとに第1号様式別紙2「再生資源納入証明書」を添付してください。

## 履歴事項全部証明書

(申請日前3ヶ月以内に法務局で入手したもの)  
共同企業体の場合、全ての会社分を添付してください

目次どおりに  
付箋をつける

3

## 会社案内、製品パンフレットなど

(ホームページ掲載の該当ページをプリントアウトしたものでも構いません)

目次どおりに  
付箋をつける

4

## 再生資源の含有率

### a.再生資源として「骨材」を用いる場合

配合表

水 (kg/m <sup>3</sup> )	結合材		細骨材 (kg/m <sup>3</sup> )	うち再生資 源	粗骨材 (kg/m <sup>3</sup> )	うち再生 資源	混和剤 (kg/m <sup>3</sup> )
	セメント (kg/m <sup>3</sup> )	混和材 (kg/m <sup>3</sup> )					
			A	a	B	b	

(例)再生資源としてコンクリート用の高炉スラグ骨材を用いている※

$$\begin{aligned} \text{再生資源の含有率} &= (a+b) \div (A+B) \\ &= \text{〇〇}\% \geq 15\% \end{aligned}$$

目次どおりに  
付箋をつける

6

### b.再生資源として「混和材」又は「セメント」を用いる場合

配合表

水 (kg/m <sup>3</sup> )	結合材		細骨材 (kg/m <sup>3</sup> )	粗骨材 (kg/m <sup>3</sup> )	混和剤 (kg/m <sup>3</sup> )
	セメント (kg/m <sup>3</sup> )	混和材 (kg/m <sup>3</sup> )			
	C	D			

(例)再生資源として乾燥スラッジ微粉末を用いている※

$$\begin{aligned} \text{再生資源の含有率} &= D \div (C+D) \\ &= \text{〇〇}\% \geq 20\% \end{aligned}$$

### c.再生資源として「骨材」「混和材」「セメント」を用いる場合

配合表

水 (kg/m <sup>3</sup> )	セメント (kg/m <sup>3</sup> )	結合材		細骨材 (kg/m <sup>3</sup> )	うち再生 資源	粗骨材 (kg/m <sup>3</sup> )	うち再 生資源	混和剤 (kg/m <sup>3</sup> )
		うち再生資 源	混和材 (kg/m <sup>3</sup> )					
E	C	c	D	A	a	B	b	F

(例)再生資源として高炉セメント C 種、高炉スラグ骨材を用いている※

$$\begin{aligned} \text{再生資源の含有率} &= (c+a+b) \div (A+B+C+D+E+F) \\ &= \text{〇〇}\% \geq 10\% \end{aligned}$$

※使用している再生資源に応じて、記入内容を適宜変更してください

## 再生資源納入証明書

令和〇年〇月〇日

（申請者） 殿

納入者 住所 神奈川県〇〇市〇〇町〇〇  
氏名 〇〇株式会社  
代表取締役 〇〇 〇〇  
電話番号(〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇

再生資源を次のとおり納入していることを証明します。

再生資源の原料	戻りコンクリート
再生資源の原料の発生場所	主に〇〇県内各工事現場
再生資源の原料の処理方法	分離、脱水、プレスし破碎する
再生資源の内容	乾燥スラッジ微粉末
再生資源の納入量（実績及び納入予定）	〇〇 t

- 備考 1 再生資源とは、グリーン調達基準の別表第8に定める認定対象品目の評価基準（再生骨材等を除く）に掲げる再生資源をいいます。  
2 再生資源の原料が廃棄物に該当し、廃棄物処分業許可が必要となる場合は、当該許可証の写しを添付してください。

目次どおりに  
付箋をつける

7

# 公的試験機関が行う品質・性能に係る試験結果

申請日前3ヶ月以内に交付された試験結果の写しを添付してください

もしくは、

# 日本産業規格適合性認証書

有効期限内の最新の認証書の写しを添付してください

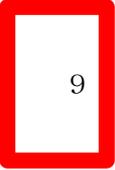
目次どおりに  
付箋をつける

8

- ①製造工場の全体配置図
- ②製造工場の写真
- ③再生資源及び申請資材の保管場所
- ④申請資材の製造工程の概要図等



目次どおりに  
付箋をつける



9

## 品質管理体制に係る資料

- 品質管理責任者が確認できる資料
- 社内の品質管理（製品製造時、製品規格、製品保管時など）に関する社内マニュアルなど

目次どおりに  
付箋をつける

10

### 再生資源納入証明書

令和〇年〇月〇日

（申請者） 殿

納入者 住所 神奈川県〇〇市〇〇町〇〇  
氏名 〇〇株式会社  
代表取締役 〇〇 〇〇  
電話番号(〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇

再生資源を次のとおり納入していることを証明します。

再生資源の原料	戻りコンクリート
再生資源の原料の発生場所	神奈川県内
再生資源の原料の処理方法	分級、脱水、破砕乾燥処理
再生資源の内容	乾燥スラッジ微粉末
再生資源の納入量（実績及び納入予定）	〇〇 t

- 備考 1 再生資源とは、グリーン調達基準の別表第8に定める認定対象品目の評価基準（再生骨材等を除く）に掲げる再生資源をいいます。  
2 再生資源の原料が廃棄物に該当し、廃棄物処分業許可が必要となる場合は、当該許可証の写しを添付してください。

目次どおりに  
付箋をつける

11

# 日本産業規格適合性認証書

有効期限内の最新の JIS A 5308 の認証書の写しを添付してください

目次どおりに  
付箋をつける

12

## 5 コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領

### コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領

(昭和 63 年 3 月 31 日検指第 486 号土木部長通知)

改正 平 10.3.31 11.6.1 15.4.1 16.9.8 (題名改正) 17.3.7 19.12.19 22.4.1  
24.5.22 28.3.1 28.8.24 31.3.27  
令 1.6.21 2.3.25 3.3.17 5.3.7

#### 第 1 章 総 則

(目 的)

**第 1 条** この要領は、神奈川県県土整備局が発注する建設工事によって生ずるコンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱いを定めることにより、資源の有効な利用及び廃棄物の適正な処理を図り、もって公共事業の円滑な推進に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

**第 2 条** この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) コンクリート塊等 建設工事に伴って副次的に得られるコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び路盤廃材をいう。
- (2) 指定工場 第 7 条第 2 項の登録・認定証の交付を受けた工場をいう。
- (3) 再生資源 県土整備局公共工事グリーン調達基準（以下「グリーン調達基準」という。）の別表第 8 に定める認定対象品目の評価基準（以下「評価基準」という。）表 2-1 に掲げる再生資源をいう。
- (4) 建設リサイクル資材 グリーン調達基準の別表第 7 に定める認定対象品目（以下「認定対象品目」という。）のうち、「再生骨材等」の資材をいう。
- (5) 申請者 神奈川県県土整備局が発注する建設工事によって生ずるコンクリート塊等の処理をし、第 3 条の登録及び認定を受けようとする者をいう。

(登録及び認定の要件)

**第 3 条** 県土整備局長は、コンクリート塊等の処理等及び建設リサイクル資材の製造等について、次の各号の要件のいずれにも該当すると認めるときは、コンクリート塊等処理指定工場及び建設リサイクル認定資材（以下「認定資材」という。）として、登録及び認定をすることができる。

- (1) コンクリート塊等の処理について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 14 条第 6 項の産業廃棄物処分業の許可及び同法第 15 条第 1 項の産業廃棄物処理施設設置の許可、同法第 15 条の 4 において準用する同法第 9 条の 5 第 1 項の産業廃棄物処理施設譲受け（借受け）の許可又は同法第 15 条の 4 において準用する同法第 9 条の 6 第 1 項の合併（分割）の認可を受けていること。
- (2) コンクリート塊等の受取料は神奈川県県土整備局が積算に用いる設計単価を基準とし、コンクリート塊等の受取場所は指定工場であること。
- (3) コンクリート塊等を適切な方法をもって正確に検収するとともに、当該コンクリート塊等の種類ごとの処理量に対応した貯蔵所を確保し、適切な保管、処理が可能であること。
- (4) 建設リサイクル資材が評価基準に適合すること。
- (5) 建設リサイクル資材が建設資材として利用することが妥当であること。
- (6) 建設リサイクル資材が再生資源を有しない資材に比べ、エネルギー消費量の増大、地球温暖化物質の増加、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出等環境負荷が著しく増加し

ないこと。

- (7) 建設リサイクル資材の寸法・規格等ごとの貯蔵管理が可能であること。
- (8) コンクリート塊等の搬入及び建設リサイクル資材の搬出業務が夜間も可能であること。ただし、特別に認めた場合は、この限りでない。

(指定工場の登録及び建設リサイクル資材の募集)

**第4条** 指定工場の登録及び建設リサイクル資材の募集は、別に期間を定めて行う。

(申請等)

**第5条** 申請者は、第4条の募集の期間内に、コンクリート塊等処理指定工場登録・建設リサイクル資材認定申請書（第1号様式）により次の書類を添えて県土整備局長に提出しなければならない。

- (1) 建設リサイクル資材の供給区域の申告書（第1号様式別紙2）
- (2) 法人の登記事項証明書の写し（申請日前3箇月以内のもの。）
- (3) 再生資源の含有率の根拠となる計算式等の資料
- (4) コンクリート塊等受入・建設リサイクル資材販売状況報告書（第5号様式）
- (5) 公的試験機関が行う品質・性能に係る試験結果（申請日前3箇月以内に行ったもの。）
- (6) 廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処分業許可証の写し及び産業廃棄物処理施設設置許可証の写し
- (7) 工場の全体配置図及び写真、再生資源及び申請した建設リサイクル資材（以下「申請資材」という。）の保管場所、申請資材の製造工程の概要、プラント設備、重機械等の処理能力及び数量等の資料
- (8) 夜間の搬入、搬出についての付近住民への説明結果報告書
- (9) 品質管理体制に係る資料
- (10) 申請者以外が製造した再生資源（JIS A 5015 道路用鉄鋼スラグ及びJIS A 5032 一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を熔融固化した道路用熔融スラグに限る。）を用いた資材は、再生資源納入証明書（第1号様式別紙1）
- (11) 国際標準化機構が定めた規格（以下「国際規格」という。）ISO9001 認証取得工場においては、認証の写し及び認証の範囲を示す書類
- (12) その他公的団体の認証評定取得工場においては、証明書類の写し
- (13) その他県土整備局長が必要と認めた書類

2 申請者が、当該申請の一部又は全部を取り下げようとするときは、コンクリート塊等処理指定工場登録・建設リサイクル資材認定申請取下げ書（第2号様式）を提出しなければならない。

3 申請者は、第1項の申請にあたって、試験結果のねつ造、事実と異なる申告等の不誠実な行為をしてはならない。

(登録及び認定の欠格事由)

**第6条** 次の各号のいずれかに該当する者は、申請者になることができない。

- (1) 廃棄物処理法第7条第5項第4号イからヌまで及び第14条第5項第2号イからヘまでのいずれかに該当する者。
- (2) その他県土整備局長が公益上特に不相当と認めた者。

(登録及び認定等)

**第7条** 県土整備局長は、第3条の登録及び認定にあたり、神奈川県県土整備局建設リサイクル資材評価委員会（以下「評価委員会」という。）の意見（建設リサイクル資材に限る。）を聴くことができる。

- 2 県土整備局長は、第3条の規定により登録及び認定をしたときは、申請者に対し、コンクリート塊等処理指定工場（更新）登録証・建設リサイクル資材（更新）認定証（第3号様式。以下「登録・認定証」という。）を交付するとともに、その旨を公表するものとする。
- 3 登録及び認定の有効期間は、登録・認定証の交付の日から5年とする。ただし、申請者から5年に満たない期間を指定して申請があった場合は、その期間に短縮することができる。
- 4 第2項の規定により登録・認定証の交付を受けた者（以下「登録・認定事業者」という。）は、認定を受けた旨の表示を当該認定資材に付すことができる。
- 5 評価基準の変更により、評価委員会の意見を聴いた上で評価基準に適合しなくなったと認められた認定資材については、従前の認定の効力を失うものとし、県土整備局長は、その旨を当該登録・認定事業者に通知し、速やかに公表するものとする。
- 6 県土整備局長は、認定資材の利用により生じた損害に対する責任を負わない。

（登録及び認定の更新）

**第8条** 登録・認定事業者は、登録及び認定の有効期間を経過した後も引き続き登録及び認定の効力を存続させようとするときは、有効期間の満了する日の120日前から30日前までの間に、コンクリート塊等処理指定工場登録・建設リサイクル資材認定更新申請書（第4号様式）を県土整備局長に次の書類を添えて更新の申請をしなければならない。

- (1) 建設リサイクル資材の供給区域の申告書（第1号様式別紙2）
  - (2) 法人の登記事項証明書の写し（申請日前3箇月以内のもの。）
  - (3) 再生資源の含有率の根拠となる計算式等の資料
  - (4) 公的試験機関が行う品質・性能に係る試験結果（申請日前1年以内に行ったもの。）
  - (5) 廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処分業許可証の写し及び産業廃棄物処理施設設置許可証の写し
  - (6) 指定工場の全体配置図及び写真、再生資源及び申請資材の保管場所、申請資材の製造工程の概要、プラント設備、重機械等の処理能力及び数量等の資料
  - (7) 夜間の搬入、搬出についての付近住民への説明結果報告書
  - (8) 品質管理体制に係る資料
  - (9) 申請者以外が製造した再生資源（JIS A 5015 道路用鉄鋼スラグ及びJIS A 5032 一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を熔融固化した道路用熔融スラグに限る。）を用いた資材は、再生資源納入証明書（第1号様式別紙1）
  - (10) 国際規格 ISO9001 認証取得工場においては、認証の写し及び認証の範囲を示す書類
  - (11) その他公的団体の認証評定取得工場においては、証明書類の写し
  - (12) その他県土整備局長が必要と認めた書類
- 2 第3条、第5条第3項、第6条及び前条第2項から第6項までの規定は、前項の登録及び認定の更新の申請について準用する。この場合において、第7条第3項中「登録・認定証の交付の日」とあるのは「有効期間の満了の日の翌日」と読み替えるものとする。
  - 3 第1項の更新の申請があった場合において、登録及び認定の有効期間の満了の日までに当該申請に対する審査が終了しないときは、従前の登録及び認定は、登録・認定の有効期間の満了後もその審査が終了するまでの間は、なおその効力を有するものとする。

（横浜市登録業者の登録及び認定の更新等）

**第8条の2** 横浜市の「がれき類の再資源化施設に関する事務取扱要領」（以下「横浜市要領」という。）第3条により「登録施設」としての登録を受けた工場は、横浜市要領第5条第2項の承認書又は第7条第2項の承認書の写しを添付することにより、前条第1項第4号、第5号、第6号及び第8号（第4号、第6号及び第8号は、第2条第4号の再生骨材等が、横浜市要領第2条第2号の再生材の品目として同要領第3条の登録を受けたものに限る。）の書類を省略することができる。この場合、横浜市登録業者から横浜市へ提出された、横浜市登録業者の情報を横浜市と神奈川県で共有することについての承諾書の

写しも合わせて提出しなければならない。

- 2 前項の規定は、横浜市要領第5条の2第1項を適用し、登録を受けたもの又は登録の更新を受けたものについては、適用しない。
- 3 第1項を適用し更新を受けるものは、前条第2項の規定により第7条第3項の規定を準用する場合において、同項中「5年とする。」とあるのは「横浜市要領第5条第2項の承認書又は同要領第7条第2項の承認書の登録期間までとする。」と読み替えるものとする。
- 4 第1項を適用し更新を受けたもの（第2条第4号の再生骨材等が、横浜市要領第2条第2号の再生材の品目として同要領第3条の登録を受けたものに限る。）は、第9条第2項及び第3項の規定は適用しない。

（登録・認定事業者の義務等）

**第9条** 登録・認定事業者は、当該認定資材が評価基準に適合するように、品質の維持管理に努めなければならない。

- 2 登録・認定事業者は、前年度のコンクリート塊等の受入及び認定資材の状況（登録及び認定を受けた年度の状況は除く。）について、毎年4月末日までにコンクリート塊等受入・建設リサイクル資材販売状況報告書（第5号様式以下「報告書」という。）を県土整備局長に提出しなければならない。
- 3 登録・認定事業者は、次の各号により建設リサイクル資材の試験を実施し、試験の成績書を県土整備局長に提出しなければならない。
  - (1) 公的試験機関で行うものについては、あらかじめ県土整備局長に連絡の上、実施すること。
  - (2) 公的試験機関以外で行うものについては、前号の規定による試験を実施した月を除き、実施すること。
- 4 前項の試験の項目及び規格値は別表第1及び別表第2、実施回数は別表第3及び別表第4のとおりとする。

（変更届・承継届・廃止届）

**第10条** 登録・認定事業者は、次の各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から30日以内に、コンクリート塊等処理指定工場・建設リサイクル資材変更届（第6号様式。以下「変更届」という。）を県土整備局長に提出しなければならない。

- (1) 登録・認定事業者の氏名、住所、電話番号又は連絡先（法人にあっては、名称、代表者、主たる事務所の所在地、電話番号又は連絡先）
- (2) 指定工場の名称、電話番号又は品質管理責任者
- 2 登録・認定事業者から相続、合併又は分割により、当該登録・認定に係る権利を承継し、引き続き当該コンクリート塊等の処理及び認定資材の製造を行おうとする者（第3条に定める要件を満たすと認められた者に限る。）は、その日から30日以内に、コンクリート塊等処理指定工場・建設リサイクル資材承継届（第6号様式の2。以下「承継届」という。）を県土整備局長に提出しなければならない。
- 3 登録・認定事業者は、次の各号のいずれかに該当したときは、その日から30日以内に、コンクリート塊等処理指定工場・建設リサイクル資材廃止届（第7号様式。以下「廃止届」という。）を県土整備局長に提出しなければならない。
  - (1) 当該コンクリート塊等の処理及び認定資材の製造を止めたとき。
  - (2) 当該認定資材について品質上の欠陥又は安全上の問題が生じたとき。
- 4 県土整備局長は、前2項の規定により承継届及び廃止届の提出があったときは、その旨を公表するものとする。

(登録及び認定の取消し等)

**第 11 条** 県土整備局長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録及び認定を取り消すことができる。

- (1) 認定資材の品質欠陥により利用上著しい支障を生じたとき又はおそれがあるとき。
  - (2) 認定資材が登録・認定事業者の責めに帰すべき理由により評価基準に適合しなくなったとき。
  - (3) 第 5 条第 1 項の規定による申請に際し不誠実な行為があったと認められたとき。
  - (4) 登録・認定事業者が第 6 条各号のいずれかに該当することが明らかになったとき。
  - (5) その他県土整備局長が不相当と認めたとき。
- 2 県土整備局長は、次の各号のいずれかに該当するときは、6 箇月の範囲内で、期間を定めて登録及び認定の効力を停止することができる。
- (1) 認定資材が評価基準に適合しないおそれがあると認められるとき。
  - (2) 登録・認定事業者が第 9 条第 1 項の品質の維持管理を怠ったとき。
  - (3) 登録・認定事業者が第 9 条第 2 項の報告書の提出を行わなかったとき又は報告書に虚偽の記載を行ったとき。
  - (4) 登録・認定事業者が第 9 条第 3 項の規定による試験を怠ったとき。
  - (5) 登録・認定事業者が第 10 条第 1 項から第 3 項の規定に違反して届け出を怠ったとき。
  - (6) 登録・認定事業者が近隣住民に迷惑をかける等公共事業の協力者として不適格と認められたとき。
  - (7) その他県土整備局長が不相当と認めたとき。
- 3 県土整備局長は、第 1 項又は第 2 項の規定により登録及び認定の取消し又は効力の停止をしたときは、その旨を登録・認定事業者に通知し、速やかに公表するものとする。
- 4 第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定により登録及び認定が取消された者は、取消しの通知がされた日から 5 年を経過した後でなければ、第 5 条第 1 項の申請ができないものとする。

(立入検査等)

**第 12 条** 県土整備局長は、この制度の運用の必要な限度において、申請者又は登録・認定事業者に対し、次の各号に掲げる事項について協力を求めるものとする。

- (1) 第 5 条第 1 項の規定により申請した建設リサイクル資材（以下「申請資材」という。）又は認定資材について、製造等の方法その他県土整備局長が必要と認める事項に関する報告を行い、又は試験を実施してその結果を報告すること。
  - (2) 職員に、申請資材の製造等を行う工場又は指定工場に立ち入らせ、これらの製造の状況その他県土整備局長が必要と認める事項に関し、設備、帳簿、書類その他物件の調査（以下「立入検査」という。）をさせること。
- 2 前項第 2 号の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示するものとする。

## 第 2 章 コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材の利用に関する取扱基準

(コンクリート塊等の種類、規格、料金)

**第 13 条** 工事請負人が指定工場に搬入するコンクリート塊等の種類、規格及び受取料金等は、次のとおりとする。

- (1) 指定工場に搬入するコンクリート塊等の種類 コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び路盤廃材とする。
- (2) 規格 最大辺 50 cm以下に小割りしたものとする。
- (3) 受取料金 積算に用いる設計単価を基準とする。
- (4) その他 疑義のあるコンクリート塊等について工事請負人は、登録・認定事業者と協議す

るものとする。

(コンクリート塊等搬入手続き等)

- 第 14 条** 工事請負人は、請け負った工事からコンクリート塊等が発生する場合は、廃棄物処理法の定めるところにより責任をもって指定工場に搬入しなければならない。この場合において、工事請負人は、コンクリート塊等搬入(変更)計画書(参考様式)を参照して、コンクリート塊等の搬入日時、数量等について、あらかじめ登録・認定事業者と連絡をとらなければならない。
- 2 工事請負人は、前項の規定による搬入にあたっては、搬入先その他のコンクリート塊等の再資源化に関する内容(再生資源利用促進計画書)を記載した施工計画書を工事監督員に提出しなければならない。この場合において、コンクリート塊等の処理能力等により工事監督員の指示がある場合は、それに基づき再度協議し、提出しなければならない。
  - 3 工事請負人は、当該工事で発生したコンクリート塊等の搬入を完了したときは、速やかにコンクリート塊等搬入完了報告書(第8号様式)に登録・認定事業者の証明を受けて工事監督員に報告しなければならない。

(建設リサイクル資材の利用)

- 第 15 条** 工事請負人は、請け負った工事において建設リサイクル資材を利用する場合は、建設リサイクル資材利用(変更)計画書(参考様式)を参照して、建設リサイクル資材の利用日時、数量等について、あらかじめ登録・認定事業者と連絡をとらなければならない。
- 2 工事請負人は、前項の規定による利用にあたっては、購入先その他の建設リサイクル資材の利用に関する内容(再生資源利用計画書)を記載した施工計画書に、第9条第3項又は横浜市要領第11条第2項(第8条の2第4項を適用したものに限る。)の規定による試験の成績書を添えて工事監督員に提出しなければならない。この場合において、建設リサイクル資材の利用時期が提出した内容の時期と異なる場合は、直近で実施した試験の成績書を提出しなければならない。
  - 3 工事請負人は、工事を完了したときは、建設リサイクル資材利用報告書(第9号様式)を工事監督員に提出しなければならない。

(疑義)

- 第 16 条** この要領について疑義が生じたときは県土整備局長の指示によるものとする。

附 則

この要領は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年3月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成16年9月8日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行前に改正前の要領第3条の登録(第8条の登録の更新を含む。)の申請をした者(登録の更新の場合にあつては、この要領の施行後に登録の有効期間が満了する者を除く。)の当該申請に係る登録の欠格事由及び登録要件については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成 17 年 3 月 7 日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 19 年 12 月 19 日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要領の施行の際現に改正前の要領第 3 条の登録（第 8 条の登録の更新を含む。）を受けている指定工場及び再生骨材の品目（再生砂 RC-10 を除く。）は、当該登録の有効期間の満了するまでの間に限り、改正後の要領第 7 条第 1 項の規定により登録した指定工場及び同項の規定により認定した建設リサイクル資材とみなす。
- 3 工事請負人による前項の規定により建設リサイクル資材とみなされた再生骨材の品目の使用については、平成 20 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例による。
- 4 改正前の要領第 14 条第 2 項、第 4 項及び第 15 条第 4 項の規定により作成した用紙は、平成 20 年 3 月 31 日まで使用することができる。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 24 年 5 月 22 日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要領の施行の際現に改正前の要領第 3 条の登録及び認定（第 8 条の登録及び認定の更新を含む。）を受けている指定工場及び建設リサイクル資材は、第 7 条第 3 項に定める当該登録及び認定の有効期間の満了するまでの間に限り、改正後の要領第 3 条の登録及び認定の規定により登録した指定工場及び認定した建設リサイクル資材とみなす。

附 則

この要領は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 8 月 24 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第9条関係） 試験項目と規格値（ふるい分け試験の粒度範囲の規格値を除く）

種 類		試験項目	規格値
呼び名	材 料		
再生粒度調整砕石 ①			
RM-40 RM-30	コンクリート塊 アスファルトコンクリート塊 路盤廃材	修正CBR試験 ②	90%以上
		塑性指数試験(PI)	4以下
		すりへり試験	50%以下
MS-40 MS-30 HMS-40 HMS-30	粒度調整鉄鋼スラグ 水硬性粒度調整鉄鋼スラグ	修正CBR試験 ②	80%以上
		呈色判定試験	呈色なし
		水浸膨張比	1.5%以上
		エージング期間	6箇月以上
		単位容積質量	1.5kg/ℓ以上
		一軸圧縮強さ	1.2Mpa以上 (12Mpa以上)
MM-40 MM-30	粒度調整熔融スラグ (徐冷スラグ)	修正CBR試験 ②	80%以上
		すりへり試験	50%以下
再生クラッシュラン ①			
RC-40	コンクリート塊 アスファルトコンクリート塊 路盤廃材	修正CBR試験 ②	30%以上
		塑性指数試験(PI)	6以下
		すりへり試験	50%以下
CS-40	クラッシュラン鉄鋼スラグ	修正CBR試験 ②	30%以上
		呈色判定試験	呈色なし
		水浸膨張比	1.5%以上
		エージング期間	6箇月以上
CM-40	クラッシュラン熔融スラグ (徐冷スラグ)	修正CBR試験 ②	20%以上
再生砂			
RC-10	コンクリート塊 アスファルトコンクリート塊 路盤廃材	修正CBR試験 ②	30%以上
		塑性指数試験(PI)	6以下
		六価クロムに係る環境基準 ③	

- 備考 ① 再生資源を100%用いたクラッシュランを「再生クラッシュラン」、粒度調整砕石を「再生粒度調整砕石」として定義した。
- ② 特に指示されない限り最大乾燥密度の95%に相当するCBRを修正CBRとする。
- ③ 環境基準は、「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年環境庁告示第46号）による。

別表第2（第9条関係） ふるい分け試験の粒度範囲の規格値

粒度範囲 (呼び名)		40~0 (RC-40) CS-40 CM-40	40~0 (RM-40) MS-40 HMS-40 MM-40	30~0 (RM-30) MS-30 HMS-30 MM-30	13.2~0 (RC-10)
通過百分率 (%)	53mm	100	100		
	37.5mm	95~100	95~100	100	
	31.5mm	—	—	95~100	
	26.5mm	—	—	—	
	19mm	50~80	60~90	60~90	
	13.2mm	—	—	—	100
	9.5mm	—	—	—	90~100
	4.75mm	15~40	30~65	30~65	50~90
	2.36mm	5~25	20~50	20~50	30~70
	1.18mm	—	—	—	20~50
	600 μm	—	—	—	10~35
	425 μm	—	10~30	10~30	5~30
	300 μm	—	—	—	3~25
	150 μm	—	—	—	0~15
	75 μm	—	2~10	2~10	0~10

備考 再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含んだ解砕されたままの見かけの骨材粒度を使用する。

別表第3（第9条第3項第1号関係） 試験実施回数

製品の種別 (呼び名)	RC-40	RM-40 RM-30	MM-40 MM-30	CM-40	CS-40	MS-40 HMS-40 MS-30 HMS-30
ふるい分け試験	毎年度1回以上実施					
修正CBR試験	毎年度1回以上実施					
塑性指数試験 (PI)	毎年度1回以上実施	試験対象外				
すりへり試験	毎年度1回以上実施			試験対象外		
呈色判定試験	試験対象外		毎年度 1回以上 実施	試験 対象外	毎年度 1回以上 実施	試験 対象外
水浸膨張比						
エージング期間						
単位容積質量				試験対象外		
一軸圧縮強さ						

備考 再生砂(RC-10)は、認定資材の対象ではないため、認定のために行う試験の実施回数は定め  
ないこととする。

別表第4（第9条第3項第2号関係） 試験実施回数

製品の種別	RC-40	RM-40 RM-30	MM-40 MM-30	CM-40	CS-40	MS-40 HMS-40 MS-30 HMS-30
試験項目						
ふるい分け試験	3箇月に 1回以上 実施	3箇月に 1回以上 実施	毎月1回以上実施			
修正CBR試験			試験対象外			
塑性指数試験(PI)			試験対象外			
すりへり試験			毎月1回 以上実施	試験対象外		
呈色判定試験	試験対象外				毎月1回以上実施	
水浸膨張比						
エージング期間						
単位容積質量						
一軸圧縮強さ						

備考 再生砂(RC-10)は、認定資材の対象ではないため、認定のために行う試験の実施回数は定め  
ないこととする。

コンクリート塊等処理指定工場登録・建設リサイクル資材認定申請書

年 月 日

神奈川県県土整備局長 殿

申請者 住所 〔法人にあつては、主たる事務  
氏名 所の所在地、名称及び代表者  
の氏名  
電話番号〕

コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領5条第1項の規定により、（ 指定工場の登録 ・ 建設リサイクル資材の認定 ） 指定工場の登録及び建設リサイクル資材の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

申請 資材 の 概要	認定対象品目名		
	申請資材名		
	寸法・規格等		
評価 基準 の 適合 状況	環境に対する安全性		<input type="checkbox"/> a 特別管理（一般・産業）廃棄物を使用していない。 <input type="checkbox"/> b 公的試験機関の試験結果、公的規格等 （ ） <input type="checkbox"/> c 石綿を原料としていない。
	再生 資源	再生資源の含有率	
		再生資源の内容	<input type="checkbox"/> コンクリート塊 <input type="checkbox"/> アスファルトコンクリート塊 <input type="checkbox"/> 路盤廃材 <input type="checkbox"/> その他（ ）
		コンクリート塊等の処理方法	
品質・性能		<input type="checkbox"/> 製品が県土整備局公共工事グリーン調達基準の別表第8に定める認定対象品目の評価基準に適合している。 （ ） <input type="checkbox"/> 再生資源が県土整備局公共工事グリーン調達基準の別表第8に定める認定対象品目の評価基準に適合している。 （ ）	
品質 管理	工 場	名称、所在地及び電話番号	
		公的規格等の取得状況	<input type="checkbox"/> J I S の認証を取得している。 （ ） <input type="checkbox"/> I S O 9 0 0 1 の認証を取得している。 （ ） <input type="checkbox"/> その他 （ ）
	品質管理責任者		
環境負荷		<input type="checkbox"/> 再生資源を含有しない資材に比べ、エネルギー消費量の増大、地球温暖化物質の増加、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出等環境負荷が著しく増大しない。	
申請者の欠格事由		<input type="checkbox"/> 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第5項第4号イからヌまで及び第14条第5項第2号イからヘまでのいずれにも該当しない。	

申請理由等	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 資材の追加・変更 <input type="checkbox"/> 工場の追加・変更 <input type="checkbox"/> 再生資源の追加・変更 <input type="checkbox"/> その他評価基準の適合に影響を及ぼす変更 認定資材名、寸法、規格等、認定機関及び認定番号 ( )
その他添付書類等	

連絡先	郵便番号		
	申請者の住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）		
	申請者の氏名（法人にあつては、名称）		
	担当所属	名 称	
		電話番号	
F A X 番号			

- 備考
- 1 「環境に対する安全性」欄は、該当する□内にレ印を記入の上、( )内に試験結果（原則として、申請日前3箇月以内に公的試験機関で行ったもの。）や適合する規格等を記入してください。
  - 2 「再生資源の内容」欄は、該当する□内にレ印を記入してください。
  - 3 「品質・性能」欄は、該当する□内にレ印を記入の上、( )内に試験結果（原則として、申請日前3箇月以内に公的試験機関で行ったもの。）や適合する規格等を記入してください。
  - 4 「工場」欄は、該当する□内にレ印を記入の上、適合する規格等を記入してください。
  - 5 「環境負荷」欄は、該当する場合は、□内にレ印を記入してください。
  - 6 「申請者の欠格事由」欄は、該当する場合は、□内にレ印を記入してください。
  - 7 「申請理由等」欄は、該当する□内にレ印を記入し、新規申請者以外は、( )内に認定資材名、寸法、規格等、認定期間及び認定番号を記入してください。
  - 8 「その他添付書類等」欄は、上記以外に添付する書類の名称を記入してください。
  - 9 申請者は正本及びその写しを提出してください。

再生資源納入証明書

年 月 日

（申請者） 殿

納入者 住所 〔法人にあつては、主たる事務所  
の所在地、名称及び代表者〕  
氏名 〔の氏名〕  
電話番号

再生資源を次のとおり納入していることを証明します。

再生資源の原料	
再生資源の原料の発生場所	
再生資源の原料の処理方法	
再生資源の内容	
再生資源の納入量（実績及び納入予定）	

備考 1 再生資源とは、グリーン調達基準の別表第8に定める評価基準のうち、表2-1に掲げる再生資源をいいます。

2 再生資源の原料が廃棄物に該当し、廃棄物処分量許可が必要となる場合は、当該許可証の写しを添付してください。

### 建設リサイクル資材の供給区域の申告書

公共工事に供給する場合、供給区域の考え方は、次のとおりです。

申請資材名	寸法・規格等	供給区域
		<input type="checkbox"/> 神奈川県全域 <input type="checkbox"/> 区域限定 ( )
		<input type="checkbox"/> 神奈川県全域 <input type="checkbox"/> 区域限定 ( )
		<input type="checkbox"/> 神奈川県全域 <input type="checkbox"/> 区域限定 ( )
		<input type="checkbox"/> 神奈川県全域 <input type="checkbox"/> 区域限定 ( )
		<input type="checkbox"/> 神奈川県全域 <input type="checkbox"/> 区域限定 ( )

- 備考 1 この書類は、資材の単価決定に当たって参考としますので、留意して作成してください。  
 なお、単価決定方法は、神奈川県県土整備局が定める設計単価の決定方法によります。  
 2 「供給区域」欄は、該当する□内にレ印を記入してください。「区域限定」にレ印を記入した場合は、次の区域名の中から該当する区域名を記入してください。

区域名	対象市町村
横浜	横浜市全域
川崎A	川崎市の川崎区、幸区
川崎B	川崎市の中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区
横須賀	横須賀市、三浦市、葉山町
逗子	逗子市
平塚	平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町
藤沢	鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町
小田原	小田原市
箱根	箱根町、真鶴町、湯河原町
相模原	相模原市（津久井区域を除く）、大和市、座間市
厚木	厚木市、海老名市、綾瀬市、愛川町、清川村
松田	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町
津久井	旧相模原市城山町、旧相模原市津久井町、旧相模原市相模湖町、旧相模原市藤野町

コンクリート塊等処理指定工場登録・建設リサイクル資材認定  
申請取下げ書

年 月 日

神奈川県県土整備局長 殿

届出者 住所 〔法人にあつては、主たる事務  
氏名 所の所在地、名称及び代表者  
の氏名〕  
電話番号

コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領第5条第2項の規定により、次の申請を取り下げたいので、届け出ます。

認定対象品目名	
申請資材名	
寸法・規格等	
申請年月日	
取下げの理由	

コンクリート塊等処理指定工場（更新）登録証・建設リサイクル資材（更新）認定証

第 号  
年 月 日

様

神奈川県県土整備局長

コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領の規定により、次のとおり（ 指定工場の（更新）登録 ・ 建設リサイクル資材の（更新）認定 ）をします。

申請者  
指定工場の名称及び所在地  
認定対象品目名  
認定資材名  
寸法・規格等  
認定期間  
認定番号  
特記事項

第4号様式（第8条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

コンクリート塊等処理指定工場登録・建設リサイクル資材認定  
更新申請書

年 月 日

神奈川県県土整備局長 殿

申請者 住所 } 法人にあつては、主たる事務  
所の所在地、名称及び代表者  
氏名 の氏名  
電話番号

コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領8条第1項の規定により、指定工場の登録及び建設リサイクル資材の認定の更新を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

更新申請資材の概要	認定対象品目名		
	認定資材名		
	寸法・規格等		
	認定番号		
評価基準の適合状況	環境に対する安全性		<input type="checkbox"/> a 特別管理（一般・産業）廃棄物を使用していない。 <input type="checkbox"/> b 公的試験機関の試験結果、公的規格等 （ ） <input type="checkbox"/> c 石綿を原料としていない。
	再生資源	再生資源の含有率	
		再生資源の内容	<input type="checkbox"/> コンクリート塊 <input type="checkbox"/> アスファルトコンクリート塊 <input type="checkbox"/> 路盤廃材 <input type="checkbox"/> その他（ ）
		コンクリート塊等の処理方法	
	品質・性能		<input type="checkbox"/> 製品が県土整備局公共工事グリーン調達基準の別表第8に定める認定対象品目の評価基準に適合している。 （ ） <input type="checkbox"/> 再生資源が県土整備局公共工事グリーン調達基準の別表第8に定める認定対象品目の評価基準に適合している。 （ ）
	品質管理	指定工場	名称、所在地及び電話番号
公的規格等の取得状況			<input type="checkbox"/> J I S の認証を取得している。 （ ） <input type="checkbox"/> I S O 9 0 0 1 の認証を取得している。 （ ） <input type="checkbox"/> その他 （ ）
		品質管理責任者	

環境負荷	<input type="checkbox"/> 再生資源を含有しない資材に比べ、エネルギー消費量の増大、地球温暖化物質の増加、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出等環境負荷が著しく増大しない。
申請者の欠格事由	<input type="checkbox"/> 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 7 条第 5 項第 4 号イからヌまで及び第 14 条第 5 項第 2 号イからヘまでのいずれにも該当しない。
その他添付書類等	

連絡先	郵便番号		
	申請者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）		
	申請者の氏名（法人にあっては、名称）		
	担当所属	名称	
		電話番号	
F A X 番号			

- 備考 1 「環境に対する安全性」欄は、該当する□内にレ印を記入の上、（ ）内に試験結果（原則として、申請日前 1 年以内に公的試験機関で行ったもの。）や適合する規格等を記入してください。
- 2 「再生資源の内容」欄は、該当する□内にレ印を記入してください。
- 3 「品質・性能」欄は、該当する□内にレ印を記入の上、（ ）内に試験結果（原則として、申請日前 1 年以内に公的試験機関で行ったもの。）や適合する規格等を記入してください。
- 4 「指定工場」欄は、認定資材の製造工場すべてを記入するとともに、該当する□内にレ印を記入の上、適合する規格等を記入してください。
- 5 「環境負荷」欄は、該当する場合は、□内にレ印を記入してください。
- 6 「申請者の欠格事由」欄は、該当する場合は、□内にレ印を記入してください。
- 7 「その他添付書類等」欄は、上記以外に添付する書類の名称を記入してください。
- 8 申請者は正本及びその写しを提出してください。

## コンクリート塊等受入・建設リサイクル資材販売状況報告書

登録・認定事業者名

作成責任者  
連絡先電話  
作成年月日

（年度分）		（単位:m3）
	受入量	左における受入量のうち県土整備局発注工事からの受入分
コンクリート塊		
アスファルト・コンクリート塊		
路盤廃材		
総計		

（年度分）				（単位：m3）
	認定番号	認定期間	販売量	左における販売量のうち県土整備局発注工事への販売分
再生クラッシュラン RC-40				
再生粒度調整砕石 RM-40				
再生粒度調整砕石 RM-30				
総計				

- 備考 1 再生砂RC-10は記入しないこと。
- 2 再生資源にJIS A 5015 道路用鉄鋼スラグ又はJIS A 5032 一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグを用いた建設リサイクル資材については、括弧内に次の区分により「呼び名」を記入し、「呼び名」毎に販売実績を記入すること。

再生資源	種 類	呼び名
JIS A 5015 道路用鉄鋼スラグ	粒度調整鉄鋼スラグ	MS-40 MS-30
	水硬性粒度調整鉄鋼スラグ	HMS-40 HMS-30
	クラッシュラン鉄鋼スラグ	CS-40
JIS A 5032 一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグ	粒度調整溶融スラグ	MM-40 MM-30
	クラッシュラン溶融スラグ	CM-40

コンクリート塊等処理指定工場・建設リサイクル資材変更届

年 月 日

神奈川県県土整備局長 殿

届出者 住所（法人にあつては、主たる事務  
所の所在地、名称及び代表者  
氏名 の氏名  
電話番号

コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領第10条第1項の規定により、次の登録及び認定について変更が生じたので、届け出ます。

指定工場の名称 及び所在地	
認定対象品目名	
認定資材名	
寸法・規格等	
認定年月日	
認定番号	

変 更 内 容

変更事項	
変更前	
変更後	

備考 1 法人にあつては、名称又は代表者の変更の場合は、変更事項が確認できる法人の登記事項証書の写しを添付してください。

コンクリート塊等処理指定工場・建設リサイクル資材承継届

年 月 日

神奈川県県土整備局長 殿

届出者 住所（法人にあつては、主たる事務  
所の所在地、名称及び代表者  
の氏名）  
氏名  
電話番号

コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領第10条第2項の規定により、次の登録及び認定について承継しましたので、届け出ます。

指定工場の名称 及び所在地	
認定対象品目名	
認定資材名	
寸法・規格等	
認定年月日	
認定番号	

承 継 内 容

承継の理由	
承継年月日	
その他参考となる事項	

- 備考
- 1 次の書類を添付してください。
  - 2 法人の登記事項証明書の写し
  - 3 会社案内等の広報資料
  - 4 廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処分業許可証の写し及び産業廃棄物処理施設設置許可証の写し
  - 5 工場の全体配置図及び写真、再生資源及び申請資材の保管場所、申請資材の製造工程の概要、プラント設備、重機械等の処理能力及び数量等の資料
  - 6 夜間の搬入、搬出についての付近住民への説明結果報告書
  - 7 品質管理体制に係る資料
  - 8 その他県土整備局長が必要と認める書類

コンクリート塊等処理指定工場・建設リサイクル資材廃止届

年 月 日

神奈川県県土整備局長 殿

届出者 住所（法人にあつては、主たる事務）  
氏名（所の所在地、名称及び代表者）  
の氏名  
電話番号

コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領第10条第3項の規定により、次の登録及び認定を廃止したく届け出ます。

指定工場の名称 及び所在地	
認定対象品目名	
認定資材名	
寸法・規格等	
認定年月日	
認定番号	
廃止の理由	

## コンクリート塊等搬入完了報告書

年 月 日

〔事務所工事監督員〕

殿

〔請負人〕

(所在地)

(商号又は名称)

(現場代理人)

1 工事名

2 路線・河川名

3 施工箇所

4 契約工期

年 月 日 から 年 月 日まで

この工事において搬入したコンクリート塊等の数量及び搬入期間は次のとおりでしたので報告します。

コンクリート塊等の種類	数量	搬入期間	備考
コンクリート塊	m <sup>3</sup>	年 月 日 から 年 月 日 まで	
アスファルト・コンクリート塊	m <sup>3</sup>	年 月 日 から 年 月 日 まで	
路盤廢材	m <sup>3</sup>	年 月 日 から 年 月 日 まで	

上記のとおりであることを証明します。

年 月 日

〔証明者〕

(登録・認定事業者)

(所在地)

(品質管理者)

## 建設リサイクル資材利用報告書

年 月 日

〔事務所工事監督員〕

殿

〔請負人〕

(所在地)

(商号又は名称)

(現場代理人)

- 1 工事名
- 2 路線・河川名
- 3 施工箇所
- 4 契約工期 年 月 日 から 年 月 日まで

この工事において使用した建設リサイクル資材は次のとおりでしたので報告します。

認定資材名	規格・寸法等	認定番号	数量	使用期間	備考
				年 月 日 から 年 月 日 まで	
				年 月 日 から 年 月 日 まで	
				年 月 日 から 年 月 日 まで	
				年 月 日 から 年 月 日 まで	

上記のとおりであることを証明します。

年 月 日

〔証明者〕

(登録・認定事業者)

(所在地)

(品質管理責任者)

## コンクリート塊等搬入(変更)計画書

年 月 日

[登録・認定事業者]

殿

[請負人]

(所在地)

(商号又は名称)

(現場代理人)

- 1 工事名
- 2 路線・河川名
- 3 施工箇所
- 4 契約工期                      年 月 日 から                      年 月 日まで

コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領第14条第1項の規定により、この工事において発生するコンクリート塊等の数量及び搬入予定期間について連絡します。

コンクリート塊等の種類	数量	搬入予定期間	備考
コンクリート塊	m <sup>3</sup>	年 月 日 から 年 月 日 まで	
アスファルト・コンクリート塊	m <sup>3</sup>	年 月 日 から 年 月 日 まで	
路盤廃材	m <sup>3</sup>	年 月 日 から 年 月 日 まで	

## 建設リサイクル資材 利用(変更)計画書

年 月 日

[登録・認定事業者]

殿

[請負人]

(所在地)

(商号又は名称)

(現場代理人)

- 1 工事名
- 2 路線・河川名
- 3 施工箇所
- 4 契約工期 年 月 日 から 年 月 日まで

コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領第15条第1項の規定により、この工事における建設リサイクル資材の使用予定は次のとおりです。

認定資材名	規格・寸法等	認定番号	数量	使用期間	備考
				年 月 日 から 年 月 日 まで	
				年 月 日 から 年 月 日 まで	
				年 月 日 から 年 月 日 まで	
				年 月 日 から 年 月 日 まで	

## コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領 申請書記載例

○コンクリート塊等処理指定工場登録

・ 建設リサイクル資材認定申請に係る関係書類……………5-28

○再生骨材等……………5-29

## コンクリート塊等処理指定工場登録・建設リサイクル資材認定 申請に係る関係書類

	新規 申請
* 必須書類	
1 コンクリート塊等処理指定工場登録・建設リサイクル資材認定申請書 (第1号様式)	1
2 建設リサイクル資材の供給区域の申告書 (第1号様式別紙2)	2
3 法人の登記事項証明書の写し (申請日から起算して3箇月以内のもの。)	3
4 その他添付書類等 ( 会社案内 申請資材に係る広報資料等 )	4
5 再生資源の含有率の根拠となる計算式等の資料	5
6 コンクリート塊等受入・建設リサイクル資材販売状況報告書 (第5号様式)	6
7 公的試験機関が行う品質・性能に係る試験結果 (申請日前3箇月以内に行ったもの。)	7
8 廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処分業許可証の写し及び産業廃棄物処理 施設設置許可証の写し	8
9 工場の全体配置図及び写真、再生資源及び申請資材の保管場所、申請資 材の製造工程の概要、プラント設備、重機械等の処理能力及び数量等の資料	9
10 夜間の搬入、搬出についての付近住民への説明結果報告書	10
11 品質管理体制に係る資料 (社内体制書面等)	11
* 以下については該当する場合提出が必要です。	
12 申請者以外が製造した再生資源 (JIS A 5015 道路用鉄鋼スラグ及び JIS A 5032 一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用 溶融スラグに限る。) を用いた資材は、「再生資源納入証明書 (第1号様式 別紙1)」	
13 ISO9001 認証取得工場においては、認証の写し及び認証の範囲を示す 書類の写し	
14 その他公的団体の認証評定取得工場においては、証明書類の写し	

目次どおりに付箋をつける

コンクリート塊等処理指定工場登録・建設リサイクル資材

1

令和〇年〇月〇日

神奈川県県土整備局長 殿

ポスト投函日

申請者 住所 神奈川県〇〇市〇〇町〇〇  
 氏名 〇〇株式会社  
 代表取締役 〇〇 〇〇  
 電話番号 (〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇

コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領5条第1項の規定により、（指定工場の登録・建設リサイクル資材の認定）を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

申請資材の概要	認定対象品目名	再生骨材等			
	申請資材名	石材	石材	石材	石材
寸法・規格等	再生クラック	再生粒度調整	再生粒度調整	再生粒度調整	再生粒度調整
	シャーラン RC-40	砕石 RM-40	砕石 RM-30	砕石 MM-40	
評価基準の適合状況	環境に対する安全性		<input checked="" type="checkbox"/> a 特別管理（一般・産業）廃棄物を使用していない。 <input type="checkbox"/> b 公的試験機関の試験結果、公的規格等 （ ） <input checked="" type="checkbox"/> c 石綿を原料としていない。		
	再生資源	再生資源の含有率	100%（別紙のとおり）		
		再生資源の内容	<input checked="" type="checkbox"/> コンクリート塊 <input checked="" type="checkbox"/> アスファルトコンクリート塊 <input checked="" type="checkbox"/> 路盤廃材 <input checked="" type="checkbox"/> その他（JIS A 5032 一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグ）		
	コンクリート塊等の処理方法	破碎し寸法、規格別に分級			
品質・性能	<input checked="" type="checkbox"/> 製品が県土整備局公共工事グリーン調達基準の別表第8に定める認定対象品目の評価基準に適合している。 （ ） <input checked="" type="checkbox"/> 再生資源が県土整備局公共工事グリーン調達基準の別表第8に定める認定対象品目の評価基準に適合している。 （ ）				
品質管理	工場	名称、所在地及び電話番号	〇〇株式会社〇〇工場 神奈川県〇〇市〇〇町〇〇 (〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇		
		公的規格等の取得状況	<input type="checkbox"/> J I S の認証を取得している。 （ ） <input type="checkbox"/> I S O 9 0 0 1 の認証を取得している。 （ ） <input type="checkbox"/> その他 （ ）		
	品質管理責任者	工場長 〇〇 〇〇			
環境負荷	<input checked="" type="checkbox"/> 再生資源を含有しない資材に比べ、エネルギー消費量の増大、地球温暖化物質の増加、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出等環境負荷が著しく増大しない。				

申請者の欠格事由	<input checked="" type="checkbox"/> 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 7 条第 5 項第 4 号イからヌまで及び第 14 条第 5 項第 2 号イからヘまでのいずれにも該当しない。
申請理由等	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 資材の追加・変更 <input type="checkbox"/> 工場の追加・変更 <input type="checkbox"/> 再生資源の追加・変更 <input type="checkbox"/> その他評価基準の適合に影響を及ぼす変更 認定資材名、寸法、規格等、認定機関及び認定番号 ( )
その他添付書類等	・会社案内 ・申請資材のパフレット

連絡先	郵便番号	〒〇〇〇-〇〇〇〇
	申請者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	神奈川県〇〇市〇〇町〇〇
	申請者の氏名（法人にあっては、名称）	〇〇株式会社
	担当所属	〇〇課〇〇係
		電話番号
	F A X 番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

- 備考 1 「環境に対する安全性」欄は、該当する□内にレ印を記入の上、( )内に試験結果（原則として、申請日から起算して3箇月以内に公的試験機関で行ったもの。）や適合する規格等を記入してください。
- 2 「再生資源の内容」欄は、該当する□内にレ印を記入してください。
- 3 「品質・性能」欄は、該当する□内にレ印を記入の上、( )内に試験結果（原則として、申請日から起算して3箇月以内に公的試験機関で行ったもの。）や適合する規格等を記入してください。
- 4 「工場」欄は、該当する□内にレ印を記入の上、適合する規格等を記入してください。
- 5 「環境負荷」欄は、該当する場合は、□内にレ印を記入してください。
- 6 「申請者の欠格事由」欄は、該当する場合は、□内にレ印を記入してください。
- 7 「申請理由等」欄は、該当する□内にレ印を記入し、新規申請者以外は、( )内に認定資材名、寸法、規格等、認定期間及び認定番号を記入してください。
- 8 「その他添付書類等」欄は、上記以外に添付する書類の名称を記入してください。
- 9 申請者は正本及びその写しを提出してください。

目次どおりに付箋をつける

建設リサイクル資材の供給区域の申告書

2

公共工事に供給する場合、供給区域の考え方は、次のとおりです。

申請資材名	寸法・規格等	供給区域
石材	再生クラッシャーラン RC-40	<input checked="" type="checkbox"/> 神奈川県全域 <input type="checkbox"/> 区域限定 ( )
石材	再生粒度調整碎石 RM-40	<input checked="" type="checkbox"/> 神奈川県全域 <input type="checkbox"/> 区域限定 ( )
石材	再生粒度調整碎石 RM-30	<input checked="" type="checkbox"/> 神奈川県全域 <input type="checkbox"/> 区域限定 ( )
石材	再生粒度調整碎石 MM-40	<input checked="" type="checkbox"/> 神奈川県全域 <input type="checkbox"/> 区域限定 ( )
		<input type="checkbox"/> 神奈川県全域 <input type="checkbox"/> 区域限定 ( )

- 備考 1 この書類は、資材の単価決定に当たって参考としますので、留意して作成してください。  
 なお、単価決定方法は、神奈川県県土整備局が定める設計単価の決定方法によります。  
 2 「供給区域」欄は、該当する□内にレ印を記入してください。「区域限定」にレ印を記入した場合は、次の区域名の中から該当する区域名を記入してください。

区域名	対象市町村
横浜	横浜市全域
川崎A	川崎市の川崎区、幸区
川崎B	川崎市の中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区
横須賀	横須賀市、三浦市、葉山町
逗子	逗子市
平塚	平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町
藤沢	鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町
小田原	小田原市
箱根	箱根町、真鶴町、湯河原町
相模原	相模原市（津久井区域を除く）、大和市、座間市
厚木	厚木市、海老名市、綾瀬市、愛川町、清川村
松田	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町
津久井	旧相模原市城山町、旧相模原市津久井町、旧相模原市相模湖町、旧相模原市藤野町

## 履歴事項全部証明書

(申請日前3ヶ月以内に法務局で入手したもの)  
共同企業体の場合、全ての会社分を添付してください

目次どおりに  
付箋をつける

3

## 会社案内、製品パンフレットなど

(ホームページ掲載の該当ページをプリントアウトしたものでも構いません)

目次どおりに  
付箋をつける

4

## 再生資源の含有率一覧表

(任意様式)

再生資源を 100%使用していることがわかるように記載してください。

ただし、JIS A 5032 一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を熔融固化した道路用熔融スラグを用いる場合は、出荷時の質量比で5%程度含有していることがわかるように記載してください。

資材名	再生資源①		再生資源以外の資源②	
	含有率		含有率	
RC-40		100 %		0 %
	コンクリート塊			
	アスファルトコンクリート塊			
	路盤廃材			

目次どおりに  
付箋をつける

5



### 再生資源納入証明書

令和〇年〇月〇日

〇〇株式会社  
代表取締役 〇〇 〇〇 殿

納入者 住所 神奈川県〇〇市〇〇町〇〇  
氏名 〇〇株式会社  
代表取締役 〇〇 〇〇  
電話番号 (〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇

再生資源を次のとおり納入していることを証明します。

再生資源の原料	一般廃棄物
再生資源の原料の発生場所	各自治体の清掃工場
再生資源の原料の処理方法	一般廃棄物焼却灰を溶融
再生資源の内容	JIS A 5032 一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグ
再生資源の納入量（実績及び納入予定）	〇〇 t

- 備考 1 再生資源とは、グリーン調達基準の別表第8に定める評価基準のうち、表2-1に掲げる再生資源をいいます。  
2 再生資源の原料が廃棄物に該当し、廃棄物処分業許可が必要となる場合は、当該許可証の写しを添付してください。

目次どおりに  
付箋をつける

7

# 公的試験機関が行う品質・性能に係る試験結果

申請日前3ヶ月以内に交付された試験結果の写しを添付してください

目次どおりに  
付箋をつける

8

- ①製造工場の全体配置図
- ②製造工場の写真
- ③再生資源及び申請資材の保管場所
- ④申請資材の製造工程の概要図等

目次どおりに  
付箋をつける

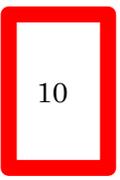
9

## 夜間の搬入搬出についての付近住民への説明結果報告書

- ・近隣に住居や工場等企業の施設がある場合、施設設置及び夜間搬入等に関する説明を行い、その結果を報告してください。
- ・報告書と合わせて説明を行った箇所が分かる地図等を添付してください。
- ・施設を設置した際に説明・周知をしているのであれば、設置当初の説明書類等を添付することで、代えることができます。



目次どおりに  
付箋をつける



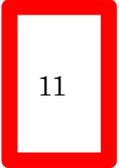
10

## 品質管理体制に係る資料

- 品質管理責任者が確認できる資料
- 社内の品質管理（製品製造時、製品規格、製品保管時など）に関する社内マニュアルなど



目次どおりに  
付箋をつける



11

## 共通事項

### (申請)

**Q1-1 共同企業体（いわゆるJV）で申請することはできるか。**

同一の申請資材について、それぞれの製造者が責任をもって管理することができる場合は、それらの製造者が連名で申請することができます。

### (環境に対する安全性)

**Q2-1 環境に対する安全性に係る公的試験機関は具体的にどこですか。**

公的試験機関の範囲は次のとおりです。

- 1 国、県が所管している試験機関
- 2 登録試験事業所（工業標準化法第57条の規程に基づき登録を受けた試験所）
- 3 環境計量証明事業所（計量法第107条の規程に基づき、濃度の事業区分により登録を受けた事業所）
- 4 JIS Q 17025 基づき認定登録を受けた試験所
- 5 一般財団法人、公益財団法人の検査機関

**Q2-2 評価基準の「②環境に対する安全性」の「C. 石綿を原料としていないこと」という基準を設けた趣旨は何か。**

平成18年9月より石綿をその重量の0.1%を超えて含有するすべての物の製造は禁止されたところですが、県土整備局発注工事においては現在、「使用する全ての建材は、石綿を原材料としていないものを用いて施工する」ようになっており、「石綿を原材料としていない証明書」等の提出を求めているところです。建設リサイクル資材も石綿を原料としているものは使用できないため、基準の一つとしたものです。

### (再生資源)

**Q3-1 申請書（第1号様式）の「再生資源の含有率」は、前年度の実績でも評価基準を満たしていないといけないか。**

申請の際に、申請しようとする製品が評価基準の「再生資源の含有率」を満たしていればよいです。

**Q3-2 「再生資源利用状況報告書（第1号様式別紙1）」の「再生資源の原料の発生場所」は、個々に把握していないが、どのように記載すればよいか。また、使用する再生資源の発生元は神奈川県内に限定するののか。**

神奈川県内の発生廃棄物がどのくらい含まれているかを把握したいと考えていますので、主に神奈川県内の発生廃棄物の発生場所を中心に自ら又は納入業者等で把握している範囲内で記載してください。また、使用する再生資源の発生元を完全に把握することは困難と考えられますので、神奈川県内に必ずしも限定することはできませんが、神奈川県内の発生廃棄物を活用した資材であることが期待されます。

**Q3-3 「再生資源利用状況報告書（第1号様式別紙1）」の「申請資材での年間の再生資源の使用量」と「再生資源納入証明書（第1号様式別紙2）」の「再生資源の納入量（実績及び納入予定）」は合致する必要があるか。**

複数の事業者が再生資源を納入している場合は、「再生資源利用状況報告書（第1号様式別紙1）」の再生資源の使用量は、その複数の「再生資源納入証明書」の納入量の合計と合うことが原則です。分からない部分があるなど合致しない場合は、その理由の説明が必要となります。

**Q3-4 再生資源の納入業者が複数ある場合は、すべての納入業者から証明をしてもらう必要があるか。それとも代表的なものでよいか。**

基本的には、すべての納入業者の証明が必要です。

**Q3-5 再生資源の含有率の根拠となる計算式等の資料としてはどのような資料の添付が必要か。**

グリーン調達基準の別表第8に定める評価基準に算定式が明記されている資材はその算定式で算定した資料（配合計画書等）、その他算定式が明記されていない資材は製造予定のリサイクル認定資材中の再生資源の含有率を定量的に説明する資料の添付が必要です。

## (品質管理)

Q5-1 神奈川県外の工場で建設リサイクル資材を製造している場合でも、申請できるか。

建設リサイクル資材の製造工場の所在地に関係なく、神奈川県県土整備局建設リサイクル資材評価実施要領に定める申請要件を満たせば申請できます。

Q5-2 申請資材を複数の工場で JIS を取得して製造している場合は、申請書（第1号様式）の「製造工場」欄はその複数の工場を記載するのか。

個別具体的に判断することになりますので、申請の際にその旨申し出て下さい。

## (環境負荷)

Q6-1 申請書（第1号様式）の「環境負荷」は証明する必要があるか。

証明の必要はありません。「再生資源を含有しない資材に比べ、エネルギー消費量の増大、地球温暖化物質の増加、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出等環境負荷が著しく増大しない。環境負荷が著しく増大しない」かどうかは、申請者の方が申請資材の状況を自ら検証して申告することになります。

## (認定)

Q7-1 認定資材に関して変更があった場合には、どのような手続が必要か。

既に認定を受けている建設リサイクル資材について、工場の追加・変更、再生資源の追加・変更、取得している公的規格の変更等その他評価基準の適合に影響を及ぼすような変更がある場合は、認定の前提条件が変わることになりますので、改めて、認定申請の手続が必要となります。

Q7-2 認定資材は、実施要領により認定を受けた旨の表示を認定資材に付することができることになっているが、どのような表示ができるか。

具体的な表示内容は定めませんが、認定事業者は、当該認定資材において、神奈川県県土整備局建設リサイクル資材評価実施要領により認定を受けた資材であるという事実のみを表示できるという趣旨です。

(例)「神奈川県県土整備局建設リサイクル認定資材」

「神奈川県県土整備局建設リサイクル資材 認定番号〇〇〇〇」 等

Q7-3 評価基準の改正に伴い、改正前の評価基準に基づく認定資材は、どのような扱いになるのか。また、更新申請を行うことは可能なのか。

改正前の評価基準に基づく認定資材は、神奈川県県土整備局建設リサイクル資材認定証に記載された認定の有効期間が満了するまでの間に限り、認定資材とみなします。

建設リサイクル資材の認定の更新申請においては、改正後の評価基準により審査が行われます。

## (認定対象品目)

Q8-1 今後、認定対象品目は増やしていくのか。

「認定対象品目」は、県土整備局公共工事グリーン調達基準に定める特定調達品目（国の基準に準じたもの。）の中から、神奈川県県土整備局建設リサイクル資材評価委員会に意見を聴いた上で、次の基本的考え方を勘案して該当するものを移行して位置付けていく予定です。

(基本的考え方)

- ・県土整備局公共工事で利用が見込まれる。
- ・県内外の3社以上で製造され、県内で入手可能である。
- ・県内発生廃棄物を活用したリサイクル資材の利用や県内のリサイクル資材製造業者の育成に向けて寄与する。

## (資材の募集)

Q9-1 今後、資材の募集はどのように考えているか。

県のホームページにより認定資材を募集していく予定です。

## (指定登録機関)

Q10-1 神奈川県外の工場でもコンクリート塊等処理指定工場として申請できるのか。

コンクリート塊等の処理工場の所在地に関係なく、「コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領」に定める要件を満たせば申請できます。ただし、県内の再生砕石の在庫状況を踏まえ、受付を停止する場合がありますので技術管理課ホームページ「県土整備局の指定工場制度（コンクリート塊等）」を確認してください。

## 個別事項

### (再生加熱アスファルト混合物)

Q12-1 評価基準の「⑤品質管理」の「公的規格等取得工場」とは何か。

アスファルト混合物事前審査認定製品の製造がなされている工場を指します。

### (再生コンクリート二次製品)

Q13-1 評価基準の「③再生資源の含有率」において、高炉セメントとフライアッシュセメントを混合して使用した製品の再生資源の含有率の算定はどのようにすればよいか。

高炉セメント及びフライアッシュセメントは、それぞれ JIS で3種の分類がなされているため、その分類ごとに計算した含有分量値を合計して算定してください。

Q13-2 特殊な工事等で受注生産するような製品は認定の対象となるのか。

評価基準の「①評価対象資材」に掲げる製品の規格が対象です。受注生産品は想定していません。

Q13-3 評価基準の「⑤品質管理」の「公的規格等取得工場」とは何か。

JIS マーク製品の製造がなされている工場を指します。

### (再生舗装用ブロック (平板、インターロッキングブロック))

Q14-1 特殊な工事等で受注生産するような製品は認定の対象となるのか。

評価基準の「①評価対象資材」に掲げる製品の規格が対象です。受注生産品は想定していません。

Q14-2 製品が複数色ある場合、同時に申請することは可能か。

寸法規格等、再生資源の含有率、原料の組成、製品の単価等が同一であれば、複数色を同時に申請することは可能です。なお、これらの複数色のものは、一つの認定資材となります。

Q14-3 評価基準の「⑤品質管理」の「公的規格等取得工場」とは何か。

申請資材に係る日本産業規格適合性認証書に記載された、JIS マーク製品製造工場を指します。

### (再生木質ボード)

Q15-1 評価基準の「③再生資源の含有率」にある「木質部の原料として概ね 100%使用していること」の「概ね 100%」とは何%まで認めるのか。

再生資源である木質材料又は植物繊維を木質部の原料に対する質量比で 80%程度とします。

Q15-2 木質セメント板における評価基準の「②環境に対する安全性」の試験は、木質部分だけでよいか。

製品又は再生資源 (木質部) において必要です。

Q15-3 評価基準の「②環境に対する安全性」の「d. 建築基準法施行令第 20 条の 7 の技術基準で使用制限を受けない材料」とは何か。

JIS に定めるホルムアルデヒドの放散量による等級区分及びその表示記号「F☆☆☆☆」に適合している建築材料が該当します。

Q15-4 評価基準の「⑤品質管理」の「公的規格等取得工場」とは何か。

申請資材に係る日本産業規格適合性認証書に記載された、JIS マーク製品製造工場を指します。

Q15-5 再生資源を複数から納入されている場合、再生資源納入証明書(第 1 号様式別紙 2)の提出はどうしたらよいか。

再生資源の納入が複数ある場合、再生資源納入証明書は、数量の多い上位 5 者分を提出してください。

### (排水・通気用再生硬質塩化ビニル管)

Q16-1 評価基準の「①評価対象資材」で、硬質塩化ビニル管継手は対象になるか。

対象としていません。

Q16-2 評価基準の「①評価対象資材」で、塩ブライニング鋼管は対象になるか。

対象としていません。

Q16-3 塩化ビニル管・継手協会規格の場合の品質・性能の証明はどのようにすればよいか。

「塩化ビニル管・継手協会」で、塩化ビニル管・継手協会規格に適合しているかどうか証明していたらと聞いていますので、当該証明書類を添付してください。証明書類発行に必要な書類等詳細は「塩化ビニル管・継手協会」にお問い合わせください。

Q16-4 評価基準の「⑤品質管理」の「公的規格等取得工場」とは何か。

次のいずれかを指します。

- 1 申請資材に係る日本産業規格適合性認証書に記載された、JIS マーク製品製造工場
- 2 ISO9001 の認証を取得している工場

#### (再生セラミックタイル)

Q17-1 評価基準の「①評価対象資材」の表7-1の注)に「一の製品」とあるが、製品が複数色ある場合、同時に申請することは可能か。

製品名、再生資源の含有率、原料の組成、製品の単価が同一であれば、複数色を同時に申請することは可能です。なお、これらの複数色のものは、一つの認定資材となります。

Q17-2 評価基準の「①評価対象資材」の表7-2に掲げる再生資源以外の再生資源を含有している再生セラミックタイルは、評価対象資材となるか。

表7-2に掲げる再生資源以外の再生資源を含有する再生セラミックタイルは評価対象資材となりません。

Q17-3 評価基準の「⑤品質管理」の「公的規格等取得工場」とは何か。

申請資材に係る日本産業規格適合性認証書に記載された、JIS マーク製品製造工場を指します。

#### (再生ビニル系床材)

Q18-1 評価基準の「①評価対象資材」の表8-1の注)に「一の製品」とあるが、コンポジションビニル床タイルの色が複数ある場合、同時に申請することは可能か。

製品名、再生資源の含有率、原料の組成、製品の単価が同一であれば、複数色を同時に申請することは可能です。なお、これらの複数色のものは、一つの認定資材となります。

Q18-2 評価基準の「②環境に対する安全性」の「工場内副産物」とは何か。

「製品の製造工程で発生する端材、余材及び不良品」を指します。

Q18-2 評価基準の「②環境に対する安全性」の試験結果が必要ないのは、どのような場合か。

含有する再生資源が、「工場内副産物」のみであり、その「工場内副産物」にも農じや医療用プラスチック等「工場内副産物」以外のものを含有していない場合は、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素の試験結果は必要ありません。

Q18-4 評価基準の「②環境に対する安全性」の「c. 建築基準法施行令第20条の7の技術基準で使用制限を受けない材料」とは何か。

JISに定めるホルムアルデヒドの放散量による等級区分及びその表示記号「F☆☆☆☆」に適合している建築材料が該当します。

Q18-5 評価基準の「⑤品質管理」の「公的規格等取得工場」とは何か。

申請資材に係る日本産業規格適合性認証書に記載された、JIS マーク製品製造工場を指します。

**(再生人造鉱物繊維断熱材 (グラスウール断熱材・ロックウール断熱材))**

Q19-1 評価基準の「①評価対象資材」の「廃ガラス」とは何を指すか。

以下のいずれかを指します。

- 1 ガラスカレット
- 2 グラスウール製品を製造する工程の廃棄ルートから発生するガラス又は不良品。ただし、グラスウール製品の製造工程内で発生し、再び同一の工程(工場)内で原料として使用されるものは除く。
- 3 グラスウール製品として使用された後に、廃棄されたグラスウール製品。

Q19-2 評価基準の「①評価対象資材」の工場内副産物とは何か。

ロックウール製品の製造過程で発生する端材、不良品、ショット(綿状にならなかった粒状のもの)を指します。

Q19-3 評価基準の「①評価対象資材」のロックウール製品の廃材とは何か。

施工時に発生するロックウール製品の端材、不良品、又は使用後に廃棄されるロックウール製品を指します。

Q19-4 評価基準の「②環境に対する安全性」の「c. 建築基準法施行令第20条の7の技術基準で使用制限を受けない材料」とは何か。

JISに定めるホルムアルデヒドの放散量による等級区分及びその表示記号「F☆☆☆☆」に適合している建築材料が該当します。

Q19-5 評価基準の「⑤品質管理」の「公的規格等取得工場」とは何か。

申請資材に係る日本産業規格適合性認証書に記載された、JIS マーク製品製造工場を指します。JIS マーク製品においては、その製造工場が記載された日本産業規格適合性認証書の写し

**(再生骨材コンクリート)**

Q20-1 評価基準の「①評価対象資材」の表10-2に掲げる再生資源以外の再生資源を含有している再生骨材コンクリートは、評価対象資材となるか。

表10-2に掲げる再生資源以外の再生資源を含有する再生生コンクリートは評価対象資材となりません。

Q20-2 評価基準の「③再生資源の含有率」、「④品質性能」及び「⑤品質管理」に適合していることを証明する書類とは何か。

次の書類を指します。

- 1 申請資材とその製造工場が記載された、日本産業規格適合性認証書又は国土交通大臣認定書の写し
- 2 配合報告書

Q20-3 評価基準の「⑤品質管理」の「公的規格等取得工場」とは何か。

申請資材に係る日本産業規格適合性認証書に記載された、JIS マーク製品製造工場又は国土交通大臣認定材料製造工場を指します。

**(再生生コンクリート)**

Q21-1 評価基準の「⑤品質管理」の「公的規格等取得工場」とは何か。

申請資材に係る日本産業規格適合性認証書に記載された、JIS マーク製品製造工場を指します。